

令和6年（2024年）12月5日（木曜日）

第 2 号

令和6年第4回
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

第2号

令和6年(2024年)12月5日(木曜日)

出席委員

委員長

内田 尊之 君

副委員長

川 澄 宗之介 君

清 水 敬 弘 君

板 谷 よしひさ 君

伊 東 尚 悟 君

戸 田 安 彦 君

藤 井 辰 吉 君

海 野 真 樹 君

滝 口 直 人 君

中 川 浩 利 君

畠 山 みのり 君

赤 根 広 介 君

檜 垣 尚 子 君

出席説明員

公営企業管理者 天 沼 宇 雄 君

企業局長 松 田 尚 子 君

企業局次長 寺 崎 将 君

総務課長 奥 河 俊 明 君

発電課長 相 良 光 彦 君

発電施設整備
担当課長 長 谷 匠 美 君

発電制御室長 佐 藤 裕 一 君

工業用水道課長 小 林 美 香 君

工業用水道施設整備
担当課長
兼石狩湾新港地域
工業用水道管理
事務所長

川 野 宏 之 君

配水施設建設室長

上 田 慎 二 君

保健福祉部長
兼感染症対策監

古 岡 昇 君

保健福祉部
子ども応援社会
推進監

野 澤 めぐみ 君

保健福祉部次長

高 山 圭 一 君

地域医療推進局長

東 幸 彦 君

健康安全局長

竹 内 正 人 君

感染症対策局長

岡 村 卓 治 君

福祉局長

山 谷 智 彦 君

子ども政策局長

森 みどり 君

医療体制担当局長

植 村 直 樹 君

子育て支援担当局長

堤 俊 輔 君

総務課長

片 山 崇 君

政策調整担当課長

佐々木 隆 行 君

地域医療課長

川 上 禎 之 君

医師確保担当課長

本 村 繁 君

地域医療課
医療参事
兼医務薬務課
医療参事

大 原 宰 君

医務薬務課長

吉 田 亮 輔 君

地域保健課長

松 田 彰 仁 君

戦略推進担当課長

久々江 秀 範 君

医療体制担当課長

野 田 友 二 君

地域福祉課長

秋 田 裕 幸 君

保護担当課長

田 原 良 英 君

【第1分科会 12月5日 第2号】

障がい者保健福祉課長	徳田泰則君	議会事務局職員出席者	
精神医療担当課長	西本司君	議事課主幹	三上健治君
高齢者保健福祉課長	菊谷克己君	議事課主査	水口まち子君
子ども政策企画課長	工藤晴光君	同	相田恵君
子ども成育支援担当課長	中村浩君	同	斉藤晃俊君
子ども家庭支援課長	和田宏一君	同	福士元啓君
虐待防止対策担当課長	野邊聡君	同	中川典彦君
		同	大西健君
		同	井端卓君

午前 10 時 開議

○内田尊之委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔水口主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、村田憲俊議員の委員辞任を許可し、檜垣尚子議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

伊東尚悟委員

赤根広介委員

であります。

○内田尊之委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田尊之委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○内田尊之委員長 それでは、議案第1号、第21号、第32号、第33号、第36号及び報告第1号を一括議題といたします。

1. 企業局所管審査

○内田尊之委員長 これより企業局所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

藤井辰吉君。

○藤井辰吉委員 では、これから1時間半ほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

電気事業の利益処分、また、急を要する事業等々の流れについて伺ってまいります。

企業局では、水力を用いたクリーンな電力を供給し、国の電力システム改革や効率的な施設の運用などにより大きな収益を確保しつつ、道のゼロカーボン施策に貢献するために一般会計に利益の一部を繰り出すなど、本道の発展に寄与しています。

また、室蘭や苫小牧地区、石狩湾新港地域への工業用水の供給を通じて、本道の主要な工業地域の経済産業活動を支えており、現在は、国家プロジェクトであるラピダス社への給水に向けて、量産化までの限られた時間の中で、配水施設の建設に急ピッチで取り組んでおり、改めて、企業局の取組には敬意を表するところです。

こうした中、企業局では、経営の基本となる経営戦略の見直し作業が進められており、これまでの議会議論では、経営環境の厳しい石狩工水で水管橋の耐震化が急がれることが明らかになったものの、その財源確保策については課題となっているところです。そこで、この点について、今後の見通しを含めて伺ってまいります。

これまで、我が会派では、石狩工水が、開業時から資金不足が続き、一般会計からの借入金に依存せざるを得ない経営状況に鑑み、電気事業の利益を有効活用できないか、検討を求めてまいりました。

先ほど申し上げたとおり、電気事業の利益の一部は、一般会計に繰り出してゼロカーボン北海道の実現に向けた施策に活用されているわけですが、そこで、まず、電気事業の利益処分について、どのような定めに基づいて行われているのか、伺います。

○内田尊之委員長 総務課長奥河俊明君。

○奥河総務課長 電気事業の利益処分などについてであります。地方公営企業法では、欠損金がある場合には、毎年度生じた利益をもって埋めなければならないとされておりますほか、欠損金がない場合や、欠損金を埋めた後に残った利益の処分につきましては、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て、これを行わなければならないとされています。

道では、この法令に基づき条例を定めており、欠損金を生じていない電気事業会計におきましては、企業債の償還に充てるため、一定額を減債積立金としているほか、なお利益に残額がある場合には、再生可能エネルギー等の利用推進を目的とする事業の経費に充てるため、その全額を再エネ等利用推進積立金に積み立てております。

企業局では、この積立金の目的に沿って、これまで、ゼロカーボン北海道推進基金などの原資として、積立金の一部を取り崩して一般会計に繰り出してきたところでございます。

○藤井辰吉委員 石狩工水は、3地区の中では比較的新しい施設であるものの、開業から20年以上を経過しており、耐震診断の結果から取水管理橋と水管橋の耐震化工事が必要とのことです。

これまでの経営状況を見ると、こうした建設事業の財源は一般会計からの借入金に頼らざるを

【第1分科会 12月5日 第2号】

得ないと考えますけれども、現状において、石狩工水の一般会計からの長期借入金はどのようになっているのか、また、水管橋などの耐震化事業の財源を一般会計から借り入れる場合、今後、経営上にどのような影響があると考えているのか、併せて伺います。

○奥河総務課長 石狩工水に係る一般会計借入金についてであります。石狩湾新港地域工業用水道事業は、開業に当たって見込んでいた業種の立地が進まず、給水能力の縮小を余儀なくされたことにより、スケールメリットが働きにくい施設規模となりましたことなどから、これまで、赤字経営が続いており、運転資金や建設改良資金の不足を一般会計からの長期借入金で補填してきているところでございます。

これまでの石狩工水に係る一般会計からの借入金残高は、令和5年度決算で43億4000万円に上っているほか、今年度予算では新たに9800万円の借入金を計上しております。

石狩工水は、今後、給水契約の増加が見込まれているものの、引き続き赤字経営が避けられない状況で、また、内部留保資金も有していないことから、現状においても借入金の返済を見通すことができない中であって、水管橋などの耐震化事業費は約10億円と見込んでおり、国庫補助金の確保に努めてもなお不足する多額の財源は一般会計からの借入れが必要となり、さらなる借入金残高の増加や給水原価の上昇につながるところでございます。

○藤井辰吉委員 では、電気事業から工水事業への繰り出しについて伺います。

さきの決算特別委員会において、我が会派の同僚議員の質問に対し、企業局は、他県の電気事業では、議会の議決を経て、再エネの普及促進などのほか、災害からの復興やコロナ対策など、都道府県が抱える様々な課題に対する補完的な財源として繰り出しを行っている事例があるなどと答弁がありました。

石狩湾新港地域の開発は、国が昭和45年に定めた第3期北海道総合開発計画において重要な施策として位置づけられ、道のみならず、官民を挙げてその開発に努めており、仮に、石狩工水の水管橋などが震災被害を受け、この地域への給水が長期間ストップするような事態になれば、道央圏全体の経済活動にも甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことを勘案すれば、公営企業は独立採算制が原則とはいえ、電気事業会計から工業用水道事業会計への繰り出しも、公共の福祉を増進させるといった本来の目的に合致すると考えます。

企業局として、水管橋の耐震化事業の財源として電気事業会計から繰り出すことについて、どのように考えているのか、見解を伺います。

○内田尊之委員長 企業局長松田尚子君。

○松田企業局長 電気事業会計から工水事業への繰り出しについてでございますが、石狩湾新港地域は、再エネ関連企業などの立地が進み、官民を挙げて脱炭素社会の構築に向けた展開がなされており、企業局としては、今後とも、工水の安定供給を通じて地域産業の発展を支えていくことが求められていると認識をしております。

こうした中で、耐震基準を満たしていない水管橋などが大規模な地震で崩落した場合には、長

期間の給水停止を余儀なくされ、受水企業の経営に大きな影響を与えるばかりでなく、川の流れを阻害し、周辺に甚大な2次被害をもたらす危険もありますことから、早急に耐震化事業に着手する必要があるとございます。

石狩工水の開業に当たりましては、収支が均衡するよう一般会計が適切な財政措置を講じることとされておりますものの、企業局といたしましては、このように急を要し、かつ、事業の効果が受水企業にとどまらず広く地域社会にも及ぶ場合にありましては、道議会にお諮りした上で、電気事業の経営に支障を来さない範囲で利益の一部を工水事業に繰り出し、事業の財源として活用する方向で今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 石狩工水の水管橋は耐震基準を満たしていないことから、耐震化事業の着手は待ったなしの状況にあり、例えば、来年度予算にも必要な措置を講じなければならない状況と考えています。

繰り出しのためには、議会の議決も必要とのことですが、予算措置の時期なども含めて、今後の手続に関するスケジュールをどのように認識しているのか、伺います。

○内田尊之委員長 企業局次長寺崎将君。

○寺崎企業局次長 繰り出す場合に必要な議決などについてでございますが、本道の主要な工業地域の企業活動を支える工水施設は、適切に防災・減災対策を講じることが何より重要でありまして、石狩工水の水管橋などの耐震化には早急に着手することが必要となっております。

このため、企業局では、来年度予算案において所要の措置を講じるとともに、条例に係る法制的な精査を進め、必要に応じて条例改正案も併せて提案できるよう、関係部局と協議しながら検討を行っているところでありまして、今後は、これらの検討結果を道議会に御説明した上で、明年の第1回定例道議会において御議論をいただきたいと考えております。

なお、予算案などの議決をいただいた場合にも、電気事業会計から工水事業会計へ資金を繰り出すに当たりましては、法令等に基づき、令和6年度の決算報告と併せて、改めて電気事業に係る利益の処分案を道議会に御提案し、議決をいただくことが必要と承知しております。

以上です。

○藤井辰吉委員 もし何か災害等に遭ったときに社会に及ぼす影響は大きいものですので、ぜひとも御検討をいただけたらと思います。

冒頭で申し上げましたとおり、企業局は、電気事業と工水事業を通じて本道経済の発展を支えていることから、今後もその役割に大きな期待が寄せられています。安定的な電力の供給とゼロカーボン北海道の実現への貢献が求められる電気事業と、ラピダス社への給水を契機に本道の産業経済への貢献が再認識されている工水事業について、公営企業管理者は、これらを俯瞰的に捉えて適切な経営に臨むことが重要と考えます。

今後の経営にどのように取り組む考えなのか、伺います。

○内田尊之委員長 公営企業管理者天沼宇雄君。

○天沼公営企業管理者 今後の経営についてでございますが、電気事業につきましては、ゼロカーボン北海道の実現を目指すという社会的なニーズの高まりを踏まえ、水力によるクリーンエネルギーの安定供給はもとより、発電量の増加や新規電源開発にも努めてきたところであり、また、工水事業につきましては、本道の自然環境等の優位性から立地が相次いでおりますエネルギー関連企業をはじめ、様々な企業のニーズに適切に対応し、安心、安全で安価な工業用水の供給に努めてきております。いずれの事業も、公営企業として、地域産業の振興や本道経済の発展に寄与しているところでございます。

私は、道の公営企業管理者の職に就いて以来、企業局の組織が持つ力を最大限に発揮し、これらの事業が相互に協調しながら、求められる役割を果たしていくことが重要と認識してきたところであり、例えば、電気事業と工水事業が連携をし、さらには教育機関の参画も得ながら、新たな電源開発や地域の人材育成に取り組んできたところです。

企業局では、現在、経営の基本計画でございます経営戦略の改定に取り組んでいるところでありますが、検討過程で頂いた有識者の方々からの御意見や、これまでの議会議論を踏まえ、今後は、それぞれの事業の人的資源や財産などを活用した連携にとどまらず、企業局の付加価値の表れである電気事業の利益につきましても、法令の定めるところに従って、工水事業への活用といった、より広く社会に還元することも検討するなど、様々な観点から経営の在り方を見直し、このたびの経営戦略の改定に反映をし、企業局が将来にわたって地域産業の活性化や本道経済の発展に資することができるよう、総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 ぜひとも電気事業の利益を工水事業にも活用するというのを御検討いただけたらと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

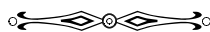
○内田尊之委員長 藤井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、企業局及び通告のなかった公安委員会、道立病院局所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩



午前10時18分開議

○内田尊之委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 保健福祉部所管審査

○内田尊之委員長 これより保健福祉部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

藤井辰吉君。

○藤井辰吉委員 では、あと残り1時間、よろしくお願いいたします。

子ども施策について伺います。

仮称・北海道子ども計画についてです。

この計画につきましては、先日の我が会派の代表格質問でも道の考え方を伺いましたが、この計画は、本道の子どものに関する施策を総合的にまとめたものであり、今後の取組の基本となるものです。

第3回定例会では、我が会派の同僚議員から、少子化対策など、これまでの取組の検証、評価について伺い、新たな子ども計画への反映について求めてきたところですので、以下、伺います。

計画の目指す姿についてお伺いいたします。

初めに、道がこの計画で目指すとしている「こどもまんなか社会」について、子どもを含め、道民の方々みんなが共通に理解をすることが重要と考えます。「こどもまんなか社会」とはどのような社会を指しているのか、伺います。

○内田尊之委員長 子ども政策企画課長工藤晴光君。

○工藤子ども政策企画課長 「こどもまんなか社会」についてでございますが、こども大綱では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会」とされてございまして、子どもや若者の声を大事にし、大人が子どもたちにとって最もよいことは何かを考え、実行することにより、子どもたちが将来にわたって幸せな生活を送る社会であると考えてございます。

○藤井辰吉委員 計画では、二つの基本目標を掲げていますが、その設定の考え方について伺います。

○工藤子ども政策企画課長 計画の基本目標についてでございますが、計画の目指す姿であります「こどもまんなか社会」の実現に向けては、こども基本法やこども大綱の趣旨を踏まえ、子どもや若者一人一人を大切に、将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、その成長を後押しすることが重要でありますことから、子ども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現を関連する指標とともに設定することといたしました。

また、本道におきましては、全国を上回るスピードで少子化が進行する中、平成17年度に「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を策定し、逐次の見直しを経ながら、少子化対策に取り組んでまいりましたが、いまだ少子化の流れを変えるまでの効果を得るには至っておらず、今般の子ども計画策定に当たり、こども施策審議会においてこれまでの取組に対する検証を行ったところ、委員から、出生率を引き上げるため、さらなる施策の充実が必要との意見が出されたことなども踏まえまして、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の

【第1分科会 12月5日 第2号】

実現として、引き続き、少子化対策に係る目標を設定することといたしました。

○藤井辰吉委員 それでは、以下、これまでに指標等々が設けられていました計画の六つの項目についてと、新たな指標についてのことを伺いしてまいります。

第3回定例会では、我が会派の同僚議員から、新たなこども計画に統合される少子化対策計画、貧困対策計画、青少年健全計画の取組についての検証、評価について伺いました。道内の子どもを取り巻く環境や、課題とされている主な点に関して、新たな計画ではどのように反映されているのか、伺います。

まず初めに、子ども・子育て支援についてです。

審議会では、子ども・子育て支援について、子育てを支援する企業の割合が低いことに対し、意識を高めるため、中小企業が参画できる事業が必要との意見があったとのこと。少子化に関する道民意識調査でも、仕事と家庭を両立するための課題に関する質問では、「育児休業等が取りにくい職場環境や雰囲気」が39.9%と最も多く、「病気時に預かってくれる保育施設が少ない」が35.3%、「育児休業など制度面における職場の支援体制が不十分」が33.7%となっております。

こうした結果を受けて、計画ではどのように反映されているのか、伺います。

○内田尊之委員長 子ども成育支援担当課長中村浩君。

○中村子ども成育支援担当課長 仕事と育児の両立支援についてであります。両立に向けた課題としては、育児休業等の制度の整備は進んできているものの、利用しづらい職場環境があるものと認識しており、計画では、企業等に対してハンドブック等による関連法令や各種支援制度の啓発を行うこと等を盛り込んだところです。

国とも連携し、専門家も活用しながら、セミナーの開催や優良事例の周知等により、働き方改革を通じた、中小企業における子育て支援の促進を図る取組を進めることとしております。

また、様々な働き方や子どもの状況に応じた保育サービスなどの提供体制の確保を図るため、病児・病後児保育事業をはじめ、病気の子どもを預かる一時預かり事業などの充実に向けて、市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な体制整備の支援に取り組み、働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進することとしております。

○藤井辰吉委員 続きまして、妊娠、出産の支援について伺います。

妊娠、出産の支援につきましては、審議会では、産科医や助産師の確保、特定妊婦への支援や孤立した妊婦の居場所支援、出産後の母子支援の強化が必要といった意見が出されたところですが、計画ではどのように反映されたのか、伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 妊娠、出産の支援についてであります。周産期医療体制の整備については、総合周産期母子医療センター等への優先的、重点的な産婦人科医師の確保など、令和6年3月に施行された北海道医療計画と整合性を図りながら体制整備に努めることとしております。

また、特定妊婦等への支援については、各道立保健所に設置した、女性の健康サポートセンタ

一など、身近な地域で相談ができる体制の充実を図るとともに、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育に係る情報提供等まで一貫した支援を行うことを目的とした妊産婦等生活援助事業の在り方について検討を進めるほか、出産後の母子への支援について、全ての市町村で産後ケア事業を実施することを目標として設定したところです。

○藤井辰吉委員 それでは、元の貧困対策計画のほうから伺ってまいります。

子どもの貧困と格差の解消について、検証、評価では、生活保護世帯や児童養護施設の大学等への進学率が全道平均よりも低いことや、貧困対策について、地域による取組の格差が見られましたが、計画ではどのように反映されたのか、伺います。

○内田尊之委員長 子ども家庭支援課長和田宏一君。

○和田子ども家庭支援課長 子どもの貧困と格差の解消などについてでございますが、本道では、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学等への進学率が、全道平均と比較し低い状況にありますほか、子どもの貧困対策について、地域ごとの取組に格差が生じております。

このため、計画では、引き続き、全ての子どもたちの進学や修学の継続の希望を実現できるよう、就学援助制度の普及やスクールソーシャルワーカーの配置促進など、教育支援の充実を図りますとともに、支援が届きにくい子どもや親を各種の支援につなげていくには、居場所等を通じた相談支援が重要でありますことから、子どもの居場所や、市町村におけるこども家庭センターの設置に向けた支援等に取り組むこととしております。

○藤井辰吉委員 この項目に関しましては、必ずしも進学率が低いということが問題に直結しないかなとは思っております。生活保護世帯だとか養護施設で育ってきた方は、周りの方にお世話になっているという気持ちがあったりしますので、なるべく早く経済的に自立して恩返しをしたいとか、そういう方々もいると思いますので、画一的に問題とは捉えられませんが、少なくとも、進学をしているいろんなことを学びたいという方々には支援が届きやすいように取り組んでいただけたらと思います。

それでは、続きまして、子どもの居場所についてお伺いたします。

さきの定例会では、我が会派の同僚議員から、子どもの居場所がある市町村が6割程度にとどまっていることについて伺い、昨年末に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえつつ、現場のニーズに応じた居場所づくりを進める必要がある旨、答弁されましたが、計画ではどのように反映されたのか、伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 子どもの居場所づくりについてであります。道では、これまで、子ども食堂や学習支援等を行う取組を子どもの居場所と位置づけ、これらの設置状況を把握するとともに、新規開設に係る相談支援などを行ってきたところです。

国が昨年12月に示した「こどもの居場所づくりに関する指針」では、子どもの居場所は、全ての子ども、若者を対象としたものから、不登校、重い病気や障がいなど特定のニーズを持つ子ども、若者を主な対象とするものまで多種多様なものとされたことから、計画では、様々なニーズや特性を持つ子ども、若者が身近な地域でライフステージに応じた居場所を持てるよう、民間団

【第1分科会 12月5日 第2号】

体や市町村等と連携しながら、多様な居場所づくりに取り組むこととしています。

○藤井辰吉委員 それでは、元の青少年健全計画からの反映について伺います。

青少年の健全な育成に関しましては、青少年の非行が3年連続で増加していること、また、SNSを通じて、いわゆる闇バイトに巻き込まれるといった課題も見られます。

青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくりについて、計画ではどのように取り組んでいくのか、伺います。

○内田尊之委員長 虐待防止対策担当課長野邊聡君。

○野邊虐待防止対策担当課長 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり等についてであります。道では、これまで、関係機関と連携し、コンビニや書店等への立入調査の実施などによる北海道青少年健全育成条例の規制内容の周知徹底や、スマートフォンやSNSを安全に利用するための家庭でのルールづくりの啓発等に取り組んできたところです。

こうした中、道内においても、SNSの利用に起因して青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が発生していることから、計画では、引き続き、こうした被害から青少年を守り、犯罪に加担させないように、街頭補導や相談活動など、地域が一体となった非行防止活動や、スマートフォン等へのフィルタリング機能の普及等を推進することとしております。

○藤井辰吉委員 若者の就労支援、結婚支援について伺います。

道内では、若者の失業率が全国より高い傾向にあり、非正規雇用職員の割合も全国より高くなっております。また、婚姻率は全国より低くなっています。

若者の就労支援や結婚支援について、計画ではどのように反映されたのか、伺います。

○工藤子ども政策企画課長 若者の就労支援、結婚支援についてでございますが、道が、今年度、道内に居住する18歳以上を対象に実施した「北海道の人口減少などに関する意識調査」では、結婚を希望する人に必要な支援策として、安定した雇用機会の提供や、賃金などの待遇面の支援のほか、出会いの場や機会の提供といった回答が多かったところでございます。

こうした調査結果を踏まえて、今般の計画素案では、若い世代の生活基盤の安定を図り、結婚、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に取り組む観点から、ジョブカフェ北海道による若者への安定就労の支援等を盛り込んだほか、結婚を望む方の希望が実現するよう、婚活情報総合ポータルサイトやSNSでの各地域の婚活イベント情報などの周知のほか、オンラインによる個別相談会、結婚応援フォーラムなど、情報提供やサポート体制の整備等に関する取組を盛り込んだところでございます。

○藤井辰吉委員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

新たな課題や本道の地域特性を生かした取組について伺います。

ヤングケアラー支援や医療的ケア児などの新たな課題や、木育や食育といった本道の地域性や特色を生かした取組について、計画にどのように反映されたのか、伺います。

○工藤子ども政策企画課長 新たな課題等への対応についてでございますが、ヤングケアラーへの支援に関して、ヤングケアラー当事者や支援者と意見交換を行い、昨年3月に策定されたケア

ラー支援推進計画との整合性を踏まえた上で、ヤングケアラーへの理解促進やオンラインサロン等の居場所づくりなどの取組を盛り込んだところでございます。

また、医療的ケア児に関しても、支援団体等と意見交換を行い、コーディネーターの養成等により、地域での支援体制の充実に努めることなどを盛り込みました。

さらに、雄大な自然や特色ある文化、地域資源を生かした産業などといった本道の地域特性を踏まえ、木育教室の開催などによる木育への理解促進や、子どものライフステージに合わせた食育の推進などの取組も盛り込んだところでございます。

○藤井辰吉委員 これまでの計画になかった指標等々も必要になってくるし、社会課題も増えているので、それに対応した計画になりますよう、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問は、若者、子どもの意見の反映について伺います。

計画の策定に当たって、若者や子どもからはどのように意見を聞き、どのように計画に反映されたのか、伺います。

○工藤子ども政策企画課長 若者、子どもからの意見の反映についてでございますが、今般の計画素案の策定に当たっては、当事者である子ども、若者の声を聞き、計画への反映を検討することが重要と考え、これまで、ユースプランナー制度に登録した大学生などの若者世代に加え、道内の小学生、中学生、高校生や障がいのある子どもたちなどからも意見を聞いてきたところであり、計画の素案には、子どもたちから出された、意見をもっと聞いてほしい、いろんな場に参加できる機会をつくってほしいなどといった意見を踏まえ、子どもや若者の意見反映の促進や、子どもの社会参加の促進などについて盛り込んだところでございます。

○藤井辰吉委員 さきの定例会では、我が会派の同僚議員から、計画の目標、指標について、適切であったかどうかしっかり検証するよう求め、現状を適切に把握する目標や指標設定となるよう検討する旨の答弁がありました。

新たな計画では、こども家庭センター設置市町村数など、追加した指標がある一方で、放課後子ども教室設置市町村数や子育てを支援する企業の割合など、前回までの指標がありながら、今回設定されていないものがありますが、その考え方について伺います。

○工藤子ども政策企画課長 指標等の設定に係る考え方についてでございますが、今般の計画素案における指標等の設定に当たりましては、こども家庭センターの設置市町村数など、制度創設等に伴い、国が全国的な目標等を示したものや、医療計画や障がい福祉プランなど道における既存の計画との整合性を図る必要があるものなど、新たに盛り込んだ指標がある一方、例えば、放課後子ども教室は放課後児童クラブとの連携型での実施が推奨されているなど、指標設定が実情に合わないものや、国の制度改正により、設定根拠そのものがなくなったなどの理由により削除した指標もございます。

子育てを支援する企業の割合につきまして、中小企業が低い水準にとどまりますが、審議会委員から、従前の計画の指標は、法律上、一定規模以上の企業にのみ実施義務が課されている取組を指標として設定していたことを踏まえ、中小企業が参加できる事業が必要だとの意見が出され

【第1分科会 12月5日 第2号】

たことなどから、今般の計画では、北海道働き方改革推進企業認定制度により、仕事と育児等の両立支援に積極的に取り組む企業等を認定する取組や、男性の育児休業取得率の指標の見直し等により、両立支援の環境整備を進めることとしてございます。

○藤井辰吉委員 前回の同僚議員からの質問に対する答弁として、現状を適切に把握できる目標や指標設定となるよう検討するという御答弁をいただきながら、今回、新たに、今まで入っていた指標が抜け落ちたというか、あえて落とした理由について、法律上のということも踏まえながら、今御答弁いただきました。

今回のこのこども計画では、子育てを支援する企業等々を指標から外しはしましたけれども、子育ての支援活動、取組の進捗を図るための大事な指標となってまいりますので、それを的確に把握するために、ぜひとも、今回落としてしまった指標に代わる指標でも、取組の進捗状況を的確に把握するための代わりになる指標等々も組み込むということも御検討いただけたらと考えておりますので、この点、指摘をさせていただきます。

それでは、今後の進行管理について伺います。

幅広い範囲にわたる計画の進捗状況を的確に把握しながら推進していくことが必要と考えますが、どのように取り組んでいくのかを伺います。

○工藤子ども政策企画課長 計画の推進についてでございますが、道では、子ども施策の推進を図るための知事の附属機関として北海道こども施策審議会を設置し、毎年、計画の推進状況や施策等の評価について御意見をいただくこととしてございますほか、知事を本部長とするこども政策推進本部や、本庁課長級職員で構成する幹事会におきましても計画の進捗状況を点検いたしますとともに、各振興局に設置してございます少子化対策圏域協議会において、関係機関と連携するなどしながら、各般の施策について着実に実施してまいります。

○藤井辰吉委員 それでは、このこども計画につきまして、最後の質問をさせていただきます。

新たな計画を実効性あるものとするためには、子どもをはじめ、道民の皆さんの理解と共感を持っていただくことが何より重要であると考えますが、今後、子ども施策の実現に向けて、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○内田尊之委員長 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○野澤保健福祉部子ども応援社会推進監 今後の取組についてでございますが、計画の素案作成に当たりましては、こども施策審議会におけるこれまでの計画の点検評価に加え、新たに若者世代に審議会へ参画いただくとともに、道内の子どもたちとの意見交換を通じて、子どもや若者の状況やニーズを踏まえた実効性ある内容となるよう取り組んできたところです。

道といたしましては、パブリックコメント等を通じまして、道民の皆様の御意見を伺い、子どもや若者を含め、広く共感いただける内容となりますよう引き続き検討するほか、効果的な施策の進め方や周知方法等について、知事を本部長とするこども政策推進本部で協議を行うなどしながら、計画に盛り込んだ施策を着実に実施してまいります。

○藤井辰吉委員 それでは、次に、児童虐待について伺ってまいります。

先月、小樽市で、母親による暴行によって幼い小学生女兒の命が奪われる痛ましい事件が起きました。報道によりますと、母親からは、市に対し、女兒が登校できていないことを相談しており、学校としても、不登校ぎみであることから家庭訪問を行っていたが、女兒の状況を確認することができず、また、母親の悩みの深刻さに気づくことができなかつたとのことでした。

児童の相談に関する体制については、児童福祉法で児童相談所と市町村の役割や責務が明確化されており、児童家庭相談や軽度の虐待ケースなどは住民に身近な市町村が中心となって対応し、要保護性が高く困難なケースについては、道の児童相談所が対応することとなっております。

また、保護が必要な場合には、児童相談所に併設の一時保護所で保護し、児童の安全を確保するものと考えます。そこで、何点か伺います。

市町村と児童相談所で役割分担を行っていますが、どのような場合に児童相談所につながるのか、伺います。

○野邊虐待防止対策担当課長 市町村と児童相談所の役割分担等についてであります。市町村は、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口として、住民や家族等からの相談や虐待の通告に対して主体的に対応することとされており、相談や通告があった場合、子どもや家庭の状況等について調査し、関係機関から情報収集するなどして緊急度や困難度を判断することとされております。

その上で、立入調査や一時保護、医学的・心理学的判定などの専門的な判定、あるいは、児童福祉施設への入所措置等の行政権限の発動を伴うような対応が必要となるケースについては、市町村では対応が困難なため、児童相談所につなぐこととされております。

○藤井辰吉委員 市町村で把握している情報が児童相談所につながった場合、どのような対応が取られるのか、伺います。

○野邊虐待防止対策担当課長 児童相談所の対応についてであります。児童相談所では、子どもの心身の状況や置かれている環境、迅速な安全確保の必要性等を把握するため、市町村と合同で家庭訪問等を実施するなどして、緊急度や重症度を判断し、必要な場合、速やかに子どもの一時保護を行うこととしております。

また、一時保護のほか、子どもの発達や特性に鑑みて専門的な支援や指導が必要な場合、心理学的、医学的な診断を行い、さらに、市町村に対しても技術的援助や助言を行いながら、協働して子どもや家庭への支援を行っております。

○藤井辰吉委員 ただいま一時保護のお話も出てまいりましたが、児童の安全確保等のために、保護者から引き離して児童相談所で一時保護をする必要がある場合は、速やかに行うものと考えますが、実際にどのくらいの期間、一時保護所で生活することとなるのか、伺います。

○野邊虐待防止対策担当課長 一時保護の期間についてであります。児童福祉法において、一時保護の期間は開始した日から2か月を超えてはならないとされておりますが、子どもの安全を守る体制の構築に時間を要する場合などは、親権者の同意等により延長することが可能となっております。

おります。

一時保護は、親権に係る重大な行政処分であり、子どもにとっても、生活環境が大きく変化し、不安定な期間であることから、必要最小限の期間となるよう努めており、令和4年度、全道8児相における一時保護所の平均保護日数は約25日となっております。

○藤井辰吉委員 一時保護は重大な行政処分ということでございますけれども、一時保護された児童は慣れない環境に戸惑うこととなりますが、児童相談所としてどのように配慮しているのか、伺います。

○野邊虐待防止対策担当課長 一時保護された児童への配慮についてであります。一時保護は、安全確保のため、子どもをその養育環境から一時的に離すものであり、生活環境の変化により大きな不安を伴うものであることから、一時保護所では、子どもの思いや不安を十分に傾聴することや、日課があるような見通しのある生活を通して安心感を与えられるようなケアを行うほか、保護された背景が子ども一人一人異なることを念頭に、年齢や発達程度、特性などに応じた個別的なケアにも努めております。

また、子どもの権利擁護の観点から、入所時に、子どもの権利ノートを用いて、子ども自身が有する権利や困ったときの相談先を伝えるほか、子どもが誰にも見られずに自分の意見を入れることができる意見箱を設置する、外部の意見表明支援員が定期的に訪問し、子どもの意見形成や表明を支援する活動を行うなどの取組を行っております。

○藤井辰吉委員 一時保護所は、新しいものではなく、これまでも運用されてきた施設設備、また制度ではございますけれども、この一時保護所の体制等について、現在、道では、仮称・北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の素案のパブリックコメントを実施しています。

道としては、児童虐待に対する一時保護所の運営をどのように行っていくのか、伺います。

○野澤保健福祉部子ども応援社会推進監 一時保護施設の基準に関する条例についてでございますが、これまで、一時保護施設の設備、運営につきましては、児童養護施設の基準を準用するとされてまいりましたが、一時保護は、子どもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要であるとして、令和4年に児童福祉法が改正され、都道府県は条例により基準を定めなければならないとされたところでございます。

このため、道では、法改正等を踏まえまして、子どもの権利擁護や職員配置基準の改善、定期的な第三者評価などを含む一時保護施設の設備・運営基準を定める条例素案を取りまとめ、先般、子ども政策調査特別委員会で報告いたしましたほか、現在、パブリックコメントを実施するなど、来年4月の施行に向け、必要な作業を進めているところでございます。

子どもの安全確保とアセスメントの役割を担う一時保護は、児童相談所の要となる重要な機能であり、常にその機能の向上、充実が求められるほか、不安の大きい状況にある子どもに安心感を与えるような丁寧なケアを行う必要がありますことから、道では、一時保護に関わる現場の職員や関係機関職員に対して、条例の趣旨や設備・運営基準等が周知徹底されるよう取り組みます。

とともに、子どもの権利擁護に係る意識をさらに高め、子ども一人一人の状況に応じた個別支援の充実が図られるよう、体制や環境の整備に努めてまいります。

○藤井辰吉委員 それでは、保育所等における事故防止について伺ってまいります。

今年10月、札幌市内の認可保育所に通う1歳のお子さんが、給食提供中に窒息し、貴い命が失われるという大変痛ましい事故が発生いたしました。他県でも、保育施設の給食中における誤嚥により幼い子どもが死亡するなどの重大事故が発生するなど、全国で保育施設における死亡事故が発生しています。

保護者が安心して子どもを預けることができるよう、子どもの生命はもとより、子どもの安全を守る保育環境の確保は何より大切であると考えます。今般の重大事故を踏まえ、保育所等における事故防止のための安全対策について、以下、伺ってまいります。

初めに、今回の札幌市の保育所における子どもの死亡事故を受けて、保育所等における食事に関する安全対策について、道はどのように認識しているのか、伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 食事に関する安全対策についてであります。このたび、札幌市の認可保育所において、食事を喉に詰まらせたことによりお子さんが亡くなられたことは、大変痛ましいことと受け止めております。

子どもはかみ砕く力や飲み込む力が十分でないことから、保育所等では、食事時の窒息事故を防止するために様々な安全対策を講じることが大変重要であり、例えば、年齢や発達段階に応じた食材の使用や、食材に応じた適切な調理方法にするほか、子どもが安全に食べることができる食事の与え方や介助の仕方に配慮し、食事の様子を常に見守るなど、子どもの個々の特性や発達段階に応じたきめ細かな取組の徹底を行うことが必要と認識しております。

○藤井辰吉委員 保育所等で重大事故が発生した場合、施設から事故報告書が提出され、道としても状況を把握することになると思いますが、令和5年の道内の保育所等での事故発生状況について、全国の状況と併せて伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 死亡事故等の発生状況についてであります。保育所等において発生した死亡事故、または、治療に要する期間が30日以上の中篤な負傷等の事故については、施設から、施設を所管する市町村へ事故報告書が提出され、都道府県を経由し、国に重大事故として報告を行うこととなっております。

令和5年に国へ報告した道内の保育所や認定こども園等における重大事故は、国の分類に基づき、骨折事故が51件、けがや歯の脱臼などその他の事故が27件で、合わせて78件の負傷等の事故を国に報告しており、死亡事故はなかったところです。

なお、令和5年における全国の重大事故発生状況は、骨折事故が1638件、やけどが3件、その他の事故が451件、意識不明が23件、死亡が6件で、合計2121件となっております。

○藤井辰吉委員 これまで、道としては、保育所等における事故防止に向けてどのように取り組んできたのか、伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 事故防止の取組についてであります。道では、保育所等や市

【第1分科会 12月5日 第2号】

町村に対し、国が定める事故防止のガイドラインを周知し、事故防止に向けた安全管理の徹底に関する注意喚起を行うとともに、子どもの安全に関するマニュアルの策定など、事故の未然防止に必要な対策を講じるよう周知を図ってきたところです。

また、施設の職員を対象とした事故防止に向けた安全対策に関する研修を実施するとともに、定期的実施する指導監査において、安全計画の策定や事故発生防止のための指針の整備状況等を確認し、事故防止や発生時の適切な措置について助言指導を行っているところです。

○藤井辰吉委員 死亡事故に限らず、遊具からの落下による骨折事故など、保育所等においては、子どもの発達過程などに配慮した日々のきめ細かな安全対策が大変重要と考えます。

今後、道としては、保育所等での安全対策にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○内田尊之委員長 子ども政策局長森みどり君。

○森子ども政策局長 今後の取組についてでございますが、多様化する保育ニーズに対応しながら、保育現場における事故防止に向けた安全対策を講じるためには、保育に関する知識や技術の向上により、質の高い保育を提供するとともに、現場の保育士の負担軽減を図ることが重要であると認識してございます。

道としては、これまで、指導監査の場での安全管理の徹底に関する指導助言のほか、保育士のスキルアップのための各種研修の実施や、ICTの活用による負担軽減の促進、保育士・保育所支援事業による勤務環境改善の支援などを進め、保育現場の事故防止に向けた取組を進めてまいりました。

また、負傷などの重大事故が発生した場合には、速やかに事実確認を行い、市町村と連携し、特別指導監査を実施し、問題点や課題を明らかにするとともに、再発防止のための具体的な措置を講じるよう助言指導を行うなどしながら、保育所等を利用する子どもたちの生命と健康を守るため、安全対策に万全を期してまいります。

○藤井辰吉委員 恐らく、幼い子どもを相手にしてのお仕事ですと、ICT等々による負担軽減というのは、あんまり、実はポイントにはならないのかなという感じはしますけれども、そうなると、今度は、見守る面についての配置基準だとか、そちらのほうの話になるのかなと思います。ただ、物理的に緩和できる負担だとか、その負担軽減等々には鋭意取り組んでいただきまして、なるべく予測不能な動きをする幼い子どもたちから目が離れないように、より安全を守れるような、そういう対策が取れるのであれば、北海道としてもぜひとも取り組んでいただけたらと思います。感想として述べさせていただきます。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

民生委員についてです。

先日、国立社会保障・人口問題研究所が公表した都道府県別の世帯数将来推計によりますと、世帯主が65歳以上の道内の高齢世帯は、2050年にはほぼ半数が一人暮らしとなるとのこと。全世帯に占める割合も22.8%で、5世帯に1世帯ほどが一人暮らしとなり、生活の維持に支障が生じる孤独、孤立の状態になることも危惧されることから、将来に向け、見守りや介護など、そ

うした方々を支える社会づくりに向けた対応が急務と考えております。

特に、高齢者を含め、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っている民生委員については、既に道内各地で成り手が不足し、高齢化も進んでいると聞いており、このままでは、今後、地域のセーフティネットが機能不全に陥るのではないかと危惧しております。

民生委員の法的位置づけと役割について伺いをいたします。

○内田尊之委員長 地域福祉課長秋田裕幸君。

○秋田地域福祉課長 民生委員の役割などについてでございますが、民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員であり、各市町村において担当する区域における住民の身近な相談相手となって、医療や介護の悩み、失業や経済的な困窮による生活上の心配事など、様々な相談に応じるとともに、その内容に応じた必要な支援が受けられるよう、専門機関へのつなぎ役になる役割を担っております。

また、民生委員は、児童福祉法に基づき、地域の児童、妊産婦、母子家庭等の相談支援などを担う児童委員の職務も兼ねることとなっております。

○藤井辰吉委員 道内における近年の民生委員の委嘱状況について伺います。

○秋田地域福祉課長 民生委員の委嘱状況についてでございますが、民生委員の委嘱は3年ごとに一斉改選することとされておりまして、過去3回の改選時では、平成28年度が、定数1万2943人に対し1万2574人、充足率は約97.1%、令和元年度が、定数1万2940人に対し1万2505人、充足率は約96.6%、令和4年度が、定数1万2917人に対し1万2208人、充足率は約94.5%となっております。近年、充足率が低下し、欠員が生じております。

○藤井辰吉委員 年々、充足率が低下しておりまして、その状況を見るにつけ、民生委員の欠員が増加していると捉えるところですが、この要因について、道はどのように認識しているかを伺います。

○秋田地域福祉課長 欠員が生じている要因についてでございますが、民生委員は、地域の実情に精通し、生活経験が豊富で社会福祉活動に理解がある方々に担っていただいておりますが、近年は、これまで担い手の中心であった方々の高齢化や、新たに担い手となる方が多い年代の定年延長など働き方の変化に加え、民生委員制度や活動内容が地域住民に広く知られていないことや、地域住民が抱える複雑多様化する課題への対応の困難さなどから、引き受けていただけないといった実態があるなど、各市町村とも共通の状況により担い手の確保に苦慮しているものと認識をしております。

○藤井辰吉委員 民生委員は、誰でも彼でもなれるわけではなくて、地域の実情に精通し、生活経験が豊富な方とか、素質といいますか、理解を示す方が限られている中で担っていただいているというわけですが、民生委員としての知識の習得や事務負担の軽減など、新しく従事する方でもスムーズに活動しやすい業務体制をつくっていくことが担い手確保には必要ではないかと考えております。

道は、民生委員の活動への支援について、これまでどのように取組を行ってきたのか、伺いま

す。

○秋田地域福祉課長 民生委員活動への支援についてでございますが、民生委員の活動には、相談援助を行うための知識や技術の習得が欠かせないことから、道では、北海道民生委員児童委員連盟と連携をし、新任の方が円滑に活動を始められるよう、民生委員の役割や活動に当たっての心構え、行政などの窓口との連携方法など、基礎的な内容の研修はもとより、民生委員としての資質の向上を図るための、認知症高齢者や生活困窮者の支援といった専門的な内容の研修を実施しておりますほか、市町村において、新任の方であっても地域の実情を把握しやすくする「住民支え合いマップ」を作成するなど、円滑に民生委員活動を進められるよう取り組んでおります。

また、道としては、国に対して、民生委員活動の充実強化に必要な財政措置や、ICT化の推進により事務負担の軽減を図るなど、担い手不足の解消に向けた方策を検討するよう要望しているところでございます。

○藤井辰吉委員 対応しなければならない分野が多岐にわたっていたり複雑化したりしているところから、ちょっと敬遠されることもあるかもしれませんが、そういう地域ごとの特性だとかも加味すると、それぞれの基礎自治体がまたそれぞれオリジナルの政策を持っていたり、例えば、妊婦へのケアだとか、若者へのケアだとか、そういう制度も各基礎自治体も持っていたりしますので、そういうところに細分化していくなど、民生委員という制度自体、いま一度、国で考えなきゃいけないのかなというふうに私は個人的には思っているところでございます。

民生委員という制度がある上では、高齢者や障がいがある方、子育てに不安を抱えている方の相談だとか、子どもの見守り、誰もが地域で安心して暮らせるよう、大きな役割を果たしていただいていると思っておりますので、この担い手不足の解消というのは、制度がある以上、喫緊の課題と考えております。道は、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○内田尊之委員長 福祉局長山谷智彦君。

○山谷福祉局長 民生委員の確保についてでございますが、貧困や孤独、孤立の問題など、住民の抱える課題が、一層、多様化、複雑化し、民生委員の役割がますます重要となる中、1人でも多くの担い手を確保するためには、地域住民の民生委員活動に対する理解と関心を高めるとともに、多様な世代が担い手となっていただくための工夫や、活動しやすい環境の整備などが必要と考えております。

このため、道では、道民児連と協働して、道内各地域でパネル展の開催やパンフレットの配布によるPR活動を通じて、幅広い世代に民生委員の役割ややりがい等の周知を図るほか、市町村に対しましては、行政によるフォローアップの実施や地域の福祉関係者とのネットワークづくりなど、負担感のない活動体制が整えられるよう助言するとともに、民生委員活動に対する財政措置の充実などを国に求めてきたところでございます。

今後とも、こうした取組を継続するとともに、令和7年度の一斉改選に向け、道民児連の皆様方の御意見はもとより、それぞれの市町村の実情も丁寧にお聞きした上で、効果的な確保策を助言するなどして担い手が確保できるよう取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 大変必要なセーフティーネットの一つとっておりますので、人員不足は、全国同じ状況にあるかとは思いますが、なるべく理解者を増やしながら、体制を維持していけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、生活保護について伺ってまいります。

生活保護は、病気やけがなどで働けなくなったときや、高齢、障がいなどによって経済的に困窮したときに、最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットとなっており、必要とされる方に適切に支給されることが必要です。

こうした中、帯広市福祉事務所では、生活保護受給世帯への支援業務を担うケースワーカー不足が常態化していることから、道は、帯広市福祉事務所に対し、生活保護法に基づく特別指導監査を実施した旨の報道がありました。そこで、生活保護について、以下、伺います。

まず、生活保護の動向に関し、道内における令和5年度の生活保護の申請件数と保護受給世帯数について、10年前の平成25年度と比較してそれぞれどのようになっているのか、伺います。

○内田尊之委員長 保護担当課長田原良英君。

○田原保護担当課長 生活保護受給世帯数についてであります。国の被保護者調査によりますと、昨年度、道及び市の福祉事務所で受理した生活保護申請件数は1万7090件であり、10年前の平成25年度と比べ、231件増加してございます。また、生活保護受給世帯数は、12万1629世帯であり、10年前の平成25年度と比べ、656世帯減少しております。

○藤井辰吉委員 次に、最低限度の生活を保障する生活保護制度では、被保護者個々の生活環境を把握理解した上で、それぞれの状況に応じた適切な援助を行うケースワーカーの役割は極めて重要であると考えますが、福祉事務所におけるケースワーカーの配置基準の根拠について伺います。

○田原保護担当課長 ケースワーカーの配置についてであります。ケースワーカーの配置標準人数は、社会福祉法の規定により、生活保護受給世帯に対して、市の福祉事務所は80世帯に1人、市以外の福祉事務所は65世帯に1人配置をすることとされております。

○藤井辰吉委員 道内のケースワーカーの配置状況について、そもそも町村を所管している道の振興局の福祉事務所は、社会福祉法に基づくケースワーカーの配置基準を満たしているのか、また、市の福祉事務所で配置基準を満たしていない福祉事務所は何か所あるのか、伺います。

さらに、配置基準を満たしていない福祉事務所の要因について、監査権限のある道としてどのように捉えているのかを併せて伺います。

○田原保護担当課長 ケースワーカーの配置状況についてでございますが、道の福祉事務所においては、社会福祉法に基づく標準人数を配置しておりますが、本年4月1日時点で、帯広市を含め、道内の市の福祉事務所7か所においては、この規定を満たしていない状況となっております。

その要因につきましては、市役所全体として正職員が定数割れとなっていることなどから、適正な配置が困難となっている旨、監査時に説明を受けているところでございます。

【第1分科会 12月5日 第2号】

○藤井辰吉委員 ケースワーカーは、最低限、正職員である必要があるから、恐らく、そこでまた全体の母数が少なくなっているのもまた要因なのかとは思いますが、帯広市福祉事務所では、本年4月現在で、ケースワーカーを担う職員は37人、1人当たり101.6世帯と、社会福祉法に基づく配置基準を大きく上回る世帯を担当しているため、道は、本年7月、特別指導監査を実施し、業務内容の改善や職員の適正配置を求めた旨の報道がありました。

道が帯広市に対して実施した特別指導監査の内容について伺います。

○田原保護担当課長 特別指導監査についてでございますが、道では、昨年度実施した生活保護法に基づく一般監査の結果、帯広市福祉事務所において、長年にわたり、ケースワーカーの配置人数が社会福祉法で規定している標準の人数を大きく下回っているほか、前年度の指摘事項も未改善であるなど、重点的な指導が必要であると判断したことから、本年7月、特別指導監査を実施いたしました。

その結果、ケースワーカーの配置人数が標準の人数よりも9人不足しており、それに伴いまして、年間訪問計画に基づく訪問調査の未実施や、個々の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていないなど、保護の決定、実施に係る複数の問題点が認められましたことから、ケースワーカーの標準人数の確保はもとより、査察指導機能の強化や組織的な運営管理体制の整備について、文書で是正、改善を求めたところでございます。

○藤井辰吉委員 監査権限のある道は、町村を所管する道の振興局の福祉事務所のケースワーカーの体制整備はもとより、市の福祉事務所のケースワーカー不足に対する体制整備についても積極的に取り組む責務があると考えます。

今後、道は、生活保護に関する業務が適切に行われるよう、ケースワーカーの適正配置に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○山谷福祉局長 今後の取組についてでございますが、道といたしましては、生活保護制度を適正に運営するためには、法で規定するケースワーカーの配置が必要であると考えており、これまでも、適正配置されていない一部の福祉事務所に対し、毎年、実地で行う生活保護法施行事務監査の場を通じて是正、改善を求めてきたところでございます。

今後も、監査の場における指導のほか、市の人事を担当する幹部に直接お会いをし、法に基づくケースワーカーの適正配置の必要性を丁寧にお伝えした上で、早期の是正、改善を求めるなど、第1号法定受託事務である生活保護制度が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための最後のセーフティーネットとして適正に運営され、その機能が維持されるよう努めてまいります。

○藤井辰吉委員 ケースワーカーが不足した場合におきましても、生活保護自体の制度はストップしてしまうわけではございませんので、セーフティーネットとしての機能は維持されると思っておりますけれども、中には、常に様子を見てもらったり、状況の変化などにどう対応していけばいいのか分からない受給者の方々もいると思っておりますので、そこら辺の大切さを、ぜひとも、再び各市に認識していただいた上で、制度がよりよいものになるよう維持していく取組をしていただき

ますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○内田尊之委員長 藤井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

清水敬弘君。

○清水敬弘委員 それでは、私からも、藤井委員と重複する部分はございますが、保健福祉部所管事項についてそれぞれ伺ってまいります。

子どもたちに食事を提供する子ども食堂や、無料で学習支援をする子どもの学習の場など、いわゆる子どもの居場所における様々な取組が広がっております。民間団体が昨年実施した調査によると、無料あるいは低価格で食事を提供する子ども食堂は、全国で9000か所を超える状況にあると認識しております。当初は、低所得世帯向けという側面ばかりが注目されておりましたが、実際は、その多くが、年齢や所得など参加の制約条件はなく、多世代が自由に集う広範な方々に対しての居場所として、地域コミュニティの維持強化にもつながっているものと聞き及んでおります。

そのため、子ども食堂などをはじめとする子どもの居場所づくりにおける現状の課題並びに今後の取組などについて、順次伺ってまいります。

本道が策定した第2期北海道子どもの貧困対策推進計画は、本年度が計画最終年度であると認識しております。同計画の中で、子どもの居場所がある市町村数の目標値を、本道の全市町村と設定して取組を進めておりますが、まず、現時点における道内の状況について何うとともに、現状に対する道としての受け止めなどについても併せて伺います。

○内田尊之委員長 子ども家庭支援課長和田宏一君。

○和田子ども家庭支援課長 子どもの居場所についてでございますが、子どもの居場所のある市町村数につきましては、令和6年4月30日現在、109市町村となっております。これまで、新規開設に係る相談支援等の取組により、令和2年の計画策定時から設置市町村数は増えておりますものの、計画に定める目標値には達していないところでございます。

今後は、昨年示された、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえつつ各種支援の周知を行っていくほか、地域のニーズや特性に応じた、より多様な居場所づくりを進める必要があると考えております。

○清水敬弘委員 道内の現状や受け止めについては、指針を踏まえ、地域ニーズや特性など多様な居場所づくりを進める旨の答弁であります。

それでは、地域における子どもの居場所づくりに向けて、道としては、これまでどのような具体の支援対策に取り組んできたのか、重ねて伺います。

○和田子ども家庭支援課長 子どもの居場所づくりに向けた取組についてでございますが、道では、子どもの居場所に関する運営費の助成など、各種支援策の活用について広く周知に努めるほか、包括連携協定を締結している民間企業・団体などから提供を受けた寄贈物資のあっせんを行っております。

【第1分科会 12月5日 第2号】

また、新規開設希望者等に向けた手引の作成、配付や、相談対応をはじめ、毎年、コーディネーターの派遣による道内各地での研修会実施などを通じ、事業者間の横のつながりやネットワークづくりなどの支援に取り組んできたところでございます。

○清水敬弘委員 今ほど御案内のとおり、各種支援策の周知のみならず、包括連携協定の締結団体や民間企業などから提供を受けた寄贈物資のあっせんを行っている旨の答弁であります。これら関連の流れとなる質問を続けてまいります。

政府や農林水産省では、食育政策の一環として、子ども食堂への政府備蓄米の無償交付を行っておりますが、同制度をより利活用しやすくするため、本年9月から、交付申請窓口を大幅に拡大するなどの運用改善を行っているものと認識しております。

このこと自体は、政府備蓄米の有効活用と子ども食堂への支援につながる取組であると評価しており、保健福祉部としても、農政部との所管部横断的な連携の上で、本道に点在する子ども食堂に速やかに周知を図られてきたものと認識しております。

一方で、実際に子ども食堂などを運営する団体から現場でヒアリングをしますと、政府備蓄米における交付申請をしたものの、対象にはならなかったとの内情も伺っております。そのため、政府備蓄米における無償交付対象者の支給要件を伺うとともに、こうした現状や課題などを踏まえた上で、道として、これまではどのように対応してきたのか、併せて伺います。

○内田尊之委員長 子育て支援担当局長堤俊輔君。

○堤子育て支援担当局長 政府備蓄米の無償交付制度についてであります。政府備蓄米交付要領による無償交付の対象者は、各学校のほか、子ども食堂の取組を行う食事提供団体や子育て家庭に食材の直接配付を行う食材提供団体などとなっております。

無償交付に当たりましては、団体から国に申請し、審査を経て交付決定という事務手順であります。申請書の記載項目として、公的機関からの支援、連携等の内容が求められており、一部の事業者から、子ども食堂の実態にそぐわないといった声が上がっていると承知しております。

このため、道では、地域住民等による民間発の取組として広まった子ども食堂の運用形態は多種多様でありますことから、全ての子ども食堂が利用しやすい制度となるよう、申請内容や交付審査などの運用について国に改善要望を行ったところでございます。

○清水敬弘委員 御部の皆様も御存じのとおり、国の政府備蓄米は、本年6月末段階で約91万トンのストックがあったものと認識しております。この段階で、衆参の農林水産委員会では、出来秋を待たずに米の需給不全を示唆していたわけであり。政府備蓄米の放出には、大臣通達、入札などを経て、おおむね3週間ほどのラグが生じることなどは業界関係者ならば理解しているものと認識しております。全都道府県で51か所の申請窓口の追加、申請期間もこれまでの四半期ごとから通年としたことから、表向きには画期的かつ機動的な対応措置となりますが、現場の実態に即した国の制度運用にはまだまだ改善の余地があるものと考えます。

るる伺ってまいりましたが、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所を提供される方々には、多岐にわたる運用形態があるものの、基礎自治体からの支援などを受けていない民間のボランティ

アとして運営されている団体、組織も多く、直近の物価高騰は運営に大変な影響を与えているものと認識しております。

そのため、子どもの居場所の確保に向けて、さらなる支援の充実強化策などが必要であると考えますが、道としてこの先はどのように取り組む考えなのか、最後に、本道の子ども政策を担う推進監に伺います。

○内田尊之委員長 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○野澤保健福祉部子ども応援社会推進監 子どもの居場所に係る今後の対応についてでございますが、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所は、様々な事情を抱えた子どもたちが家庭や学校以外で安心して過ごすことのできる場として、また、信頼できる大人との出会いや仲間の発見、地域とのつながりを実感できる場として、子どもや若者の健やかな成長に重要な役割を果たしているものと認識しております。

道といたしましては、引き続き、国の「地域こどもの生活支援強化事業」など、子ども食堂に対する各種支援事業につきまして、市町村や関係団体に広く周知し、積極的な活用を促すとともに、包括連携協定を締結している民間企業や団体等に必要な物資の提供依頼やあっせんを行うほか、事業者間でのネットワークづくりを支援する中で、子どもの居場所事業関係者や学識経験者などから御意見を伺い、地域レベルでの好事例の情報をきめ細かに事業者等に提供するなど、今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、地域におけるニーズ等の把握に努め、子どもの居場所を確保し、安定的に運営されるよう取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 今ほど、様々な角度から現状認識と今後の取組などを伺いました。

推進監、私は、もともと農業者で、農業団体の職員も経験してまいりました。食べることを通じて、あるいは食事の場の提供などを通じて、子どもの居場所づくりにおける制度改善に、名実ともに官民連携し、本気で大真面目に取り組を進めていかんとする皆様と共に歩みを進めてまいりたい、汗をかいてまいりたいと考えております。

しかしながら、推進監、保健福祉部の皆様、知事は同じように同じ方向を向いてこの案件に向き合っているのでしょうか。知事肝煎りの国策事業もビッグプロジェクトでありますから大切だと思いますが、子ども・若者政策なくして、近未来の本道など語れないと存じます。本件は、知事の見解についても直接伺いたく存じます。委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移る前に、会議録におけるしょうがいという文字は、平仮名での記載を事前をお願いし、質問を続けます。

それでは、しょうがい者を支える体制づくりについて伺います。

知事は、我が会派の代表格質問における旧優生保護法に関する答弁において、こうした不幸を繰り返すことがないように、しょうがいや疾病の有無にかかわらず、共に権利が尊重される社会づくりに向けて取り組む旨の決意を述べられました。しかし、地域でしょうがいのある方々の結婚、出産、子育てなどを支える体制づくりは、依然として十分であるとは言えません。

【第1分科会 12月5日 第2号】

また、道は、令和4年12月に発覚した、道内のグループホームにおいて、入居者の方が結婚や同居を希望する場合に本人の意思決定への支援が不適切であった事例を受け、本年3月、「障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る対応策」を取りまとめ、様々な取組などを進めているものと認識しております。

そのため、道として、今後はどのように対応するのか、順次伺ってまいります。

道は、しょうがい福祉サービス事業所において意思決定の支援が適切に行われるよう、事業者への助言指導、研修などを行うこととしております。各事業所への実地指導や研修などはこれまでも行ってきたものと認識しておりますが、どのような点を充実させ、また、実施されているのか、今年度の取組について、まず伺います。

○内田尊之委員長 障がい者保健福祉課長徳田泰則君。

○徳田障がい者保健福祉課長 障がい福祉サービス事業所等における意思決定支援についてでございますが、道では、国が策定しております意思決定支援ガイドラインを踏まえまして、道が定める指導監査要領に基づき、事業所等が実施する自己点検表に、令和5年度から、新たに意思決定支援に関する確認項目を追加したところでございまして、振興局が実施する、事業所等に対する運営指導の際に、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定が反映された個別支援計画の作成など、それぞれの事業所等の取組状況を確認するとともに、適宜、他の事業所の事例を紹介するなど、指導助言しているところでございます。

また、令和5年度からは、新たに意思決定支援に特化した、事業所等のサービス管理責任者などを対象にした研修を実施しているところでございます。

○清水敬弘委員 道では、グループホームに入居する方々が、同住居内で子育てを行うことが可能となるよう、国に対して必要な要望を行うこととしております。

そのため、これまでに、どのように国に要請し、国からはどのような回答を得ているのか、国の施策への反映状況なども含め、伺います。

○徳田障がい者保健福祉課長 国への要望についてでございますが、道では、障がいのある方が、グループホームのサテライト型住居において、グループホーム職員の育児支援を受けながら子育てを行うことができるよう、各種の要件緩和を図ることなどにつきまして、本年5月、国へ要望したところでございます。

その後、6月5日に厚生労働省通知が発出され、グループホームを利用する障がいのある方が出産した場合であって、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合には、それまでの間、子どもとの同居を認めても差し支えない扱いとされたところでございます。

これにより、子どもとの同居が、限定的かつ例外的ではございますが認められたものの、グループホーム職員が行う子育て支援と、それに対する公費の手当を認める内容にはなっていないことから、本年8月、グループホームの職員が、直接、育児支援を行うことを認めるとともに、自立支援給付費の対象とすることについて、改めて、国へ要望したところでございます。

○清水敬弘委員 今ほど御案内のとおり、一步、特例の扱いで進んだものの、まだまだ課題が残

されているということでもございます。

続きまして、道は、しょうがいのある方の子育てを地域ぐるみで支えている事例を通じ、利用可能なサービスを把握すると同時に、住み慣れた地域で子育てを行える体制づくりについて、地域の関係者による協議の場において具体的な検討を行うこととしております。

そのため、本年4月に開催されました道議会保健福祉委員会において、我が会派の先輩議員の質問に対し、北海道自立支援協議会の障がい者地域生活支援部会での検討を進め、年内をめどに結論を得る旨の答弁をしているものと認識しております。

同支援部会での議論は、道のホームページなどにも掲載されておらず、その経過を知ることはできません。雪が降ってまいりました。今年も残り1か月を切っているところであります。

同支援部会では、これまでにどのような議論が行われてきたのか、伺うとともに、どのような形で対応策を取りまとめようとしているのか、現時点における検討状況について伺います。

○徳田障がい者保健福祉課長 住み慣れた地域で子育てなどを支える体制づくりについてでございますが、道では、障がいのある方の結婚、出産、子育てを支える地域支援体制づくりをより具体的に検討するため、北海道自立支援協議会の中に、新たに障がい者地域生活支援部会を設置しまして、地域の自立支援協議会等において、市町村が、関係機関との連携の下、具体的な支援を検討する際の参考としていただけるよう、道内各地の支援事例などを収集し、年内を目途に取りまとめることとしていたところでございます。

これまで、部会を3回開催し検討してきたところであり、今後、親会である自立支援協議会におきまして、障がい当事者や特別支援学校長にも御意見を伺った上で、年内に取りまとめてまいりたいと考えてございます。

○清水敬弘委員 今ほど課長から御案内のとおり、年内に何とか取りまとめていくということでもございます。師走に入りました。大変気ぜわしい時期が続きますが、年内での取りまとめを目途として進めている旨、伺わせていただきました。

これまで様々伺ってまいりましたが、しょうがいのある方々の意思を尊重して、地域で結婚、出産、子育てを支える体制づくりを構築していくことは、本来、言葉で表現するよりも簡単なことではないと私も考えているところであります。

しかしながら、道として、この先も地域における支援の体制づくりに向けた粘り強い対策が必要であると考えますが、この先の道として、次年度以降はどのように具体の取組を進めていくのか、最後に見解を伺います。

○内田尊之委員長 福祉局長山谷智彦君。

○山谷福祉局長 今後の取組についてでございますが、障がいのある方の結婚、出産、子育てを支えるためには、地域での体制づくりはもとより、市町村の障がい保健福祉部局におきまして、母子保健部局や児童福祉部局と緊密に連携し、障がい福祉サービス事業者や相談支援事業者に対し、相談窓口や支援施策を周知するとともに、日頃から連携体制の構築を図ることが重要でございます。

【第1分科会 12月5日 第2号】

今般、道が取りまとめる取組事例等につきましては、市町村においてそうした対応を確実に行っていく上で参考になるものと考えており、今後、この取組事例等を、市町村をはじめ、関係機関・団体に幅広く周知し、支援を必要とされる事案が発生した場合には手引として御活用いただくなど、障がいのある方の希望が最大限尊重され、安心して地域生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

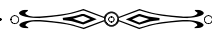
○清水敬弘委員 今ほど局長からも御答弁いただきました。真摯に対応していく旨、伺っております。しかしながら、様々な課題が残されている状況、そして、相談支援事業所も全道各地に配置されることで、全力を尽くしていくという旨も伺いましたが、本件におきましても、知事の見解について直接伺いたく存じます。委員長のお取り計らいをお願い申し上げ、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○内田尊之委員長 清水(敬)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩



午後1時1分開議

○内田尊之委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

板谷よしひさ君。

○板谷よしひさ委員 それでは、次期北海道新型インフルエンザ等対策行動計画についてお伺いいたします。

道では、新たな感染症による危機の発生に備え、今年度、次期北海道新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に向けた検討を進めており、先日の委員会で素案が示されました。行動計画の詳細な考え方等について、順次お伺いをいたします。

まず、次期道行動計画について、計画策定に当たっての基本的な考え方についてお伺いいたします。

○内田尊之委員長 戦略推進担当課長久々江秀範君。

○久々江戦略推進担当課長 道の次期行動計画の基本的な考え方についてであります。道の次期行動計画の策定に当たりましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府行動計画を踏まえすとともに、本年3月に策定しました北海道感染症予防計画や北海道医療計画との整合性を図ることを基本としております。

また、道では、新型コロナウイルス感染症への対応を検証し、昨年12月に新たな感染症危機への対応の方向性を取りまとめたところをごさいます。次期行動計画を実効性の高いものとするため、このいわゆる検証報告の内容を適切に反映しますとともに、感染症の専門家や関係機関は

もとより、人権や経済、労働、教育、情報といった幅広い分野の有識者の御意見を伺いながら策定作業を進めております。

○板谷よしひさ委員 道が昨年12月に取りまとめた新型コロナ対応の検証報告や有識者の意見は、素案へ具体的にどのように反映されているのか、お伺いいたします。

○久々江戦略推進担当課長 検証報告等の反映状況についてでございますが、いわゆる検証報告におきまして、行動計画への反映が見込まれるとされた事項と有識者から頂きました御意見につきましては、既に政府行動計画の記述に趣旨が含まれているものと、道が独自に追記を行うものがございまして、それらは、全てこのたびの素案に反映させたところでございます。

道の地域実情などに応じまして、独自に追記等を行った項目を具体的に申し上げますと、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施に際しましては、本道の広域性を考慮しまして感染状況に応じた地域ごとの措置とすること、また、事業者や道民生活、社会経済活動への影響緩和に関しましては、国が講じる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討することを計画素案に盛り込んだところでございます。

○板谷よしひさ委員 道の行動計画は3部構成となっております。

第1部、新型インフルエンザ等対策特別措置法と道行動計画では、道の行動計画策定に当たっての背景や経過等が記載されておりますが、新型コロナウイルス感染症対応での経験は、どのような点を課題と捉えているのか、お伺いいたします。

○久々江戦略推進担当課長 新型コロナウイルス感染症対応での課題についてでございますが、国の新型インフルエンザ等対策推進会議では、新型コロナ対応を振り返り、平時の備えの不足や、変化する状況への柔軟かつ機動的な対応に関する課題、情報発信の課題が主なものであったと整理し、昨年12月に公表しております。

同じく、昨年12月に取りまとめました道の検証報告におきましては、国と同様の課題のほか、差別、偏見への対策や、平時から初動への危機管理体制の切替えなどが課題とされておりました。今般、必要となる対策につきまして素案に反映させたところでございます。

○板谷よしひさ委員 次に、第2部、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針では、対策の基本方針としてどのような点が計画のポイントとなるのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 感染症対策局長岡村卓治君。

○岡村感染症対策局長 対策の基本方針についてでございますが、道の次期行動計画は、特措法の下、感染拡大を可能な限り抑制し、道民の生命及び健康を保護することと、道民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化を図ることを主たる目的としまして、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すことを基本的な方針としています。

具体的には、流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療への負荷を軽減しつつ、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティーを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることや、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、道民生活及び社会

【第1分科会 12月5日 第2号】

経済活動への影響を軽減することなどを目的に対策を講じることをこのたびの素案でお示しております。

○板谷よしひさ委員 計画策定後もこの計画の実効性を確保していくことが重要と考えますが、そのためには、どのような取組を行うこととしているのか、お伺いいたします。

○岡村感染症対策局長 計画の実効性確保に向けた取組についてでございますが、このたびお示しをした素案では、政策効果に関連する情報や統計等のデータを活用するエビデンスに基づく政策の推進や、研修、訓練、啓発活動等を通じた備えの機運の維持のほか、平時の備えの点検や、改善につなげるための多様な主体の参画による実践的な訓練の実施、感染症予防計画に基づく取組状況の進捗管理などの取組を通じまして、この計画の実効性の確保を図ることとしております。

また、国は、国内外の新興感染症等の発生状況や、予防計画など関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、所要の措置を講じることとしていることから、道においても必要な対応を行ってまいります。

○板谷よしひさ委員 素案の第3部、新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方では、13の対策項目ごとに、準備期、初動期、対応期に分けて、対策の目的や具体的な取組内容が記載されておりますので、そのうち何点かについて、順次お伺いいたします。

まず、感染症危機管理の実施体制について、新型コロナ対応の検証報告では、国内外での新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合には、北海道感染症対策連絡本部の下、速やかに準備を進めることなどが示されておりますが、時期ごとにどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○久々江戦略推進担当課長 実施体制についてでございますが、感染症危機は、道民の生命及び健康とともに、道民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしますことから、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合、道は、実施体制を整備しまして、緊急かつ総合的な対応を行う必要がございます。

このため、平時である準備期から初動体制への円滑な移行を図るため、庁内連携会議を常設することとし、初動期には、新型インフルエンザ等が国内外で発生した疑いを把握した場合には、道連絡本部を設置し、迅速な初動対応を行いますとともに、国が政府対策本部を設置した際には、直ちに道対策本部を設置することとしております。

さらに、対応期に、国が基本的対処方針を決定した場合には、道は、道行動計画に基づき、対策に係る政策決定を行いまして、状況の変化に応じて柔軟に実施体制を整備することとしております。

○板谷よしひさ委員 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、道民生活及び社会経済活動への影響を最小化するためには、必要に応じて蔓延防止対策を講じることが重要になります。

蔓延防止対策について、時期ごとにどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○久々江戦略推進担当課長 蔓延防止対策についてでございますが、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制しまして、健康被害を最小限にとどめるとともに、道民生活等への影響を最小にするためには、適切な医療の提供はもとより、必要に応じて蔓延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要でございます。

このため、道では、準備期には、有事における蔓延防止措置への協力等を得るため、道民の皆様や事業者の方々の理解促進に取り組み、初動期には、蔓延防止対策に係る準備や、実際の蔓延時に迅速な対応が取れるよう準備を行ってまいります。

さらに、対応期に、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づきまして、必要と考えられる地域や期間等におきまして、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の対策を行うこととしまして、その実施に当たりましては、地域ごとの感染状況に応じた措置とするなど、本道の広域性を十分に考慮した対応を検討することとしております。

○板谷よしひさ委員 新型インフルエンザ等が発生した場合における医療提供の維持は、健康被害を最小限にとどめ、道民が安心して生活を送るという目的を達成する上で不可欠になります。

医療提供について、新型コロナ対応の検証報告では、改正感染症法に基づき、医療機関と病床確保や発熱外来等の協定締結協議を進めることなどが示されていますが、時期ごとにどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○久々江戦略推進担当課長 医療提供についてでございますが、感染症危機におきまして、健康被害を最小限にとどめ、道民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、感染症医療及び通常医療双方の逼迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続することが重要でございます。

このため、道は、準備期には、医療機関との間の医療措置協定の締結により、有事において医療を提供できる体制を整備するなどし、初動期には、医療機関等と連携し、相談、受診から入退院までの流れを迅速に整備します。対応期には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療体制を確保することとしております。

○板谷よしひさ委員 新型インフルエンザ等の発生時には、道民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

時期ごとに、道民生活及び社会経済の安定の確保について、新型コロナ対応の検証報告では、地域の感染状況等を的確に捉え、広域性といった本道の実情を踏まえて迅速に対応することや、感染症特性など情報を分かりやすく発信することなどが示されておりますが、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○久々江戦略推進担当課長 道民生活等の安定の確保についてでございますが、新型インフルエンザ等の発生時には、道民の生命や健康とともに、道民生活や社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がございます。

このため、道は、準備期には、国や市町村と連携しながら、事業者や道民等に対しまして、業務継続計画の策定、マスクや消毒薬の備蓄など、新型インフルエンザ等の発生時に備えた必要な対策を行うことについて情報の提供や共有を行ってまいります。

【第1分科会 12月5日 第2号】

初動期には、事業継続のための感染対策の準備等と呼びかけ、対応期には、事業者や道民生活、社会経済活動に及ぶ影響を緩和するため、国が講じる支援策を踏まえまして、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討することとしております。

○板谷よしひさ委員 行動計画は、策定することが目的ではなく、新型コロナの教訓を生かし、次の感染症危機に備えていくことが何よりも重要と考えております。

今後、道としてはどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 保健福祉部長兼感染症対策監古岡昇君。

○古岡保健福祉部長兼感染症対策監 感染症対策に関しまして、今後の取組についてでございますが、道の次期行動計画は、政府行動計画を踏まえることはもとより、北海道感染症予防計画や北海道医療計画との整合性を図りますほか、いわゆる検証報告や、幅広い分野の有識者の方々からの御意見を反映させるなどして、今年度中に策定することを目指し、今定例会にその素案をお示しさせていただいたところでございます。

道といたしましては、新型インフルエンザ等が発生した際には、医師会などの関係団体をはじめ、医療機関の皆様や市町村などとの十分な連携の下、地域の実情に即して迅速かつ的確に対応できるよう、この計画に盛り込んだ対策の実効性を確保することが重要と考えてございます。

道といたしましては、道議会における御議論はもとより、現在実施をしておりますパブリックコメントで頂いた御意見などを踏まえまして、来年2月には計画案を御報告させていただく考えでございます。

次なる感染症危機は、将来、必ず到来するとの認識の下、道民の命と健康を守ることができるよう、感染症危機管理対策にしっかりと取り組んでまいります。

○板谷よしひさ委員 次に、遠隔医療についてであります。

広域で医療資源が偏在している本道においては、医師少数区域の解消に向けた取組として、医師の派遣とともに、遠隔医療の取組も進められております。以下、道の取組についてお伺いいたします。

道では、今年度から開始した第2期医師確保計画に基づき、医師少数区域など医師不足地域に対し、地域枠医師や大学からの指導医や専門医の常勤医を派遣する取組を進めておりますが、医師の地域偏在の解消に向けて、今年度、どのような取組を実施し、派遣実績はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 医師確保担当課長本村繁君。

○本村医師確保担当課長 医師の地域偏在是正に向けた取組についてであります。道では、これまで、医師が不足している地域に常勤医師の配置や派遣を行う取組として、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の配置、医育大学に設置する地域医療支援センターからの医師派遣を行っており、本年度、この取組による実績は、地域枠医師が109名、自治医科大学卒業医師が9名、地域医療支援センターからの医師派遣が39名の計157名となっております。

また、これらの医師数を医師少数区域などの区域別で申し上げますと、宗谷や根室、南檜山、

日高などの医師少数区域が92名、中空知や南渡島などの中間区域が62名、その他、札幌市内を除く札幌圏域に3名となっているところです。

○板谷よしひさ委員 道では、医師の地域偏在の是正に向け、様々な対策を進めておりますが、一足飛びで解決できるものではありません。

このような中で、従事者不足を補い、地域においても適切な医療が提供される体制を確保する上で、遠隔医療の取組が重要と考えますが、これまでの道の取組状況についてお伺いいたします。

○内田尊之委員長 地域医療課長川上禎之君。

○川上地域医療課長 遠隔医療の取組状況についてでございますが、道では、これまで、地域医療介護総合確保基金を活用し、医育大学などが行う地域の医療機関への専門的な助言や、在宅医療を行う医療機関のオンライン診療に必要なシステムの導入経費などに対して支援してきたところでございます。

昨年度は、救急搬送時に、搬送元医療機関等と画像を共有し、専門医が遠隔で応急処置の指示などを行う医療機関7か所、また、看護師がポータブルカメラを患者宅に持ち運び、医師が遠隔で訪問診療を行う医療機関1か所の計8医療機関に補助を行ったところでありまして、事業を開始しました平成26年度から令和5年度までの累計で、延べ58医療機関へ支援を行ってきております。

○板谷よしひさ委員 これまでの遠隔医療の取組により、どのような効果が得られたのか、課題も含め、お伺いいたします。

○川上地域医療課長 取組の効果などについてでございますが、広域分散型で医療資源が偏在する本道におきまして、遠隔医療システムの導入は、これまで訪問診療を行っていた医師の移動に係る負担軽減のほか、患者側の立場からは、専門医の支援により身近な医療機関で診断や治療が受けられるようになり、安心感や長距離通院の負担軽減につながるといった効果が見られるところでございます。

一方で、患者の方々に対し、遠隔医療のメリットや、実施可能な検査に制限があるといった留意事項を十分説明し、理解を得る必要があるなど、事前の準備に時間を要するものの、診療報酬上の評価が低いといった課題も見られるところでございます。

○板谷よしひさ委員 遠隔医療の新たな取組として、近年、通信機器や医療機器を搭載した自動車によるオンライン診療を行う、いわゆる医療M a a Sの取組が全国的に取り組み始められており、道内でも網走市で実証事業に取り組んでおります。

患者や医師の負担軽減を図りながら医療の確保を図る効果的な取組と考えますが、道としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○川上地域医療課長 医療M a a Sの取組についてでございますが、人口減少や高齢化の進行、地域交通の縮小などにより、通院が困難となる方の増加が見込まれる中、医療機器を搭載した車に看護師が同乗して患者宅を訪問し、医師が遠隔で診療を行うことは、僻地医療や在宅医療など

【第1分科会 12月5日 第2号】

の場面で、医師、患者双方の負担軽減につながる効果的な取組と考えております。

道では、本年10月に、医療機関や市町村職員などに参加いただき、初めての車両視察会を札幌市で開催したところでありまして、今後とも、こうした取組や地域医療構想調整会議の場などを通じて、網走市や他県の先行事例を情報提供しながら、遠隔医療の促進に努めてまいります。

○板谷よしひさ委員 遠隔医療は、離島や僻地においても適切な医療が提供される体制を確保する上で大変有効な取組であるとともに、医育大学などの基幹病院と地域の医療機関を遠隔医療システムで結び、指導助言を行うことで、地域で勤務する医師のサポートにもつながるものと考えます。

広大な面積を有し、また、山間地や離島を抱え、医療資源の格差が見られる本道では、遠隔医療をより一層促進すべきと考えますが、道としては今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○古岡保健福祉部長兼感染症対策監 遠隔医療に関しまして、今後の取組についてでございますが、広域分散で医療資源が偏在する本道におきまして、限りある資源を有効に活用しながら効率的で質の高い医療提供体制を確保する上で、遠隔医療の取組は重要と認識をしております。

このため、道では、これまで、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の医療機関の医師が医育大学などの専門医から助言を受けられる体制や、在宅医療の提供など、医師、患者双方にとって負担軽減が図られる遠隔医療の普及促進に取り組んでまいりました。

道といたしましては、引き続き、医師をはじめとする医療従事者の確保と偏在是正に向けて取り組んでいくことはもとより、遠隔医療の効果や先行事例を地域医療構想調整会議などの場を通じて情報提供し、基金を活用した導入支援に努めますとともに、診療報酬や補助制度の充実を国に要望するなど、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域医療の確保に取り組んでまいります。

○板谷よしひさ委員 次に、原子力災害への対応についてであります。

道では、国の原子力災害対策指針等に基づき、北海道地域防災計画の原子力防災計画編において、万が一の原子力災害に備えた原子力災害医療協力機関の指定を行っておりますが、北海道電力泊発電所が立地しているいわゆる岩宇4町村内では、協力機関として岩内協会病院が、唯一、指定されているところであります。岩内協会病院に期待される役割や、医師確保への対応について、以下、お伺いしてまいります。

初めに、原子力災害医療協力機関に指定されている岩内協会病院の期待される役割についてお伺いいたします。

○内田尊之委員長 地域医療課医療参事大原宰君。

○大原地域医療課医療参事 岩内協会病院の役割についてでございますが、道では、地域防災計画に基づき、原子力災害時において、原子力災害医療の中心となる原子力災害拠点病院として、札幌医科大学附属病院及び北大病院の2施設を、また、道や二つの拠点病院が行う原子力災害対策に協力する原子力災害医療協力機関として、泊村に隣接する岩内協会病院をはじめ、15機関を

指定しております。

岩内協会病院につきましては、原子力災害発生時において、被曝傷病者に対する初期診療の提供や、住民等の被曝や汚染に対する検査などを行っていただくほか、救急医療を含む地域医療を担うなど、その役割は大変重要と認識しております。

○板谷よしひさ委員 地域における医師不足は全道的な課題ではありますが、原子力発電所が立地しているというこの地域の特殊性を考えれば、医師不足の解消に特に重点を置いて早急に取り組む必要があると考えます。

道は、原子力発電所立地地域における医師確保の現状について、どのような認識を持っており、今後どのように対応する考えなのか、見解をお伺いいたします。

○内田尊之委員長 地域医療推進局長東幸彦君。

○東地域医療推進局長 今後の対応についてでございますが、道の地域防災計画において原子力災害医療協力機関に位置づけられております岩内協会病院につきましては、平常時の地域医療の確保はもとより、原子力災害発生時における被曝傷病者への初期診療など、その役割を果たす上で医師確保は重要と認識しております。

道としましては、今後とも、医育大学に設置する地域医療支援センターからの派遣、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の配置のほか、緊急・臨時的な医師の派遣などの支援にも努めながら、圏域全体で必要な医療を確保するという考えの下、原子力発電所立地地域において必要な医療機能が確保できるよう取り組んでまいります。

○板谷よしひさ委員 次に、薬剤師確保計画についてであります。

薬剤師については、都市部に集中する地域偏在に加え、薬局勤務より病院勤務の薬剤師が不足する業態偏在が生じているとのことです。このため、昨年6月に国がガイドラインを示し、都道府県が薬剤師確保計画を策定することとされました。

道の薬剤師確保計画の素案がさきの保健福祉委員会に報告されたので、以下、計画の内容についてお伺いいたします。

各都道府県は、国のガイドラインに基づき、地域の実情に応じた実効性のある計画を策定することとされておりますが、どのような目標を掲げ、どういった構成で策定されるのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 医務薬務課長吉田亮輔君。

○吉田医務薬務課長 薬剤師確保計画についてであります。年度内の策定を目指し、策定作業を進めているこの計画は、国が新たに算定した薬剤師偏在指標に基づき、各2次医療圏を地域別、業態別に、薬剤師多数区域、中間区域、少数区域に区分した上で、少数区域に属する2次医療圏の地域偏在や業態偏在を令和18年度までに是正することを目標とするものでございます。

また、計画の構成としては、少数区域などの区域ごとに薬剤師確保の方針を設定した上で、少数区域を脱するために必要な目標薬剤師数や、目標薬剤師数を達成するための取組などを定めるものでございます。

【第1分科会 12月5日 第2号】

道といたしましては、広域分散型の本道の実情を踏まえた計画の策定を進めており、このたび、その素案をお示ししたところでございます。

○板谷よしひさ委員 国では、これまで、薬剤師数の比較に当たっては、人口10万人当たりをベースにしておりましたが、今般、新たに算出した偏在指標を用いることとしました。

人口10万人当たりの薬剤師数と偏在指標にはどのような違いがあるのか、お伺いいたします。

また、偏在指標で見た場合、本道は全国と比較してどのような状況にあるのか、併せてお伺いいたします。

○吉田医務薬務課長 薬剤師偏在指標についてであります。これまで、薬剤師数の比較には、一般的に人口10万人当たりの薬剤師数が用いられておりましたが、高齢化率や地域ごとの医療需要が反映されていないことから、国において、全国ベースで薬剤師の多寡を統一的、客観的に比較、評価するための物差しとして、年齢分布などに基づく医療需要や病院、薬局といった薬剤師の業務種別などの要素も考慮して薬剤師偏在指標を用いることとしたところであり、薬剤師が充足している場合は1と定義されます。

本道の薬剤師全体の偏在指標は、全国値の0.99に対し、0.96で全国14位となっており、多数でも少数でもない中間都道府県に位置づけられております。さらに、業態別に見ますと、病院薬剤師は、全国値の0.80に対し、0.85で全国10位の中間都道府県、薬局薬剤師は、全国値の1.08に対し、1.01で全国17位の多数都道府県と位置づけられております。

○板谷よしひさ委員 広域な本道においては、地域偏在や業態偏在が生じています。2次医療圏ごとの少数区域の設定状況と道の受け止めについてお伺いいたします。

○吉田医務薬務課長 薬剤師の少数区域についてであります。2次医療圏ごとに偏在指標を見た場合、薬剤師全体では、札幌以外が1を下回っており、南檜山、根室、北空知などの9圏域が少数区域となっております。

また、業態別に見ますと、病院薬剤師についても、札幌以外が1を下回っており、遠紋、南檜山、北網などの14圏域、薬局薬剤師については、札幌と上川中部以外が1を下回っており、南檜山、北空知、根室などの7圏域が少数区域となっております。

道内では、都市部に集中する地域偏在に加え、業態偏在も生じており、特に少数区域が多い病院薬剤師の確保に重点的に取り組むことが必要と考えております。

○板谷よしひさ委員 国のガイドラインでは、少数区域、中間区域、多数区域の区分ごとに、薬剤師の確保方針を定めることとしております。

道における各区分の確保方針についてお伺いいたします。

○吉田医務薬務課長 薬剤師の確保方針についてであります。本道の偏在指標は0.96であり、道内全体の薬剤師の需給バランスはおおむね保たれておりますことから、道全体では、現状の薬剤師数を維持することを基本的な方針としつつ、各2次医療圏を充足状況に応じて分けた、少数区域、中間区域、多数区域ごとに確保方針を定めております。

特に、少数区域については、計画期間中に少数区域を脱することを目指し、多数区域からの薬

剤師確保や、他都府県からの薬剤師招聘などを進め、薬剤師数を増加させることとしております。

また、中間区域については、地域ごとの実情を踏まえ、少数区域に陥ることのないよう、必要に応じて薬剤師確保を行うこととしており、多数区域に該当する2次医療圏については、少数区域や中間区域からの薬剤師確保は行わないことを基本とし、少数区域への重点的な薬剤師派遣を促進することとしております。

○板谷よしひさ委員 さきの第3回定例会では、我が会派同僚議員の質問に対し、道では、計画の策定に当たり、薬剤師の勤務実態の把握などを目的として調査を行うとのことでした。

実態調査について、調査結果の概要と道の受け止めについてお伺いいたします。

○吉田医務薬務課長 実態調査の結果についてであります。道では、薬剤師確保策を検討する上での基礎資料とするため、本年8月から9月にかけて、全道の全ての病院と薬局を対象にアンケート調査を実施し、病院141施設、薬局957施設、また、当該施設に勤務する薬剤師2225名から回答をいただきました。

この調査において、他の施設への薬剤師派遣の協力が可能と回答した施設が、病院では12施設、薬局では91施設あることや、アンケートに回答した薬局薬剤師の8%に当たる128名が、病院へ転職する意向があることなども明らかとなったところでございます。

また、病院薬剤師の勤務実態として、薬局に比べ病院薬剤師に多くの欠員が生じており、夜間勤務やオンコール対応が多い状況が確認されたものの、代休などが取得できており、結果として週平均の実労働時間に大きな差はなく、年間の有給休暇取得日数は、病院薬剤師のほうが多く、平均年収についても、おおむね30代半ばまでは薬局薬剤師が高いものの、年齢が上がるにつれて病院薬剤師が高くなるといった傾向が見られたところでございます。

道といたしましては、こうした病院薬剤師の勤務実態があまり知られていないことが業態偏在につながっている要因の一つであると考えており、就職を考える薬学生の皆様などに対する情報の発信が重要と考えているところでございます。

○板谷よしひさ委員 道の計画素案では、薬剤師確保の取組として、北海道全体の確保のための取組と、地域偏在、業態偏在を是正するための取組に分けて記載されておりますが、実態調査の結果も踏まえ、それぞれ道としてどのような取組を進める考えなのか、お伺いいたします。

○吉田医務薬務課長 薬剤師確保に向けた取組についてであります。道では、薬剤師の確保に当たっては、未就業薬剤師の復職支援など、短期的に効果が得られる取組と、将来の薬剤師の育成など、効果が得られるまでに時間を要する長期的な取組を適切に組み合わせて進めることが重要と考えております。

こうした基本的な考え方に基づき、北海道全体の薬剤師数を維持するため、将来の薬剤師の育成支援や、道内への定着支援、道外からの薬剤師招聘などに取り組むとともに、地域偏在や業態偏在を是正するため、短期と長期を組み合わせた地域への薬剤師派遣や、子育て等により離職した未就業薬剤師の復職支援のほか、病院における薬剤師の勤務環境改善の支援などに取り組むこ

【第1分科会 12月5日 第2号】

ととしております。

○板谷よしひさ委員 本道における薬剤師数は、都市部に集中する地域偏在に加え、薬局に比べて病院の薬剤師数が不足する業態偏在が生じており、特に、地方の自治体病院等における薬剤師確保が困難な状況と聞いております。

病院薬剤師の確保に向けた重点的な取組が必要と考えますが、道はどのように取り組むのか、お伺いいたします。

○吉田医務薬務課長 病院薬剤師の確保についてであります。本道では、21の第2次医療圏のうち、14圏域において病院薬剤師が不足する少数区域となっており、地域における病院薬剤師の確保に重点的に取り組むことが重要と認識しております。

このため、道では、多数区域からの確保を基本とし、具体的な取組として、薬剤師バンクによる就業あっせんや未就業薬剤師の復職支援のほか、道外からの薬剤師招聘や、病院における薬剤師の勤務環境改善の支援、地方部への薬剤師派遣などに取り組むこととしております。

○板谷よしひさ委員 薬剤師の確保に当たっては、道外からの薬剤師招聘などについて、例えば、先行して取組を進めている医師の確保策なども参考にして、効果的に取り組んでいくことも必要と考えます。

道として、これまでどのように取り組み、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○東地域医療推進局長 道外からの薬剤師の招聘についてでございますが、道では、これまで、北海道薬剤師会と連携した薬剤師バンクの取組として、道内の求人募集に関するウェブ広告を東京都や大阪府、神奈川県など6都府県に配信するほか、東京モノレールの中張り広告としてポスターを掲示するなど、北海道で勤務いただける薬剤師の招聘に取り組んできたところでございます。

道としては、今後、さらに北海道への移住や就業を促進するため、全国に広く配布している道外医師招聘の冊子に薬剤師の情報も盛り込むなど、より効果的な取組の検討を進めてまいります。

○板谷よしひさ委員 道の薬剤師確保計画は、医療計画に合わせて3年ごとに見直しを行い、令和18年度までに薬剤師の地域偏在や業態偏在の是正を目指すこととしておりますが、医療資源が広域に分散する本道において、目標を達成することは容易ではないと考えております。

薬剤師確保計画を実効性のあるものにするため、道として今後どのように取り組むのかをお伺いし、私の質問を終わります。

○古岡保健福祉部長兼感染症対策監 北海道薬剤師確保計画についてでございますが、本道の薬剤師の従事先には、地域偏在や業態偏在があり、特に地域の病院薬剤師の確保が課題となっておりますことから、道では、国のガイドラインを参考に、本道の実情を踏まえた薬剤師確保策を効果的に進めるための確保方針や具体的な取組を定め、北海道薬剤師確保計画を策定することとしております。

道では、これまで、道薬剤師会と連携しながら、薬剤師バンクを設置いたしますとともに、薬剤師登録派遣事業などに取り組んできたところであり、こうした取組を踏まえつつ、各2次医療圏を地域別、業態別に、薬剤師の少数区域、中間区域、多数区域に区分をした上で、実態調査の結果も反映しながら、このたび、計画素案をお示しいたしました。

道といたしましては、この計画が実効性あるものとなるよう、引き続き、道薬剤師会や薬学教育機関など関係団体との議論を深めますとともに、議会での御議論や、パブリックコメントにより道民の皆様から御意見をいただきながら、計画案を取りまとめ、新たな計画の下、効果的な薬剤師の確保に取り組んでまいります。

○内田尊之委員長 板谷委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

川澄宗之介君。

○川澄宗之介委員 仮称・北海道子ども条例について伺っていきたくと思います。

この間、特別委員会等でも、条例制定に向けて素案が出されて質疑等をさせていただきました。その上で、一般質問でも出ておりましたけれども、第三者機関の設置等についてなかなかお答えがいただけないような状態が続いています。

まず、子どもの権利救済に関わって、第三者機関の設置についてお伺いをいたします。

第三者機関の設置については、道自らが情報収集を進める必要があるというふうに考えておりますけれども、その点についていかがお考えか、また、仮に第三者機関を設置する、そうなったときに、本道にとっての課題をどう考えているのか、まず伺います。

○内田尊之委員長 子ども政策局長森みどり君。

○森子ども政策局長 子どもの権利を守る取組についてでございますが、今般、道が取りまとめた新たな条例の素案には、こども基本法の「差別の禁止」などの基本理念を踏まえ、子どもの権利の周知と擁護などを盛り込んだところでございますが、いわゆる救済機関や第三者機関について、法に規定がない中、先般、国は、全国の自治体を対象に相談・救済機関に関する取組状況等の調査を開始したところであり、道としては、その結果や、調査を踏まえた国の方針などのほか、道が他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談・救済機関との役割分担等について情報収集した上で、広域な本道における権利擁護の在り方等を、引き続き、審議会等の場で議論してまいります。

○川澄宗之介委員 国が、今、他県の状況の調査を進めるということでもあります。北海道は、御答弁にありましたように、広域な地域でありますから、道と基礎自治体との間の関係も出てきますし、では、どう配置していくかという課題もあるかと思えます。重要なのは、今お答えいただいたように、道が自ら他県の状況を調査した上で、子どもの権利救済の機関の設置というのをぜひ検討していただくことを求めておきたいと思えます。

次に、条例のチェック機能について伺いたいと思えます。

条例について、来年4月を目標に今進められているわけでありますけれども、条例をつくって、その理念がしっかりと実践に移されるということが重要でありますし、つくった条例という

【第1分科会 12月5日 第2号】

のが、課題がないのかも含めて、やはり、チェックしていくということが必要だと思っています。

その条例が施行された場合に、そういった条例の内容のチェックというのは誰が行うことになるのか、伺います。

○内田尊之委員長 子ども政策企画課長工藤晴光君。

○工藤子ども政策企画課長 条例の見直しについてでございますが、道が制定する道民の権利義務等に直接関わる条例につきましては、条例の見直しに係る基本方針により、条例の適時性を確保するため、定期的に規定を見直す趣旨の規定を設定することとされてございまして、新たな条例につきましても、こうした規定を設け、定期的に審議会等の御意見をいただくなどして見直しを行う予定でございます。

○川澄宗之介委員 今、定期的に審議会等の御意見をいただくなどして見直しを行うということでありましたけれども、この審議会というのは、条例の今の素案の中に、知事が開くということとでなされているかと思うのです。他県の基礎自治体などでは、独自に独立した機関というのがチェックをするというところがあるかというふうに私は見ているところでもあります。

知事が審議会を開くということでもありますけれども、それで十分な機能が果たせるとは私はなかなか思えないのですけれども、この点についての見解を伺います。

○工藤子ども政策企画課長 条例の見直しについてでございますが、道では、条例の適時性を確保するため、全庁統一的な取扱いとして、条例の見直しに係る基本方針を定めてございまして、新たな条例につきましても、本方針に基づき、所定の規定を設けますとともに、定期的に審議会等の御意見をいただくなどして見直しを行う予定でございます。

また、いわゆる第三者機関につきましては、法定規定がない中、国は全国調査を開始したところとございまして、道といたしましては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態等につきまして情報収集した上で、審議会等の場で議論してまいります。

○川澄宗之介委員 今お答えいただきましたけれども、やはり、独立性を持った機関がなければ、こういった部分についてはチェックできないというふうに思います。今御答弁いただいたように、他県の状況を踏まえてということでもありますから、それをしっかりと精査した上で、第三者機関の設置に向けて取り組みいただけることをお願い申し上げます。

次に、附則について伺います。

通常、条例には、施行時に、3年あるいは5年の段階で社会情勢等に鑑みながら条例の見直し等について附則はつけられるというふうに思いますけれども、現時点での考えについて伺います。

○工藤子ども政策企画課長 条例における見直し規定についてでございますが、道では、道民生活に関わる政策に関する条例など、道民の権利義務等に直接関わる条例につきましては、条例の適時性を確保するため、5年ごとに条例の規定を見直す趣旨の規定を設定することとされてござ

いまして、新たな条例に関しましても、こうした規定を設ける予定でございます。

○川澄宗之介委員 次に、附属機関について伺いたいというふうに思います。

条例では、子ども施策の推進のために、知事の附属機関として子ども施策審議会が設置されるというふうになっておりますけれども、現段階において、この審議会というのはどの程度の頻度で開催をされようとしているのか、伺います。

○工藤子ども政策企画課長 北海道子ども施策審議会についてでございますが、道では、知事の諮問に応じ、子ども施策の推進に関する重要事項等を調査審議するため、本年4月に北海道子ども施策審議会条例を施行し、審議会を設置したところでございまして、本条例を今般の新たな条例に統合する予定でございます。

また、審議会の開催につきましては、前身となる北海道子どもの未来づくり審議会が年2回程度であったことなども踏まえ、また、会長とも相談の上、適時適切に開催をしております。

○川澄宗之介委員 今、前身となる未来づくり審議会が年2回程度の開催ということ、また、知事が、会長とも相談の上、適時適切にというふうにおっしゃっているわけでありましてけれども、まず、少なくとも年2回は開催するという押さえでよろしいのか、また、この適時適切というのはどういう状況を指すのか、その点についてもう少し具体的な説明をいただきたいと思っておりますので、見解をよろしくお願いします。

○工藤子ども政策企画課長 来年度以降における審議会の開催についてでございますけれども、今年度設置した審議会の前身となる北海道子どもの未来づくり審議会は年2回程度の開催でありましたことから、こうした実績や内容なども考慮した上で、会長とも相談し、適時適切に開催をしております。

○川澄宗之介委員 再度伺いたいのですが、この子どもに関わる条例についての適時適切というのが具体的にどういうことを指すのか、ちょっと私は分からないのですよね。その点について、もう少し詳しく、再度御説明いただきたいと思っております。

○工藤子ども政策企画課長 審議会における議論の内容についてでございますけれども、その時々において、必要な事案につきまして、会長とも御相談をして開催してまいりたいと考えてございます。

○川澄宗之介委員 あまり突っ込んでもしようがないので、この辺にしておきますけれども、子どもに関わる施策というのは本当に広範にわたると思うのです。先ほどもありましたけれども、小樽の虐待の事案等も含めて、何か起きてからというわけにはいかないですし、常に、施策というものは、つくられたものがどう実効性あるものになるかというのを振り返る必要があると思っております。そういった意味では、知事に、ぜひ、子どもの権利条約をしっかりと読み込んだ上で、必要に応じて開いていただくということを申し上げておきたいと思っております。

次に、子どもの権利の周知について伺います。

子どもの権利の周知に関わって、やはり、幼稚園や保育所、学校での取組、また、その役割というのがなかなか見えない状況でもあります。

【第1分科会 12月5日 第2号】

私は、教員でありましたから、子どもの権利条約等については学習をしたかったのですが、なかなか学校でそれができる場面というのはなかったのですよね。今になって、やるべきだというようなお話が出てきているのは、本当に100周ぐらい遅れているのじゃないかなと僕は思っているところではあるのです。特に、今回、うれしいことに北海道でもこういった条例がつけられるということは、本当に歓迎することです。

そういった中で、この条例の施行に関わり、子どもというのは、やっぱり、一日の大半を学校または幼稚園や保育所で過ごすことになっています。そういった場所というのが、子どもたちにとっては、人格の形成や社会性を身につける、他者との関係をつくっていく大事な場面ではないかなというふうに思っています。

そういった意味で、大きな役割を果たす幼稚園や保育所、学校において、こういった条例の趣旨がしっかりと浸透していく、そのためには、それぞれ、何を行っていけばよいのか、その点についてのお考えを伺います。

○工藤子ども政策企画課長 子どもの権利の周知についてでございますが、道が今般取りまとめた条例の素案では、子どもの権利について、広く周知を図り、理解されるよう努めることや、子どもが、自らの権利が尊重され、保障されていることを認識できるよう努めることとしたところでございます。

本年5月に国が取りまとめました「こどもまんなか実行計画2024」では、こども家庭庁や文部科学省等が連携し、学校での学習を念頭に、子どもの権利条約の4原則などを基本理念とするこども基本法の趣旨や内容について、子どもや教員に分かりやすく伝える教育コンテンツを作成し、周知するとされておりますことから、学校現場での活用方法等につきまして、国の方針を踏まえた上で、道教委や関係団体等と連携しながら適切に対応してまいります。

○川澄宗之介委員 国が、「こどもまんなか」に向けて、学校での学習を念頭に、子どもの権利条約の4原則など、法の趣旨や内容についてということで、今、御説明がありました。

子どもや教員に分かる教育コンテンツを作成してくれるというのは、本当に、批准をしてから30年、やっと今になってかという思いはあるのですが、国が率先してやってくれるということですから、ただ、そのコンテンツがいつ出来上がるのかとか、まだなかなか見通しがいいかなと思っています。

私も、もちろん、情報収集をしながら状況を見守りたいと思うのですが、例えば、それをどう活用するかということになったときに、学校現場というのは、今、皆さんも御存じのように、本当に忙しい中で毎日過ごされているわけですから、次年度の計画というのはもう既に今から考えているような状態でもあります。そこに、その教育コンテンツだとか、子どもの権利に関わる学習をどこでやるかというのは、なかなかねじ込むというのは非常に難しいと思うのですよね。

皆さんのお立場から、学校でやってくださいというふうに言っても、なかなかそうはいかない場面もあるかと思うので、こういった点については、とにかく、学校と、丁寧に教育現場と連携

を取る取組をしていただきたいということと、条例の理念が具体化される、具現化されるということについては、やっぱり、子どもの権利の学習が欠かせないというふうに思っています。そういった意味では、しっかりと連携をしていただくということになりますので、子どもたちに、子どもの権利がしっかりと浸透していく取組を行う環境整備について、しっかりと行うよう指摘をしておきたいと思います。

それでは、最後に、条例の推進主体について伺いたいと思います。

今回のこの条例制定に向けて、本条例が理念にとどまらないためには、道のリーダーシップが欠かせないというふうに私は考えております。条例の素案では、「道は」とか「道が」というふうに、主体が、主語が道になっているわけであります。また、教育分野や福祉分野にまたがりましますから、その推進主体というのはしっかりと明確にしていく必要があるというふうに考えております。この点についての見解を伺います。

○内田尊之委員長 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○野澤保健福祉部子ども応援社会推進監 条例の推進主体についてでございますが、条例の規定を踏まえた具体的取組につきましては、本条例を担当する子ども政策局が中心となり、知事を本部長とするこども政策推進本部で全庁横断的に必要な協議を行うなど、関係部局と連携しながら推進してまいります。

○川澄宗之介委員 先ほども申し上げましたけれども、私の小樽で本当に悲しい事案が起きました。本当は、あの子どもが子どもの権利条例を学習していたら、どこかに相談できたのじゃないかななんて思いも出てくるのですよね。学校も、そういったことを子どもたちにしっかり教えていればということもありますし、また、大人が子どもの権利を救える体制づくりというのをしていれば、こういった悲しい事案というのは起きなかったのじゃないかなと思っています。

子どもに関わるこういった悲しい事案というのが多発をしている現状もあります。また、子どもの権利の学習については、先ほども申し上げましたけれども、教育委員会等と連携をして取り組むことも欠かせないと思っています。

そういった意味では、知事も関心を持っているというふうに私は思っておりますので、本当に、この推進主体というのが、機動性、また柔軟性を持った形で行われる、そういったものになるよう申し上げまして、指摘としておきます。

また、この点については、やはり、大切な子どもに関わる条例の制定に向けてでありますから、知事のお考えをお聞きしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。以上で私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○内田尊之委員長 川澄委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

檜垣尚子君。

○檜垣尚子委員 お疲れさまでございます。

【第1分科会 12月5日 第2号】

通告に従いまして、順次質問してまいります。

まず初めに、HPVワクチンについてです。

子宮頸がん予防に有効であるHPVワクチンについては、さきの第3回定例会予算特別委員会において私から質問したところですが、現在、国が積極的勧奨を中止していた期間に接種機会を逃していた方を対象に、今年度末までキャッチアップ接種が行われているものと承知しています。今年度末まで残り4か月を切ったところですが、先月下旬、キャッチアップ接種期間について、国が延長する方針を決めたとの報道がありました。こうした国の動きも踏まえ、以下、順次伺ってまいります。

まず、道内におけるHPVワクチンの今年度上半期のキャッチアップ接種の接種実績について、昨年同期との比較とともに伺います。

○内田尊之委員長 医療体制担当課長野田友二君。

○野田医療体制担当課長 いわゆるキャッチアップ接種の状況についてでございますが、道内の実績は、令和6年4月が2398人、5月が2555人、6月が3131人、7月が4692人、8月が7959人、9月が1万3464人で、合計3万4199人となっており、昨年同期の合計1万4481人と比較いたしますと約2.4倍となっております。

○檜垣尚子委員 昨年同期との比較でもそうですが、駆け込み需要効果と、周知の努力もあって、特に8月から9月にかけて接種人数が大幅に増えています。

冒頭でも申し上げましたが、国において、そのキャッチアップ接種の期間について、来年3月までに1回接種した方を対象に、1年間延長する方針を決めたとの報道が先月下旬にありました。

国では、現在どのような検討状況になっているのか、伺います。

○野田医療体制担当課長 国の検討状況についてでございますが、今年の夏以降、ワクチンの需要が大幅に増加し、メーカーにおいて10月より限定出荷が行われていることを踏まえまして、国では、去る11月27日に開催した厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、キャッチアップ接種に関しまして、来年3月末までに少なくとも1回以上接種している方を対象に、対象期間を現在の令和7年3月末までから最大1年間延長すること、対象者を現在の平成19年度生まれまでの女子から平成20年度生まれまでの女子とすることについて審議が行われたところでございます。

今後、当部会での議論を踏まえまして、政令及び規則の改正に向けた手続が進められるものと承知しております。

○檜垣尚子委員 国においては、今後事務的な手続は必要であります。キャッチアップ接種期間を延長する方針とのことであり、延長されれば、事情により期間内に接種を完了できなかった方や、もう間に合わないかと諦めていた方には朗報であると考えます。

接種期間が延長された際には、速やかに道民の方々に周知を行うべきと考えますが、道の今後の取組について伺います。

○内田尊之委員長 医療体制担当局長植村直樹君。

○植村医療体制担当局長 今後の取組についてでございますが、道では、これまで、HPVワクチンのキャッチアップ接種期間の終了を見据えまして、道内市町村や他都府県における接種率の向上に向けた好事例を把握しまして、実施主体である市町村に情報提供するとともに、道教委と連携した高校等へのポスターの配付や、札幌駅前地下歩行空間の大型ビジョンでの動画の放映など、情報発信の強化に取り組んできたところであり、こうした取組が今年度上半期の接種者数の増加につながった面もあると考えております。

道といたしましては、キャッチアップ接種の制度が改定されました際には、HPV拠点病院である北大病院や、道医師会など関係機関との連携の下、ホームページやSNSをはじめとした様々な媒体を活用しながら、実施主体である市町村への情報提供はもとより、道民の皆様に対しても速やかに正確な情報を周知し、接種対象となる御本人や保護者の皆様が、その有効性や副反応について十分御理解した上で、接種について検討していただけるよう取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 キャッチアップ接種の実績は、皆様の情報発信や周知、広報をしていただいたこともあり、かなりの増加につながったと思います。引き続き、今年度3月まで、キャッチアップの広報をしていただきたいと思います。

また、今のところ横ばいと言われている本来の接種対象の年齢の皆様にも周知、広報をして、こちらのほうも接種率の向上につなげていただきたいと思います。

次に、ワンヘルスについてです。

我が会派では、人と動物の健康、環境の健全性を一体的に守ろうとする考え方であるワンヘルスについて、これまでも道議会で議論を行ってきたところです。豊かで広大な自然環境を有する北海道は、人間、動物、環境が密接に関わり合う地域であることから、道民の理解と協力の下に、ワンヘルスの理念を浸透させていくことが重要ではないかと考えます。

このような中、本年10月に、道内で初めてのワンヘルス関連イベントである「北海道ワンヘルスフェア2024」が開催され、私自身も参加いたしました。本日は、これまでの議論を踏まえ、このイベントを通じて私が感じたことを交えながら、道内の現状と今後の取組などについて、以下、伺ってまいります。

まず初めに、我が会派が令和6年第1回定例会の代表質問でワンヘルスに対する今後の進め方について質問した際、知事からは、ワンヘルスの考え方などの道民への情報発信の手法検討や、幅広い分野にわたる施策が一体的に進められるよう取り組むと答弁がありましたが、道は、この間、どのような取組を行ってきたか、伺います。

○内田尊之委員長 地域保健課長松田彰仁君。

○松田地域保健課長 ワンヘルスに関する取組についてであります。道では、人と動物の健康、環境の健全性を一つと捉え、分野横断的に課題の解決を目指すワンヘルスの考え方の情報発信手法の検討のため、これまで、庁内関係部局や、昨年10月に北大に設置されたワンヘルスリサーチセンターとの意見交換のほか、先進地であります福岡県への視察などを実施してきたところ

であります。

視察後には、北大や道獣医師会と改めてそれぞれの現状や課題認識の共有を図りまして、まずは、ワンヘルスという言葉やその考え方について、それぞれの関係機関の中で理解を深めていただくことはもとより、道民の方々にも広く周知することが重要との認識を共有したところであります。

こうした中、本年10月には、ワンヘルスの考え方の周知と理解促進を目的とする民間主催のイベント「北海道ワンヘルスフェア2024」が道内で初めて開催され、道といたしましても、本イベントを後援いたしますとともに、関係部局と共に参画をしたところでございます。

○檜垣尚子委員 ワンヘルスの考え方に関連する分野は非常に幅広いのですが、実は、私たちの日常生活に密接に関係しているものも多く、そういった意味では、ワンヘルスの考え方を広く道民に普及啓発することは大変重要と考えます。

今年度、道内で初めての開催となったワンヘルス関連のイベントに道も参画したとのことですが、どのような内容で、どのような効果があったと受け止めているのか、伺います。

○松田地域保健課長 「北海道ワンヘルスフェア2024」についてでございますが、このたびのイベントは、道獣医師会など民間団体が主催し、道内3か所の獣医大学や、動物専門学校、企業、民間団体などがワンヘルスに係るそれぞれの取組を紹介する場でありましたことから、道といたしましても、ワンヘルスの考え方に関連する施策について道民の方々の理解促進を図る好機と捉え、関係部局合同で、パネル展示などを実施いたしますとともに、ワンヘルスの認知度などを把握するためのアンケート調査を行うなどしたところでございます。

アンケートでは、出展者や獣医療関係者といった方々の回答を含めましても、6割以上の方が、イベント参加前にワンヘルスという言葉を全く知らなかったと回答しておりまして、まずは道民の方々に対する幅広い周知が重要であると改めて認識したところでございます。

一方で、全く知らなかったと答えた方の8割近くが、イベント参加後には、よく理解できた、または、ある程度理解できたと回答しておりますことから、ワンヘルスの考え方に関連する幅広い取組を紹介できましたことは有益であったと考えております。

○檜垣尚子委員 こちらのイベントには私自身も参加し、大学や関係団体などによる様々な出展を見せていただきました。

道の研究機関である道立衛生研究所の取組についても、食中毒や感染症対策等に関し、幅広い内容が紹介されており、ワンヘルスの観点からも大変重要な役割を担っているものと考えますが、衛生研究所の役割と重要性について認識を伺います。

○内田尊之委員長 健康安全局長竹内正人君。

○竹内健康安全局長 衛生研究所の役割等についてでございますが、衛生研究所は、保健衛生に関する科学的かつ技術的中核機関、また、健康危機に対する対応機関として保健所等と連携しまして、専門性を生かした試験検査や調査研究、人材を育成する研修、公衆衛生情報の収集、解析、提供などの機能を担っております。

また、新型コロナ対応を踏まえまして昨年改正された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」では、都道府県に、地方衛生研究所の設置や人材の確保育成といった体制の整備など、必要な措置を講ずる責務が明記されたほか、広域的な感染症の蔓延の際は、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するなどの機能強化が求められておりまして、その果たす役割は重要性を増しております。

道といたしましても、道民の健康や安全で安心な生活を守るため、衛生研究所の充実強化に向け、引き続き取り組む必要があると考えております。

○檜垣尚子委員 ただいま答弁のありました衛生研究所の役割やその重要性を考えますと、昨年、ワンヘルスリサーチセンターを設置し、人と動物に共通する感染症などに関し、学術的な側面から取組を推進している北大等との連携も重要であると考えていますが、どのような連携を行っているのか、伺います。

○松田地域保健課長 大学との連携についてでございますが、道立衛生研究所では、これまで、犬やキツネが媒介するエキノコックス症の駆虫薬の散布による地域のキツネの感染率を減少させる研究や、マダニが媒介する感染症として道内で新たに発見されたウイルスの検査など、主に人と動物に共通する感染症に関する調査研究等を北大と共同で行うなどしているところでございます。

道といたしましては、こうした新たな感染症など、道内における健康危機の発生を見据えた調査研究につきまして、引き続き、大学や研究機関等と連携を図りながら取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 今回のイベントの出展内容から、道としても、衛生研究所をはじめ、ワンヘルスに関連する様々な取組を行っていることが分かりました。

今後、新たな感染症などの健康危機がいつ発生するか分からない中、私たちの社会を持続可能なものとしていくためには、関係者がワンヘルスの考え方の下に連携して取組を進めていくことがますます重要です。道として、今後どのように取り組んでいく考えか、伺います。

○内田尊之委員長 保健福祉部長兼感染症対策監古岡昇君。

○古岡保健福祉部長兼感染症対策監 ワンヘルスに関しまして、今後の取組についてでございますが、ワンヘルスの考え方に関連する取組は、例えば、マスクの着用や手洗いといった感染症対策、それから、肉は十分に加熱して食べるといった食品の安全など、道民の皆様の日常生活に密接に関わる内容が数多く含まれておりますことから、この考え方を道民の皆様お一人お一人にまずは理解をしていただき、身近な行動として実践いただくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、庁内関係部局はもとより、大学、関係団体などとの連携の下、このたびのイベントやアンケート結果も踏まえまして、より効果的な情報発信の手法を検討するなど、ワンヘルスの考え方のさらなる理解促進に努めますとともに、関連する幅広い分野の施策が一体的に進められるよう、引き続き取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 道が行っている施策を道民の理解、協力の下に進めていくためにも、引き続き、関係者で連携し、ワンヘルスの考え方の浸透に向けた取組を進めてもらいたいと考えており

【第1分科会 12月5日 第2号】

ます。中でも、衛生研究所は、今後も発生し得る新たな感染症への対応など、健康危機管理の中核的な役割となる施設であり、ワンヘルスの考え方に関連した取組にも重要な役割を担っています。

しかしながら、現状、衛生研究所の建物は老朽化しており、研究員は苦勞しながら業務に対応している状況で、取り扱う病原体の適正な保管、管理の観点からも、施設への対応を検討していく考えであると承知しています。衛生研究所に求められている役割が十分に発揮できるよう、今後、必要となる機能拡充はもとより、建物への対応について、引き続きしっかりと検討を進めていただくことを求めます。

次に、ギャンブル等依存症対策の推進についてです。

近年、インターネットやスマートフォンの普及によって、オンラインで競馬や競輪などにも容易に参加できるなど、ギャンブル等依存症となる方も増加しているのではないかと考えます。社会的に孤立し、自死に至る方も多いとされ、対策を講じていく必要がありますので、以下、伺ってまいります。

まず、ギャンブル等依存症とは、どのようなもので、どのような特徴を有しているのか、伺います。

○内田尊之委員長 精神医療担当課長西本司君。

○西本精神医療担当課長 ギャンブル等依存症についてでございますが、ギャンブル等依存症対策基本法においては、法律の定めにより行われる競馬や競輪などの公営競技のほか、パチンコ屋に係る遊技、その他の射幸行為をギャンブル等と定めており、また、これらのギャンブル等行為にのめり込むことにより、日常生活または社会生活に支障が生じている状態をギャンブル等依存症と定義しております。

ギャンブル等依存症は、適切な治療や支援を行うことにより回復が可能であるものの、御本人やその御家族が病気であることに気づきにくいこと、医療や相談につながりにくく、その結果、御本人やその御家族の日常生活、社会生活に支障を生じさせ、多重債務や自殺等の重大な社会問題を引き起こす場合があるところです。

○檜垣尚子委員 本道におけるギャンブル等依存症の患者数について、直近3年間の推移はどのようなになっているのか、伺います。

○西本精神医療担当課長 患者数の推移についてでございますが、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターに設置されている依存症対策全国センターの調査結果によりますと、本道でギャンブル等依存症により専門医療機関を受診した外来実患者数は、令和3年295人、令和4年436人、令和5年449人、入院実患者数は、令和3年19人、令和4年22人、令和5年20人となっております。

○檜垣尚子委員 ギャンブル等依存症は、本人や家族が病気であることに気づきにくいことなどから、なかなか対応が難しい上、医療機関で受診し、治療につなげ、回復するまでには相当な時間を要するとも聞いています。

道としては、ギャンブル等依存症への対策を推進する上で、どのような課題があると認識しているのか、伺います。

○西本精神医療担当課長 対策を推進する上での課題についてでございますが、ギャンブル等依存症は、ギャンブル等による問題が生じて、それが依存症により生じていることに御本人やその御家族が気づきにくく、また、ギャンブル等をやめられないのは御本人の意思が弱いからであるといった偏見もあり、周囲の理解も得られにくいことなどから、適切な治療や支援につながりにくく、御本人やその御家族に相談窓口の活用等が十分に周知されていないことが課題となっております。

道といたしましては、オンラインによるギャンブルが身近となっている社会環境の変化からも、アクセスが容易であり、何度も繰り返し行うことで状況が悪化しやすいなどの特徴やリスクについて理解できるような普及啓発をすることは重要であると認識しております。

○檜垣尚子委員 道では、対策を推進する上での課題を踏まえ、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○西本精神医療担当課長 これまでの取組についてでございますが、ギャンブル等依存症は、適切な支援を行うことにより回復が可能でありますことから、早期に相談や治療につなげることが必要であります。御本人やその御家族が病気であることに気づきにくいことから、保健所や医療機関等への相談につながらないことがあるため、早期に必要な支援が受けられるよう取組を進めることが重要でございます。

そのため、道では、広く一般の方を対象としたオンラインセミナーの開催などにより、ギャンブル等依存症に関する正しい知識を普及するとともに、市町村等の協力を得ながら、道立の精神保健福祉センターや保健所の相談窓口の周知を図るほか、この3月には、相談支援に係る小冊子「オンライン等によるギャンブル等依存症事例集」を作成し、医療機関や相談支援機関等に配付、活用していただいております。

また、道内でギャンブル等依存症に対応可能な医療機関は、治療拠点機関が札幌に1か所、専門医療機関が札幌市、小樽市、千歳市、旭川市に各1か所の計4か所、治療に対応できる医療機関が全道に33か所となっており、そうした情報を道のホームページで公表いたしますとともに、専門医療機関を増やすために、治療拠点機関において医師などへの研修を実施していただくなど、人材の養成にも取り組んできているところです。

○檜垣尚子委員 ギャンブル等依存症対策を推進する上では、学校教育も含め、幅広い層に、ギャンブル等依存症がどのようなものなのか、さらには、身近な方について依存症が疑われる場合にはどのようにしていくことが必要なのかについて、しっかり周知し、適切な対応が講じられるようにしていくことが重要であります。周知、広報については、対象ごとに手法を工夫するなどにより効果的に理解が広がるよう、さらに強化していくことが求められると考えます。

道として、ギャンブル等依存症対策に今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○内田尊之委員長 福祉局長山谷智彦君。

○**山谷福祉局長** 今後の取組についてでございますが、道では、昨年3月に策定いたしました第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画におきまして、普及啓発や教育などによる発症の予防、相談支援や治療による進行の予防、社会復帰に向けた支援を行う再発の予防などを計画の柱といたしまして、各段階に応じた体系的な施策を推進しているところでございます。

こうした中、依存症に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知につきましては、これまで、ポスターやリーフレット、ホームページ等を活用してきておりますが、本年度は、これに加えて、今月7日——明後日になりますけれども、札幌市内の商業施設におきまして、ギャンブル等依存症を含む依存症に関するイベントを一般市民を対象に開催することとしているほか、相談従事者などを対象としたギャンブル等依存症に関するオンラインセミナーの実施を年度内に予定しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、御本人やその御家族による自助グループ、家族会などを含めた関係機関・団体と連携を図りながら、様々な機会を活用し、情報や支援が必要な方々に行き届くよう、ギャンブル等依存症対策に取り組んでまいります。

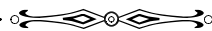
○**檜垣尚子委員** ゲーム感覚で簡単に始められるオンラインカジノなども低年齢化が進み、学校の部活の最中にやっていたり、休み時間にもやっていたりする学生もいると、先日も支援団体の方からお聞きしました。やっていることが分かりづらいオンラインカジノということですが、保護者の方は、自分の子どもが大変な状況になっていると気づいても、どうしてよいか分からず、相談窓口などの対策へつながっていないこともまだまだ多いように思います。

まずは、当事者や当事者の御家族だけではなく、広く社会的な問題として、ギャンブル依存症はどのようなものなのか、先ほどお答えいただいた一般の方も参加できるイベントなども引き続き開催していただき、ギャンブル等依存症について、正しい知識を幅広く周知、広報、浸透させていただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

○**内田尊之委員長** 檜垣委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩



午後2時50分開議

○**川澄宗之介副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

赤根広介さん。

○**赤根広介委員** それでは、通告に従い、順次お伺いしてまいります。

初めに、札幌大の関係であります。

札幌大では、道の修学資金貸付制度と連携した特別選抜の定員を設置しているわけでありませう。そこで、これまでの制度の活用実績と成果について、また、道の考えについても併せて伺います。

また、同様に、医師の養成のほか、道と連携した取組として地域医療支援センターを設置し、地域への常勤医師の派遣に取り組んでいると承知をしております。その派遣人数や派遣地域の実績がどのようになっているのかについても併せて伺います。

○川澄宗之介副委員長 医師確保担当課長本村繁さん。

○本村医師確保担当課長 医師養成確保修学資金貸付制度についてであります。道では、医育大学の学生に修学資金を貸し付け、将来、医師として地域の医療機関で一定期間勤務することを条件に修学資金の返還を免除する医師養成確保修学資金貸付け、いわゆる地域枠制度を平成20年度に創設しており、札幌医大においては、医学部定員の推薦入試の中で、当初、10名の特別枠として設定し、平成21年度からは15名まで拡大し、現在に至っております。

これまで、235名の学生が貸付けを受けているところであり、また、卒業後、医師不足地域に勤務した各年度ごとの地域枠医師数を直近5年間で申し上げますと、令和2年度は36名、3年度は40名、4年度は43名、5年度は53名、6年度は50名となっており、本制度が本道における医師の地域偏在の是正につながる効果的な取組の一つとなっているところです。

また、札幌医大における医師派遣の状況についてであります。札幌医大に設置する地域医療支援センターからは、毎年、常勤医師を地域に派遣いただいております。直近5年間では、令和2年度は18名、3年度は16名、4年度は16名、5年度は15名、6年度は13名となっております。

本年度の13名を、派遣している2次医療圏別で申し上げますと、医師少数区域については、南檜山、日高、遠紋、根室が各2名、北渡島檜山、北網、釧路が各1名の計11名、医師中間区域である西胆振及び十勝圏域への派遣が各1名となっているところです。

○赤根広介委員 こちらの派遣のほうは、若干ですが、減少傾向にあるのかなど。これは、ニーズの問題だとか、様々な条件があろうかと思えますけれども、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいということは指摘をさせていただきます。

現在、札幌医大では、次期中期計画の策定に当たり、道からその目標を大学に示されることとなり、現在、総務部においてその作業が進められていると承知をしております。本道の医療政策をつかさどる保健福祉部として、この計画策定にどのように関わってきたのか、伺います。

○本村医師確保担当課長 札幌医大における中期目標の策定についてであります。令和7年度からの新たな札幌医科大学中期目標を策定するため総務部が設置しました札幌医科大学第4期中期目標策定検討会議は、保健福祉部や札幌医科大学などの関係機関で構成されており、当部は、この会議の中で、地域医療体制の確保に関し、医師派遣や専攻医の確保に関する事項の具体的な目標の検討に関わってきたところです。

○赤根広介委員 札幌医大は、大学としても、その建学の精神により地域貢献を掲げており、道としても期待するところは大変大きいものと考えております。

現在、国で検討が進んでいる医師の地域偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ案においても、都道府県と大学との連携を進めていくことが議論されているわけがあります。

【第1分科会 12月5日 第2号】

道として、札医大としっかりと連携をしながら、地域医療を担う医師の養成や派遣に取り組んでいく必要があると考えるわけでありますが、今後の取組について、部長の見解を伺います。

○川澄宗之介副委員長 保健福祉部長兼感染症対策監古岡昇さん。

○古岡保健福祉部長兼感染症対策監 札幌医科大学との連携に関しまして、今後の取組についてでございますが、広大な面積を有し、医療資源の偏在が著しい本道におきましては、医師の地域偏在の是正が課題であり、道では、これまで、医師確保計画に基づき、様々な対策を進めてまいりました。

こうした中、国において、年末までに医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージを策定することとしておりまして、現在、都道府県における医師偏在の是正プランの策定や都道府県と大学病院等の連携の推進などについて議論が行われております。

道といたしましては、こうした国の動向を注視し、今後、国から示される総合的な対策の内容も踏まえながら、引き続き、札幌医大をはじめとした医育大学と連携し、地域医療支援センターからの医師派遣や地域枠制度の運用を着実に進め、効果的で実効性のある医師偏在対策の推進に努めてまいります。

○赤根広介委員 札医大が、社会経済情勢が変化する中、道民ニーズに的確に対応し、そして、本道の地域医療の貢献をますます果たしていけるように、中期目標については保健福祉部としてもその策定作業に関わってきたということでもありますので、この札医大の関係は知事にも直接お伺いをしたいと思います。委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、次の認知症対策に進みます。

12月3日、認知症施策推進基本計画が閣議決定をされたわけであります。

その計画がどのような内容のものなのか、道の受け止めと併せて、まず伺います。

○川澄宗之介副委員長 高齢者保健福祉課長菊谷克己さん。

○菊谷高齢者保健福祉課長 認知症施策推進基本計画についてでございますが、この計画は、11月29日に開催されました国の認知症施策推進本部で案が作成され、12月3日に閣議決定されたもので、認知症基本法の目的である共生社会の実現を目指して、認知症の方御本人の声を尊重し、新しい認知症観に立って自分事として考えること、認知症の方御本人やその御家族の参画、対話を基に多様な主体が連携協働して取り組むことが方向性として示されているものでございます。

また、この計画では、基本法に定められた基本的施策のほか、新しい認知症観の理解や認知症の人の意思の尊重といった四つの重点目標が定められておりまして、道といたしましては、今後の認知症施策の推進を図る上で重要な内容が盛り込まれていると受け止めております。

○赤根広介委員 道では、これまでも、認知症施策推進大綱に基づき、道の介護保険事業支援計画の基本目標の一つに認知症施策の推進を位置づけているわけでありますが、認知症サポーターの養成をはじめ、地域支援体制の強化、さらには、医療提供体制の整備、移手段の確保などに、この間、どのように取り組み、どのような成果があるのか、伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 これまでの取組についてでございますが、道では、認知症の方御本

人やその御家族を見守る認知症サポーターを本年9月までに約59万人養成してきたほか、認知症の医療提供体制の中核となります認知症疾患医療センターとして、14の第2次医療圏に24か所の医療機関を指定しております。

また、市町村に対しましては、認知症の方御本人の社会参加及びその御家族である介護者の負担軽減を図るための認知症カフェの設置や移動支援サービスの実施に対する支援等を行ってきております。

○赤根広介委員 今の答弁をお伺いしても、いまだに認知症疾患医療センターの空白地域が存在をするわけであります。取組が停滞しているのではないかと見受けられるわけでありますが、これまでの取組における課題というものをどう認識されているのか、伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 取組の推進状況についてでございますが、道では、これまで、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、各般の施策に取り組んできております。

こうした中、全ての第2次医療圏への指定を目標としております認知症疾患医療センターにつきましては、専門医などの確保が困難であるため、現時点で14圏域の指定にとどまっており、また、全ての市町村での設置を目標としております認知症カフェについては、運営する人材確保が困難であるため、未設置の市町村があるなど、地域により差が生じており、地域の実情に応じた支援体制の構築が必要と認識をしております。

○赤根広介委員 いずれの取組も人材確保というのがキーワードだというふうに思うわけであります。

そこで、認知症サポーターの取組ですが、先ほど約59万人養成してきたということでありましたけれども、第9期介護保険事業支援計画では、このサポーターを令和8年には67万人まで増やすとしているわけであります。

養成者数と併せて、質の確保にどう取り組むのか、伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 認知症サポーターについてでございますが、道では、本年9月までに約59万人を養成したところであり、今後も、認知症への社会の理解を深めるため、認知症の人を支える家族の会などの関係団体とも連携し、さらなる養成に努めてまいります。

また、養成講座修了者を対象とし、より実際の支援活動につなげるため、市町村が実施するステップアップ講座への開催支援を行っているところでありまして、引き続き、こうした取組により、質の向上にも努めてまいります。

○赤根広介委員 次に、国の大綱では、日常生活で認知症の人と関わる機会が多いとされる小売業などの従業員の方々を対象にサポーター養成に取り組むとされており、道でも、経済団体、関係機関と連携しながら、企業や職域単位での養成講座の開催に向けた働きかけを行うとしてきたわけでありますが、その実績と成果を伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 企業等との連携についてでございますが、企業や職域単位でのサポーター養成講座につきましては、各市町村が企業等と連携して開催し、その結果を、市町村から

【第1分科会 12月5日 第2号】

サポーター数や実施内容を取りまとめております全国キャラバン・メイト連絡協議会へ直接報告する仕組みとなっており、企業や職域の都道府県別の実績は公表されておられません。

道におきましては、各市町村と企業等との連携が円滑に進むよう、北海道商工会連合会等の経済団体や認知症の人を支える家族の会などの関係団体を通じ、企業や職域単位での養成講座の開催を働きかけてきたほか、各市町村に対し、企業からの申込みに応じて養成講座の開催の連携協力を行うよう依頼しております。

○赤根広介委員 公表されていないから知らないでいいというわけじゃないと思うのですよね。公表されていなければ、道のほうから積極的に、教えてもらえるかどうかは分かりませんが、そういうものを確認することが質の向上にもつながっていくと思いますので、この辺は指摘をさせていただきます。

次に、バリアフリー化の推進についてであります。

企業等との連携の取組の一つに、認知症バリアフリーに向けた取組を行おうとする企業等が、自らウェブ上で、認知症バリアフリー宣言企業として宣言を行うことを通じて、認知症の人やその家族にとって安心して店舗やサービス、商品を利用できる環境の整備などに努めるとともに、認知症バリアフリー社会の実現に向けた機運を醸成することを目的とした制度として、認知症バリアフリー宣言があるわけではありますが、この道内の取組状況について伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 認知症バリアフリー宣言についてでございますが、この取組は、行政及び経済団体、医療・福祉団体、学会等が参画する日本認知症官民協議会が令和4年3月からスタートしたもので、道におきましては、関係団体や各市町村への周知のほか、ホームページで広く情報発信を行っております。

また、建築、経済・労働・金融、交通、社会福祉・医療等の各分野を代表する団体及び関係機関等から構成される北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会におきまして、認知症バリアフリー宣言への登録を働きかけるなど取り組んできたところでありまして、現在、道内では6社24事業所が宣言をしております。

○赤根広介委員 例えば、このバリアフリー宣言の取組も、先ほどの企業での養成講座を行っているところが把握できていれば、当然、そういうところというのは少なからず関心があるわけですから、そういうところに働きかけることができるわけですよね。

ぜひ、施策というのは、一つ一つじゃなくて、しっかりと連動させることで最大限の効果を上げるという視点を忘れずに取り組んでいただきたいということを指摘させていただきます。

次に、チームオレンジについてであります。

道内のチームオレンジの設置状況は、令和4年には23の市町村、34チーム、562のチーム員数となっております。

このチームオレンジは、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等々、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みとされておりますが、具体的にどのような活動を行っているのか、伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 チームオレンジについてでございますが、国が令和元年度から認知症総合戦略推進事業のメニューとして開始し、道内におきましては、令和2年度から各市町村が取組を実施しているチームオレンジは、市町村が実施する研修を受講し、地域で活動するために必要な知識や対応スキル等を習得したメンバーで編成され、認知症カフェの場を利用するなどして、認知症御本人やその御家族、認知症サポーター等が集まって交流する拠点をつくるほか、認知症の方の御自宅を訪問し、傾聴や話し相手、外出支援や趣味活動など、認知症御本人がやりたいことの実現や困り事の解決支援等を行っております。

○赤根広介委員 先ほどの認知症サポーターが全道に59万人いるということ踏まえると、令和4年で23の市町村でのチームオレンジの設置にとどまっているのは、少し寂しい数字ではないかと私は思うわけであります。

設置や活動についてどういった課題があるのか、伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 チームオレンジの整備状況等についてでございますが、市町村からは、ノウハウの不足や、認知症サポーターであっても就労や高齢などを理由に参加が難しいといった人材確保の課題があると伺っておりまして、また、チームオレンジを整備する取組が始まった令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による様々な活動制限があったところであり、そうした影響もあったものと考えております。

○赤根広介委員 今、課題が述べられました。課題は把握をしているわけでありますので、コロナも明けたわけでありまして、今こそ、しっかりと設置に向けて支援をしていくべきだというふうに考えるわけでありまして、全市町村での設置に向け、どう取り組むのか、所見を伺います。

○川澄宗之介副委員長 福祉局長山谷智彦さん。

○山谷福祉局長 チームオレンジに関しまして、今後の取組についてでございますが、道では、チームオレンジの立ち上げを支援するチームオレンジコーディネーターを養成するための研修を実施しているほか、先行市町村の立ち上げ事例における過程や優良事例の共有、市町村個々の課題解決の支援を行うなどして、全ての市町村で整備が進むように取り組んでまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、しっかりした取組を求めておきます。

次に、若年性認知症の人への支援についてであります。

国の実態調査では、2020年時点において全国で3万5700人との推計であります。道内の実態把握がどのようになっており、患者数はどのようになっているのか、その推移を併せて伺います。

また、若年性認知症につきましては、その支援は、介護にとどまらず、社会生活や経済面など多岐にわたることから、より多くの関係機関の連携が重要であります。

道では、若年性認知症の方への支援にどう取り組み、課題をどう把握しているのか、この点も併せて伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 若年性認知症についてでございますが、認知症の症状であることに気づかず、医療機関を受診しない方もおり、若年性認知症の方の全数把握は困難でありますことから、国においては推計値を公表しているところでございます。

【第1分科会 12月5日 第2号】

2020年に公表された調査結果によりますと、全国の若年性認知症の方は約3万5700人で、その有病率は、18歳から64歳までの人口10万人当たり50.9人と推計されており、これを道内の同じ年齢の人口に当てはめて計算した場合、道内の若年性認知症の方は約1400人となります。

また、2009年に国が公表した調査結果では、有病率が47.6人と推計されており、道内の人口に当てはめた場合、約1600人となります。

また、若年性認知症の方々への支援などについてでございますが、日本医療研究開発機構が実施した調査や北海道若年認知症の人と家族の会によりますと、若年性認知症を発症された方につきましては、就労が困難になることにより、暮らしへの影響や将来展望が描きづらくなることなどが懸念され、就労の継続や社会参加の推進に向けた支援が課題となっております。

このため、道では、多様なニーズに応じた相談支援を行う若年性認知症支援コーディネーターの養成に関する支援を行うとともに、医療機関や事業所等の従業者を対象にした勉強会や地域住民向けの市民講演会を開催しております。

○赤根広介委員 実態を把握するのがなかなか難しいからこそ、しっかりと外に向けて発信をしていったりする取組が重要だと思います。

一方で、万が一のときに速やかに相談できる体制というものも重要であります。

そこで、道では、個別相談支援・連携調整事業を実施しているわけではありますが、その相談件数や内容がどのようになっているのか、また、十分な体制となっているのか、併せて伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 若年性認知症の方への相談対応等についてでございますが、道が、北海道若年認知症の人と家族の会に委託し設置しております若年性認知症相談窓口における令和5年度の相談件数は469件で、内容といたしましては、症状に関することやサービスの利用に関するものが多くなっております。

また、この相談窓口におきましては、電話やメールによる対応に加え、必要に応じて自宅や施設への訪問による対面相談も行っており、相談者の実情に沿った対応が可能な体制となっているものと考えております。

○赤根広介委員 今般、閣議決定されました認知症施策推進基本計画では、企業に対して、「若年性認知症における治療と仕事の両立に関する手引き」の普及啓発を行い、意欲と能力に応じた雇用継続に向けて取り組むなどとしているわけであります。

道では、若年性認知症の方への支援の充実に今後どのように取り組むのか、所見を伺います。

○山谷福祉局長 若年性認知症の方への支援に関し、今後の取組についてでございますが、道では、第9期介護保険事業支援計画に基づきまして、早期受診の勧奨や就労支援が重要との考えの下、これまで、多様なニーズに応じた相談支援を行う若年性認知症支援コーディネーターを養成するとともに、企業等に対し、早期受診の啓発や若年性認知症の特性に配慮した雇用につきまして働きかけてきたところであり、今後とも、これらの取組に加え、市町村や地域包括支援センター、家族の会等の関係団体と連携しながら、若年性認知症の方御本人やその御家族に対する支援体制の充実に努めてまいります。

○赤根広介委員　そこで、認知症自体は、大分、その社会的な認知度は増してきたというふう思うわけですが、若年性のほうはまだまだこれからなのかなというふうを感じるわけであります。

道では、今年、認知症の方御本人を大使に任命して、普及啓発などに取り組んでいると伺っておりますが、これはどのような取組なのか、今後の取組方針と併せてお答えを願います。

○山谷福祉局長　認知症本人大使の任命についてでございますが、この制度は、国が令和元年に認知症施策推進大綱を決定した際に、国と都道府県で認知症御本人を大使として任命いたしまして、御本人自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って暮らす姿を住民の方に発信していただくということで取り組んでいるものでございます。

現在、国では、全国で7名の方を任命しておりまして、都道府県におきましては、令和6年1月末現在になりますけれども、北海道を除いて、21都府県で68名の方が任命をされています。

先ほど委員からお話ございましたが、北海道といたしましても、今年8月23日に認知症フォーラムを開催いたしまして、その場で、70代の認知症の方1名、50代の若年性認知症の方2名、合わせて3名の方を北海道知事名で「ほっかいどう希望大使（認知症本人大使）」として任命をさせていただき、先般、当部として、道職員を対象に、認知症サポーターの養成講座を開催したのですけれども、その場に出席をいただき、御本人の体験談をお話ししていただきました。

また、11月21日には、苫小牧市で開催した認知症に関するフォーラムに参加をしていただいて、御自身の状況を住民の方にお話しして御理解をいただくとか、そういう活動をしていただいております。

今後におきましても、認知症の大使御本人の体調や、若年性認知症の方はお仕事もされていますので、その御都合と派遣を希望されるところとの橋渡しをしまして、住民の方に、認知症の方御本人の状況なり考えをしっかりと受け止めていただいて、共生できる地域づくりに活躍していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○赤根広介委員　局長、御丁寧な答弁をありがとうございました。

まさに社会にとっても一番響くメッセージになろうかと思えますし、同じように悩んでいらっしゃる患者さんにとっても勇気になるのかなというふう思うわけでありますので、これからも御本人の体調を考慮しながら、しっかりと共に取組を進めていただきたいということをお願い申し上げます。

先ほども答弁で出てまいりましたが、認知症疾患医療センターについて、これも計画では全ての2次医療圏に設置するとしているわけであります。

実は、私が認知症について議論するのは、コロナ前の5年前以来、久々なのですけれども、当時の八つから14に増加したことは率直に評価するものの、やっぱり、いまだに空白圏域が存在しているということは非常に気になるわけであります。まず、この理由についてお伺いいたします。

○菊谷高齢者保健福祉課長 認知症疾患医療センターについてでございますが、地域における認知症の医療提供体制の中核となる認知症疾患医療センターにつきましては、専任の医師1人のほか、精神保健福祉士や臨床心理技術者の専門職員の配置、CT及びMRIの設備を有することが指定基準となっております。未整備圏域では、センターの要件となるこれらの職員の確保や設備の状況等に課題があるため、指定に至っていないところでございます。

○赤根広介委員 当時は、補助金の分配だとか役割分担だとか、いろいろなことを述べられていたのですけれども、今は、何よりも人の問題だということでもあります。

御答弁いただいたように、この施設というものはまさに認知症対策の中核を担うセンターであります。いつまでに全ての2次医療圏で設置するのか、今後の取組について、決意を伺います。

○山谷福祉局長 認知症疾患医療センターの設置に向けた今後の取組についてでございますが、道では、地域における認知症の医療拠点として、認知症の診断や急性期の治療、専門的な相談などを行うため、令和8年度までの第9期介護保険事業支援計画におきまして、全ての2次医療圏に設置することを目指しているところでございます。

このため、未整備となっている圏域の医療機関に対しまして、職員配置や設備の状況、指定の意向を確認するほか、新たな指定に向けては、現状の課題を解消する必要があることから、国に対しまして、センターの稼働日数や人員配置等の配置基準の要件について、地域の実情に応じた弾力的な運用を可能とするとともに、国の財政負担の拡充及び地方負担の軽減を図ることについて要望するなどして、全ての第2次医療圏にセンターが整備されるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 様々課題はありますが、こういうときこそ、やはり、広域自治体の北海道の役割というものは大きいのではないかと思うわけでありますので、引き続き、全圏域での整備について取り組んでいただきたいと強く求めます。

次に、医療提供体制についてであります。厚労省の諮問機関であります中央社会保健医療協議会が、先月、アメリカの製薬大手が開発しましたアルツハイマー病の治療薬、ドナネマブへの公的医療保険適用を承認したわけであります。

公定価格は、1人当たり年間約308万円と非常に高額になるわけでありますが、この大部分は公的保険で賄われるということでもあります。11月20日から適用され、年内にも医療現場での使用が始まるとのことです。

こうした中、先ほども質問をさせていただきましたが、札幌大、そして、江別市立病院、江別・南空知先端医療推進協議会、この3者が認知症医療の充実に向けた包括連携協定を締結されたと承知しておりますが、どのような取組を行い、どのような成果が期待されるのか、見解を伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 認知症医療の充実に向けた包括連携協定についてでございますが、本協定は、札幌医科大学附属病院、江別市立病院、及び、江別市、当別町、南幌町、新篠津村で構成する江別・南空知先端医療推進協議会が、江別・南空知地域における認知症医療の充実に向けて連携し取り組むことを通じ、地域住民が健康で安心して暮らすことができるまちづくりに寄

与することを目的に締結したものと承知しております。

本協定の連携内容は、認知症の予防、早期発見、治療の仕組みづくりの推進、認知症医療に係る人材育成の推進や認知症に関する普及啓発活動の実施などが挙げられており、当該地域における認知症医療提供体制がより充実するものと期待するところでございます。

○赤根広介委員 ぜひ、こういった取組を幅広く発信して、必要な医療を求める方にしっかりとつながるように取り組んでいただきたいと思います。

認知症施策推進基本計画では、地方公共団体は、認知症の人や家族等にとって身近な行政機関であるとともに、認知症の人や家族等が生活する地域で認知症施策を具体的に実施する重要な役割を担っているとしているわけであります。

その上で、都道府県計画につきましては、国で策定する基本計画を基本としつつ、実情に即した都道府県計画を策定するよう努めるなどとしているわけであります。

道の介護保険事業支援計画で、認知症施策の推進を位置づけているわけでありますが、今般の基本計画で明記されました新しい認知症観に基づく施策やバリアフリー化の推進などを新たに加え、道の計画というものをしっかりと策定すべきと私は考えるわけでありますが、見解を伺います。

○山谷福祉局長 道の計画についてでございますが、12月3日に閣議決定されました国の基本計画におきまして策定が努力義務とされた都道府県計画につきましては、国から、既存の行政計画に定める内容と重複する場合、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとするなど、柔軟に運用できるとの考え方が示されてございます。

道では、第9期介護保険事業支援計画に、本年1月に施行された認知症基本法の基本的施策に沿って、既に施策の方向性を整理し、盛り込んでいるところであり、今後とも、当事者団体や保健・医療・福祉団体等で構成する協議会において御意見を伺うなどして、より効果的な認知症施策の推進に努めてまいります。

○赤根広介委員 遠回しに計画はつくりませんという宣言をいただいたのですが、それはそれで、既存の計画でしっかりとやっていくということだと思いますし、介護保険事業支援計画については、恐らく来年度中に見直しの作業が始まる中で、足りないところは補っていく、あるいは強化していくという視点を持って取組を進めていただきたいと思います。

そうした国の動向などを踏まえて、今後、道として認知症対策の強化をどう進めていくのか、部長の所見を求めます。

○古岡保健福祉部長兼感染症対策監 認知症対策に関しまして、今後の取組についてでございますが、高齢化が急速に進行いたします本道におきましては、認知症高齢者の一層の増加が見込まれ、認知症施策の推進はますます重要となってまいります。

このため、道では、本年度からスタートした第9期介護保険事業支援計画で、基本目標の一つに認知症施策の推進を位置づけ、認知症の方に関する理解の増進や医療提供体制の確保、さらには、若年性認知症施策の推進などに取り組んでいるところでございます。

今後とも、当事者団体や保健・医療・福祉団体などで構成する協議会において御意見を伺いませるとともに、市町村とも連携をしながら、認知症の方々やその御家族が希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて取組を推進してまいります。

○赤根広介委員 久々に認知症について取り上げさせていただきました。確実に取組は進んでいるというふうに思いますが、北海道は広いですし、どうしても地域の偏在がまだあるのかなと率直に感じましたので、今、部長から答弁をいただいたように、しっかりと進めていただくことをお願いして、次の子ども政策に移ります。

まず、保育環境の整備で、「こども誰でも通園制度」についてであります。

今議会でも議論が様々あったというふうに承知をしておりますが、国は、「こども誰でも通園制度」の創設に向けて取組を進め、令和6年度はモデル事業を拡大した試行的事業として、道内の8市町での実施が採択されたというふうに承知しております。

道では、この試行的事業の成果や課題などの取組状況をどう把握しているのか、まず伺います。

○川澄宗之介副委員長 子ども成育支援担当課長中村浩さん。

○中村子ども成育支援担当課長 取組状況の把握などについてであります。道では、今年度、国の試行的事業を実施する8自治体を訪問するなどして、子どもの受入れ状況の確認や自治体の担当職員及び施設職員と意見交換を行い、利用する子どもや保護者の声、市町村や保育現場における課題などを把握しております。

こうした場を通じて、利用した保護者の多くからは、子どもを預けている間、リフレッシュすることができた、家族以外の人との交流や体験などにより子どもの成長を感じたなどの声があることを伺ったほか、施設側からは、現在、国が定めている子ども1人当たりの補助単価では、保育士の専任配置など、事業内容に応じた実施体制の確保が難しく、国の補助単価を充実させてほしいといった意見が多くあったところであり、今後、本格実施に向けた課題であると認識しております。

○赤根広介委員 今答弁いただきましたが、これはまさに子どもにとっても保護者にとっても非常に有益な取組である一方、施設からは課題が提示されているということでありました。ただ、何と云っても、未就園児と保護者の社会的な孤立を防ぐということが非常に大事でありますので、そうした目的にかなった制度だと思っております。

こうした制度について、地域の実情に応じた運営、あるいは、子育て支援サービスの多機能化などの議論を進めて、まさに持続可能な保育・子育て支援の提供体制づくりに今後どう取り組むのか、所見を伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 今後の取組についてであります。現在、各市町村では、地域における保育提供体制の確保や「こども誰でも通園制度」の実施を含む子育て支援サービスの提供に向けた需給計画となる市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでおり、子育て当事者や子育て支援に関わる多様な方々が参画しながら、地域ニーズを踏まえた提供体制の確保

に向けて検討をしているところです。

道では、市町村に対するヒアリングを通して、計画策定に関する取組状況の把握や助言等を行い、市町村による体制整備を支援しております。

引き続き、市町村や保育関係者の方々と連携を図りながら、地域の実情に応じた保育所等の効果的な運営や多機能化、様々な子育てサービスとの役割分担などの議論を進め、持続可能な保育・子育て支援の提供体制づくりに取り組んでまいります。

○赤根広介委員 非常に大事な取組だと思いますので、引き続き、道としても取組を強化していただきたいということをお願いしておきます。

次に、子育て世帯向けの移住体験事業、いわゆる保育園留学についてであります。道内の取組の状況を伺います。また、事業実施に道としてどう関わっているのか、併せて伺います。

この保育園留学の取組は、本道への人の流れの創出、そして、拡大につながる関係人口創出や経済波及効果をもたらす非常に有意義な取組だと私は考えるわけでありまして、一層の拡大を期待するところではありますが、この点についても併せて道の認識を伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 取組状況についてであります。道内の一部自治体では、子育て世代を対象にした中長期滞在型プログラムとして、移住体験事業と連動した保育事業、いわゆる保育園留学を実施しており、保育所や空き住宅など、既存の地域資源を活用しながら、子どもの一時預かりや滞在場所の提供、地域独自の観光や体験などをパッケージ化して一体的に提供する取組と承知しております。

また、多くの自治体では、既存の一時預かり制度の枠組みを活用して保育所等を利用しており、道は施設の適切な運営について指導助言を行っております。

それから、道の認識についてであります。道内の自治体で実施している、いわゆる保育園留学は、都会から地方への人の流れを促進する施策の一つとして、子どもの保育と地域体験、ワーケーションなどを組み合わせながら、自治体の創意工夫による取組として実施されているところであり、移住、定住、関係人口の創出、拡大、地域経済の活性化など、地域づくりに寄与するものと認識をしております。

また、地域の子どもたちにとっても、他の地域で暮らす子どもと接することで、よい刺激や成長の機会につながることを期待され、実施自治体からも、子どもたちの興味や好奇心が増し、コミュニケーション能力の向上につながったといった声を伺っているところです。

○赤根広介委員 この取組は、まさに北海道の強みを生かし、道外の都市部からこうした形でお越しいただくという意味では、非常に有意義な取組だと思うわけでありまして。

道としても、地域としっかり連携して、保育園留学のような移住体験事業と連動した保育事業がより多くの自治体で実施されるよう、その拡大に積極的に取り組むべきと考えるわけでありまして、所見を伺います。

○川澄宗之介副委員長 子ども政策局長森みどりさん。

○森子ども政策局長 今後の取組についてでございますが、道内の自治体で実施している、いわ

【第1分科会 12月5日 第2号】

ゆる保育園留学は、移住、定住の促進や関係人口の創出などを目的とし、民間企業と協働するなどして、それぞれの自治体が地域の特色を生かして行っているものと承知しております。

道内では、保育士不足が課題となっており、取組を行っている自治体の中にも、保育所等での受入に当たって人材確保を課題に挙げているところもあると承知しており、道では、それぞれの地域の保育ニーズに対応した受皿確保に向けて、保育士確保や保育の質の向上に取り組み、地域における保育提供体制の整備を進めてまいります。

○赤根広介委員 いずれの取組も、保育士の確保が重要になってくるわけであります。

道では、保育等の受皿はもとより、保育人材の確保が重要との認識の下、5万人程度と推定をされており、潜在保育士が1人でも多く就業につながるよう、保育所とのマッチングを行う北海道福祉人材センターに届出を促進するとともに、復職しやすい環境づくりに取り組むとしているわけですが、就職数などの成果を含めた取組の状況についてお伺いいたします。

○中村子ども成育支援担当課長 保育士確保の取組状況についてであります。北海道福祉人材センターでは、保育士からの届出を受けて、就職相談や求人情報の提供を行っております。

届出制度がスタートした令和元年8月から本年10月までの届出人数の実績は合計343人で、このうち、今年度は、4月から10月末までで48人の新規届出があり、センターが直接、求人情報を紹介して就職につながった人数は、令和元年度から現時点までで合計8人となっております。

また、今年度から実施している保育士・保育所支援事業において、保育所等に対して保育士の効果的な求人方法や勤務環境改善に関する支援を行うとともに、仕事のブランクがあつて悩んでいるなど、職場復帰に向けた悩みのある保育士に対して再就職に向けた相談支援を行うことで、保育士の確保や職場復帰、職場定着の支援に取り組んでいるところです。

○赤根広介委員 推定ではありますけれども、5万人と言われていた潜在保育士から実際に就職につながったのが、5年半で8人ということでした。これでは、もしかしたら黙っていてもそれぐらいの就職にはつながるのじゃないかというふうなうがった見方もしてしまうわけですが、改めて、この事業の効果というか、その点をどのように認識されているのか、伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 保育士の届出などに関する取組の状況についてでありますけれども、北海道福祉人材センターへの届出数を増やすためには積極的な周知が必要であると考えておりまして、今年度から、道が、直接、新たに保育士資格を取得した方に対して、センターへの届出に関する個別周知の取組を行っているところです。

また、保育士・保育所支援事業において、就労に関する相談があつた保育士に対し、センターへの届出を促すなど、連携して就職支援を行っております。

今後も、引き続き、センターの効果的な周知を行い、活用を促すなどして、保育士の方が就業に結びつきやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○赤根広介委員 少なくとも、これは重点事業として行っているというふうには承知しております。今年度から力を入れたということですので、その推移を見守りたいと思いますが、引き続きの取組というものを求めたいと思います。

今年度は、保育士の配置基準が実に76年ぶりに見直されたわけであります。地域によっては新基準を満たすことが難しいといったことも懸念されることから、経過措置も設けられているわけですが、影響をどのように把握されているのか、伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 保育士等の配置基準についてであります。国は、本年4月に、3歳児と4歳・5歳児の職員配置基準を見直したところであり、道が所管する保育施設に対し、保育士等の配置状況を確認した結果、全ての施設が見直し後の基準を満たす状況でありました。

新しい基準に対応した配置が可能となった理由としましては、これまで、多くの保育施設において、保育の質の確保や業務負担軽減等を図るために独自に基準を上回る保育士を配置していた実態があったためと考えております。

○赤根広介委員 現場の努力で、まさに今、しっかりとした体制が取られているということであります。

引き続き、保育士の勤務環境改善など、保育士の方々がやりがいを持って働き続けることができるよう、道としてどのように取り組むのか、所見を伺います。

○森子ども政策局長 今後の取組についてでございますが、道では、これまで、保育士確保や職場定着支援のため、返還免除型の修学資金の貸付けや保育所等に対する処遇改善加算の取得促進などに取り組んできたほか、国に対して、配置基準の見直しや実情に即した公定価格の設定について強く要望してまいりました。

道としては、今後も、引き続き、保育士等のさらなる処遇改善に向けた公定価格の設定について国に要望していくほか、本年度から実施している保育士・保育所支援事業により、勤務環境改善に関する助言や研修等による保育の質の向上に向けた支援を行うなどして、働きやすい環境づくりに取り組み、全ての保育士がやりがいと誇りを持って働き続けられるよう、保育士確保策を総合的に進めてまいります。

○赤根広介委員 保育士さんの人材の育成確保は、「こどもまんなか社会」を進めていく上でも非常に重要なテーマだと思いますので、引き続き、先ほどの事業も含めて改善点がないか、そういった視点で取組を強化していただきたいと思います。

次に、こどもホスピスについてであります。

難病を患った子どもが家族と自由に過ごせるこどもホスピスは、最期を迎える場所としての性質が強い一般的なホスピスとは異なり、外出が困難な病児やその家族が日帰りや泊まりがけで楽しく安心して過ごせる居場所と位置づけられているわけであります。

このこどもホスピスについて、国内、道内での設置状況をまず伺います。

また、こどもホスピスについて、「こどもまんなか社会」の実現を目指す道の認識についても併せて伺います。

○川澄宗之介副委員長 子ども家庭支援課長和田宏一さん。

○和田子ども家庭支援課長 こどもホスピスの設置状況等についてでございますが、道内では、

【第1分科会 12月5日 第2号】

こどもホスピスという名称のいかんを問わず、重い病気や障がいを持つ子どもを対象にキャンプなどのイベントの開催や家族と一緒に過ごすことのできる居場所づくりに取り組んでいる複数の団体があると承知しております。

また、国内では、横浜、神戸、大阪市内において、こどもホスピスの施設が開設されていると承知をしております。

こうしたこどもホスピスの活動は、重い病気や障がいのある子どもとその御家族が、治療や療育を離れ、共に楽しく過ごせる場の提供や、必要なサポートを受けながら子どもらしく遊びや学びを体験できる活動として非常に重要な取組と認識しております。

○赤根広介委員 非常に重要な取組との認識を示していただきました。

国も、こどもホスピスについて実態調査を実施しているわけではありますが、施設の建設費や維持費などの運営費には主に寄附金を充てており、新設はハードルが高いということでもあります。

運営面での課題を道はどのように捉えているのか、伺います。

○和田子ども家庭支援課長 運営面での課題についてでございますが、報酬等の財源のない、いわゆる地域型のこどもホスピスの活動団体は、民間の補助金や助成金、寄附金を主たる財源として活動しているものと承知をしており、令和5年度の国の調査では、地域型の団体の3割以上が、資金不足や人材不足等で運営が困難な状況にあると回答した旨、報告されております。

道内では、こどもホスピスの認知度が低い状況にあると考えられますことから、特に、地域型の施設を設立、運営しようとする場合、寄附による資金確保やボランティア等の人材確保等が課題になるものと考えております。

○赤根広介委員 一般社団法人日本こどもホスピス協議会のホームページを拝見すると、こうした状況にある御家族は、子どものケアに重点を置いた生活になって、社会的に孤立し、精神的、身体的、経済的に大きな不安を抱えているとされているわけでもあります。

道としても、こうした重度の疾病や障がいを抱え、生命を脅かす状態にある子どもたちの居場所づくりというものへの積極的な支援を強化していくべきと考えるわけではありますが、今後の対応について所見を伺います。

○川澄宗之介副委員長 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみさん。

○野澤保健福祉部子ども応援社会推進監 今後の取組についてでございますが、道では、今年度、医療的ケア児や、重い病気、障がいのある子どもたちの居場所づくり等を支援する民間団体の取組を広く道民や企業の方々に知っていただくため、PRイベントを道内3か所で実施し、今月7日、明後日でございますが、札幌市内でシンポジウムを開催する予定としております。

道内では、こどもホスピスの名称の使用の有無にかかわらず、複数の団体が、重い病気や障がいを持つ子どもたちの遊びや学び、体験活動等の支援に独自に取り組んでおり、道としては、啓発事業により、こうした活動の重要性について理解を広げ支援の機運を醸成することで、支援活動を行う団体をサポートし、子どもたちが多様な経験を通じて健やかに成長できるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 シンポジウムなどの普及啓発に取り組んでいただけることは非常にありがたいことではありますが、やはり、「こどもまんなか社会」を掲げる道の取組としては、いま一步、不十分かなというふうに言わざるを得ないわけであります。

次に、仮称・北海道こども計画についてお伺いをしてまいります。

このたたき台の5ページでは、少子化の要因が様々書かれているわけであります。全国を上回るスピードで少子化が進行しているわけでありますが、少子化に歯止めをかけるためにはこれらの要因の解消というものが不可欠なのか、改めて道の認識を伺います。

○森子ども政策局長 少子化への対応についてでございますが、本道における少子化の要因は、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているものと考えております。

こうした中、昨年、国は、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、こども未来戦略を取りまとめ、若年層の所得向上や社会全体の意識改革、全ての子ども・子育て世帯への切れ目ない支援といった基本理念を示すとともに、今年6月、関係法を改正し、児童手当の所得制限の撤廃や「こども誰でも通園制度」の導入など、経済的支援や子育て支援策の強化を図ったところでございます。

道としては、希望する若い世代の誰もが、結婚や子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、改正法に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、引き続き、多子世帯の保育料無償化や乳幼児医療費助成などの各般の施策を市町村や関係団体等と連携しながら進めるほか、非正規雇用労働者の正社員化など、雇用環境の改善等にも取り組む必要があると考えているところでございます。

○赤根広介委員 国の方針が示されまして、取組を強化していくということで、そこは否定をしないわけでありますが、たたき台の32ページの取組全体の評価では、多くの事業についてはおおむね計画どおり推進することができたものの、例えば、合計特殊出生率は全国平均を下回り、依然として本道の少子化の流れを変えるに至っていないとあります。そうであれば、そもそもの問題の捉え方、あるいは、取組自体に誤りがなかったのか、こうした検証というものが不可欠と考えるわけであります。この点、どのように認識されているのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 子ども政策企画課長工藤晴光さん。

○工藤子ども政策企画課長 これまでの取組の検証についてでございますが、本道におきましては、全国を上回るスピードで少子化が進行する中、平成16年度に制定をしました北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づき、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を策定し、妊娠、出産、子育てなどのライフステージに応じた切れ目のない総合的な少子化対策に取り組んでまいりました。

こども計画の素案作成に当たりましては、こども施策審議会におきまして、これまでの取組の検証と評価を行ったところでありますが、出生率を全国平均まで引き上げるとの目標は達成に至りませんでした。

こうした道の検証に対し、審議会委員からは、出生率を引き上げるため、さらなる施策の充実が必要等の意見をいただいたところであり、国のこども未来戦略などの新たな取組を含め、各般の施策に総合的に取り組んでいく必要があるものと考えてございます。

○赤根広介委員 このたたき台での目指す姿として、北海道の未来を担う子どもたちが本道の広い大地と豊かな自然の中で伸び伸びと心豊かに成長することは道民全ての願いですなど、様々書いてありまして、そうした理念には私も賛同するわけでありまして。ただ、肝腎の取組については、従来継続事業ばかりがどうしても目につくわけでありまして。

条例や計画の取りまとめに当たり、私も審議会の議事録等を拝見しておりますけれども、事務方の皆さんの御苦勞にはまさに頭が下がる思いであります。しかし、たたき台を見る限り、施策をライフステージ別に整理をしている点も理解するわけでありまして、三つの計画を一つに統合しただけという印象はどうしても否めないわけでありまして。

「こどもまんなか社会」の理念というものはどのように反映されているのか、伺います。

○森子ども政策局長 「こどもまんなか社会」の理念の施策への反映についてでございますが、道は、こども計画の目指す姿として、「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、そのための基本目標として、子ども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現を定め、その指標として、「こどもまんなか社会」の実現に向かっていく人々の割合、子ども政策に関して自身の意見が聞いてもらえていると思う子ども・若者の割合、こども基本法について知っている子どもや大人の割合を設定するなど、計画の根幹に「こどもまんなか」の理念を位置づけております。

また、「こどもまんなか」を実現するための施策として、子どもの権利の普及啓発や学習機会の確保、子どもや若者の意見を聞き、道政に反映する取組の推進、子どもや若者の社会参加の推進等を計画に新たに盛り込んだところでございます。

○赤根広介委員 そういう方向性については私も賛同するわけでありまして、今度は、それをどう具体の施策の中にしっかりと盛り込み、また、検証をするための目標値の設定、指標の設定などをしていくかということが問われていくのだと思います。

令和6年の政策評価では、結婚・出産環境支援の充実、子どもの視点に立った施策推進、そして、子育て支援の充実は、全てやや遅れているとの判定であり、取組の一層の推進を検討することという意見が付されているわけでありまして。

これまでの取組というものを、いま一度、しっかりと分析、検証し、その上で具体的な取組、そして、目標や指標に反映することを求めるわけでありまして、実効性のある条例、計画の策定に今後どう取り組むのか、所見を伺います。

○野澤保健福祉部子ども応援社会推進監 今後の取組についてでございますが、こども基本法において、都道府県こども計画は、こども大綱を勘案して策定することとされており、道におきましても、こども基本法の理念や、昨今の子ども、若者をめぐる課題等を踏まえて定められた大綱の六つの基本方針に沿って、道の子ども関連施策を体系的に整理し、計画素案として取りまとめ

たところでございます。

また、素案作成に当たり、こども施策審議会においてこれまでの計画の点検、評価を行いましたほか、道内の子どもたちの状況やニーズを踏まえた実効性ある内容となるよう、オンラインでの意見募集や学校訪問等を通じて子どもたちの意見を聞き、反映する取組等を進めてまいりました。

現在実施しておりますパブリックコメント等を通じまして、道民の皆様からの意見を伺うほか、引き続き、様々な立場の子どもたちから意見を聞く取組等を進め、さらに実効性ある内容となるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 条例も計画も策定され、次年度からまさに本格始動かと思いますが、いずれにしても、「こどもまんなか社会」の取組を推進する本部長は知事でありますので、この点についても知事に直接お伺いしてまいりたいと思います。委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、医療的ケア児について伺います。

道では、今年度、新たに、第1期ほっかいどう障がい福祉プランとして、その取組をスタートしていると承知しているわけであります。

そこでまず、道内の医療的ケア児の状況について伺うとともに、この間の道の対応についても併せて伺います。

○和田子ども家庭支援課長 道内の医療的ケア児の状況等についてでございますが、道が実施しております実態調査では、札幌市を除く道内の20歳未満の医療的ケア児の人数は、令和5年4月現在、412名となっており、医療的ケアの内容では、経管栄養が必要な子どもが52%、喀たん吸引が必要な子どもが40%となっております。

道といたしましては、令和4年に開設いたしました北海道医療的ケア児等支援センターを中心として、市町村や関係機関等からの相談に対応するなど、地域の支援体制の充実に取り組んでおります。

○赤根広介委員 今の答弁にもございました支援センターにつきましては、専門性を高めることが重要であり、必要な改善を図っていくとの考えをこの間の議論でも示しているわけですが、どのように対応されてきたのか、伺います。

また、さらなる機能強化などの必要性やその考え方についても併せて伺います。

○和田子ども家庭支援課長 地域でのコーディネーターの確保等についてでございますが、道では、医療的ケア児への支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを市町村に配置するため、北海道医療的ケア児等支援センターにおいて養成研修を実施するなど、地域における支援体制の充実に図ってきたところでございます。

医療的ケア児の数は年々増加しており、今後も、関係機関からの相談件数の増加や相談内容の多様化が見込まれますことから、さらなるコーディネーターの配置や専門性の向上が必要と考えており、養成研修の受講しやすい環境整備や研修修了後のフォローアップ研修の充実に図ってま

います。

○赤根広介委員 コーディネーターの配置についてであります。直近の配置状況、また、不在地域に対する対応状況について併せて伺います。

○和田子ども家庭支援課長 コーディネーターの配置状況等についてでございますが、医療的ケア児が居住している市町村でコーディネーターが未配置となっている市町村は、令和4年度に26市町村であったところ、令和5年度には8市町村となっており、圏域別に見ますと、令和4年度は2圏域で未配置となっていたところ、令和5年度は南檜山の1圏域となっております。

道では、コーディネーターが未配置となっている市町村に対し、研修受講を働きかけますとともに、未配置地域における相談対応等につきましては、道の医療的ケア児等支援センターが市町村と連携し、対応しているところでございます。

○赤根広介委員 それで、コーディネーターの養成研修でありますけれども、その開催状況や応募者及び受講者数、そして、その内容について併せて伺います。

○和田子ども家庭支援課長 コーディネーター養成研修の開催状況等についてでございますが、研修は毎年1回開催しております。令和5年度は、応募者数が115名、うち、受講者数は72名、講習修了者は68名となっており、今年度は、応募者数が143名のうち70名が受講したところでございます。

研修内容につきましては、国の医療的ケア児等総合支援事業実施要綱に基づくものとなっております。コーディネーターの役割や子どものライフステージに応じた相談支援に必要な視点などの基礎知識のほか、事例を基にした支援体制の在り方について検討するグループワークなどを行っております。

○赤根広介委員 今回の答弁では、令和5年度も6年度も、応募者数に対して受講者数が大分少なく、特に今年度は、応募したけれども、半分が受けられていない状況だというふうに思うのですが、これがなぜなのか。そして、受けられなかった人のその後のフォローだとかはどのようにされているのか、伺います。

○和田子ども家庭支援課長 養成研修の受講者数についてでございますが、養成研修は、グループワークでの研修の特性もあり、受講定員を50名に設定しているところでございます。今回、受講定員を大幅に超える希望があり、道医療的ケア児等支援センターと調整を行った結果、定員を70名まで拡大し、実施をしたものでございます。

選考に当たりましたは、医療的ケア児の所在する市町村で未設置の市町村を優先しているところでございます。

○赤根広介委員 その考え方は分かるのですけれども、まだまだ増やしていかなければいけない段階なのです。定員を70名まで頑張って増やしましたと言うけれども、だったら、回数を増やすだとか、いろいろな改善策があると思うのですよ。その点について見解を伺います。

○和田子ども家庭支援課長 養成研修の実施に当たってについてでございますが、受講回数等、内容も含めまして、今後、さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

○赤根広介委員 この辺も含めて、やっぱり、取組がちょっと弱いのではないのかなと言わざるを得ないのですよね。

第1期ほっかいどう障がい福祉プランでは、道内179全市町村にコーディネーターを配置することを目標に掲げているわけであります。目標の達成はもとより、不在地域の早期解消ということも含めて、コーディネーターの確保、そして、質の向上にどう取り組むのか、所見を伺います。

○川澄宗之介副委員長 子育て支援担当局長堤俊輔さん。

○堤子育て支援担当局長 コーディネーターに関する今後の取組についてであります。道では、本年3月に策定した第1期ほっかいどう障がい福祉プランにおいて、コーディネーターを全市町村へ配置することを目指すこととしており、今年度当初に未配置となっております93市町村に対しまして、コーディネーターの必要性などを説明し、研修受講を働きかけるなど、配置促進に努めているところでございます。

また、今後も相談件数の増加や多様化が見込まれる中、コーディネーターの専門性を高めることも重要だと考えており、コーディネーターを対象としたフォローアップ研修の充実に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 先ほどのやり取りでも、取り組みますという姿勢とやっていることがどうも矛盾しているのではないかなと言わざるを得ませんので、本当に早急な改善というものを強く求めたいと思います。

次に、保育所などの体制について伺います。

医療的ケア児支援法では、医療的ケア児がほかの子どもと一緒に教育を受けるための最大限の配慮、あるいは、居住地に関わらない適切な支援を基本理念としているわけであります。そうした理念の中で、医療的ケア児に対応できる看護師らの保育所や学校への配置というものを求めているわけでもあります。

例えば、保育については、未就学児106人のうち、必要性がありとの回答が68人で、そのうち、保育所などのいずれかに通っている方が37人、一方で、いずれにも通っていないという方が31人で、保育の必要性があるうちの半数以上が通っていないということになるわけでありますが、昨年度の道内における保育所などの受入れ体制がどのようになっているのか、伺います。

また、地域での受入れ体制整備に向けた課題をどう把握、認識しているのか、併せて伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 保育所等における医療的ケア児の受入れについてであります。令和5年度は、18市町村が受入れ体制を整備するため、国の医療的ケア児保育支援事業を活用するなどしながら、看護師や保育士等を配置し、24施設で29人の医療的ケア児の受入れを行っており、医療的ケア児を受け入れている保育所等の数は年々増加しております。

また、体制整備の課題についてであります。今年度、道では、市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市町村ヒアリングを実施してきており、医療的ケア児の受入れに向け

【第1分科会 12月5日 第2号】

たニーズの把握や体制整備の検討状況を確認するとともに、医療的ケア児を受け入れている保育所に直接伺い、自治体職員や施設職員との意見交換を行うなど、市町村や保育所等における課題や取組状況の把握に努めております。

こうした意見交換の場などにおいて、看護師をはじめとする必要な人材の確保が難しい、事故発生時等のリスクへの対応に懸念があるなどといった意見をお聞きしており、これらが受入れ体制の整備に向けた課題であると認識しております。

○赤根広介委員 いずれにいたしましても、ここでも人材というものが鍵になるわけでありませう。

そこで、室蘭市の北海道福祉教育専門学校では、医療的ケア児に対応できる保育士の養成を目指したメディカル療育コースを新たに開設すると承知しております。国でも、2025年度から制度化される「こども誰でも通園制度」において、医療的ケア児を受け入れる保育所や認定こども園などへの補助金の加算を表明しているわけでありませう。

こうしたことを背景に、人材ニーズというものがますます高まることが予想されるわけでありませうが、道では人材確保や育成にどう取り組むのか、伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 人材確保などについてでありませうが、道では、保育所等での医療的ケア児の受入れ体制を整備する市町村に対して、看護師等を配置するための人件費や喀たん吸引を行う保育士等の研修受講費を助成しており、こうした取組を通じて医療的ケアに従事する職員の確保等の推進を進めてきたところだ。

また、国では、効果的、効率的な看護師配置を行うことを目的に、巡回による看護師配置の補助メニューを創設したことだから、道では、こうした補助事業の活用を市町村に働きかけるとともに、道が設置する医療的ケア児等支援センターや各地域に配置されている医療的ケア児等コーディネーターが市町村や保育所等の相談に応じ、技術的な助言等を行うことで、保育所等における医療的ケア児を支援する専門人材の確保に取り組んでまいりませう。

○赤根広介委員 様々課題はあるわけでありませうが、保育所での医療的ケア児の受入れ、こうした体制整備に、今後、道としてさらに力を入れていくべきだというふうに思うわけでありませうけれども、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○森子ども政策局長 今後の取組についてでありませうが、道では、保育所等での医療的ケア児の受入れに必要な看護師等の配置や研修の受講、補助者の配置などについて費用を補助しているほか、今年度、市町村ヒアリングを実施し、医療的ケア児の受入れに関する市町村の取組の検討状況や課題等を確認するとともに、補助事業の活用などを含めて、市町村に対して助言等の支援を行っております。

また、年度の途中でも、御家族から保育所等の利用希望があれば、保育所等が必要な人員を確保し、柔軟な受入れが可能となるよう、公定価格における看護師等の配置加算の創設などを全国知事会を通じて国に要望しているところだ。

今後とも、医療的ケア児の保育ニーズや課題把握に努めながら、受入れ体制の整備に向けて、

市町村に対する助言や働きかけを行い、医療的ケアを必要とする子どもとその御家族の地域生活を支援するための環境づくりに取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、地域での取組のもう一つの重要な課題として、いわゆるレスパイトがあるわけでありませう。

道では、御家族のニーズを把握し、必要な支援体制づくりに取り組むとしているわけですが、この対応状況がどのようになっているのか、また、御家族のニーズをどう把握されているのか、併せて伺います。

○和田子ども家庭支援課長 レスパイトに係る対応状況等についてでございますが、道では、デイサービス事業所等で家族に代わって看護師がケアを担う取組への支援を行ってきたほか、今年度から、国の医療的ケア児等総合支援事業を活用し、医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備を補助メニューに加え、自宅や保健センター等の公共施設に看護師を派遣する場合についても支援を行っており、当該事業の活用を市町村に働きかけております。

また、御家族の抱える課題や支援ニーズにつきましては、北海道障がい者施策推進審議会における各委員からの御意見や北海道医療的ケア児等支援センターへの相談内容のほか、毎年度実施している医療的ケア児に関する状況調査において把握に努めているところでございます。

○赤根広介委員 把握に努めているということですが、こちらはまだまだ地域では体制整備が不十分だというふうに思うわけでありませう。

そこで、今後、レスパイトの支援体制の強化にどのように取り組むのか、所見を伺います。

○野澤保健福祉部子ども応援社会推進監 レスパイトに対する支援体制強化についてでございますが、医療的ケア児を看護する御家族は、緊張感や慢性的な疲労など、心身の負担が大きく、安心して休息できるいわゆるレスパイトは非常に重要であると認識しております。

道では、今年度から、国の医療的ケア児等総合支援事業を活用した、自宅や公共施設でのレスパイト事業への補助を実施しており、市町村に本事業を周知し、活用を促すなどしながら、引き続き、御家族のニーズ動向を踏まえた支援に向けて取り組んでまいります。

○赤根広介委員 ありがとうございます。

医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重し、その居住する地域にかかわらず、ひとしく適切な支援を受けられるようにする、この法の理念の具体化に向けて、全国的にはそれぞれ独自の取組を強化している自治体も見受けられるわけですが、今日の質疑を通じて、道の体制というものはまだまだ十分ではないと言わざるを得ないわけでありませう。

今後、道としてどのように取り組んでいくのか、改めて所見を伺います。

○野澤保健福祉部子ども応援社会推進監 今後の取組についてでございますが、医療的ケア児とその御家族がお住まいの地域で、それぞれが抱える様々な課題やニーズに応じた適切な支援を受けられることが何より重要であると認識しております。

そのため、道では、コーディネーターの配置や協議の場の設置のほか、レスパイトに係る道の補助制度の活用等が進むよう、市町村への働きかけを行うとともに、医療的ケア児等支援センタ

【第1分科会 12月5日 第2号】

一による相談事例の共有や困難事例の解決に向けた助言等により、市町村職員の対応レベルの向上を図るなど、地域における支援体制の充実に努め、医療的ケア児とその御家族が居住する地域にかかわらず必要なサービスを受けながら、安心して生活できるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 私も、地域で実際に当事者の皆さんの声を聞く機会が結構ありまして、まだまだだなというふうに思っていますが、知事総括質疑には上げないで、今日はこの程度にとどめたいというふうに思います。

最後に、防災対策についてであります。

国では、昨年12月から今年1月にかけて、今議論してまいりました医療的ケア児を受け入れている認可保育所、認定こども園などにアンケート調査を行い、回答した424施設の35.6%はBCPが策定済みであったものの、その半数近くは、医療的ケア児を念頭に置いた記載がないということでありました。

そこでまず、道内の策定状況を伺います。

また、国では、医ケア児を受け入れている保育現場向けに災害対応指針をつくったと承知しておりますが、その内容についても併せて伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 業務継続計画の策定状況などについてであります。保育所等では、令和5年4月から計画策定が努力義務となり、道所管の保育所及び幼保連携型認定こども園における令和6年4月1日現在の策定済施設の割合は38.5%となっております。

また、本年6月、国から都道府県等に対し、在園する医療的ケア児に関して、平常時の備えや災害発生時の対応などを記載した「保育所等における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」が示され、医療的ケア児は、子どもの状態や特性により、災害時に電源確保が必要になることや移動手段が限られることなど、業務継続計画の策定時に参考となる留意点がまとめられたところです。

○赤根広介委員 2018年の胆振東部地震では、いわゆるブラックアウトで電源確保が大きな課題となったわけでありまして。

今御答弁いただいた指針を参考に、国はBCPの策定を促しているわけでありまして、医ケア児を念頭に置いたBCPの策定にどう取り組むのか、所見を伺います。

○森子ども政策局長 今後の取組についてでございますが、保育所等は、子どもの生命及び心身の安全等を支えるために必要不可欠な施設であり、非常時でも継続的なサービスが求められることから、子どもの安全を確保し、業務継続体制を整えることが重要でございます。

そのため、災害時などの非常時を前提として、業務を継続するために必要な事項を明確にし事前に準備を行うため、業務継続計画を策定することが望ましく、特に、医療的ケア児が在園する場合、子どもの状態や特性に応じた支援が求められることから、道では、国のガイドラインを活用し、平常時から医療的ケア児の災害対応について検討し、業務継続計画を策定するよう、市町村及び保育所等に周知を図ったところでございます。

また、指導監査等を通じて、引き続き、保育所等に対して計画策定を働きかけますとともに、

災害対策として、停電時等に必要となる外部バッテリーなどの備品の整備に対する支援を行うなど、医療的ケア児とその御家族が安心して保育が受けられる環境づくりに取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、個別避難計画についてであります。先月の「障害者週間」に、私の地元の行事に参加させていただきまして、東日本大震災の際の障がい者の状況と支援者の活動を描いた映画「星に語りて」を鑑賞させていただいたわけでありまして。

この大震災におきましては、被災地全体の死者数のうち、高齢者が6割を占め、障がい者の死亡率は全体の2倍だったことが国の報告でも明らかになっておりまして、要支援者への対応の重要性というものが改めて浮き彫りになったわけでありまして。

そこで、国は、個別避難計画の策定について、要支援者の避難方法などを事前に決めるということ而努力義務化しているわけでありまして、道内の対象者はどの程度おり、策定状況がどうなっているのか、まず伺います。

○川澄宗之介副委員長 政策調整担当課長佐々木隆行さん。

○佐々木政策調整担当課長 個別避難計画の策定状況等についてでございますが、国が実施した令和6年4月1日現在の調査におきまして、道内の避難行動要支援者数は29万7020人となっております。

また、個別避難計画の策定状況につきましては、避難行動要支援者全員の計画を策定している市町村数が23、一部策定済みが125、未策定が31となっております。これまで策定された個別避難計画数は4万436件となっております。

○赤根広介委員 全体の要支援者数からすると約7分の1程度ということなのかな。まだまだ取組が追いついていないということが浮き彫りになりました。先ほどの医ケア児への対応もそうであります。

全国的には、大学あるいは民間事業者と連携し、計画策定をするという動きもあるわけでありまして、道として個別避難計画の策定を今後どう進めるのか、所見を伺います。

○川澄宗之介副委員長 保健福祉部次長高山圭一さん。

○高山保健福祉部次長 個別避難計画についてであります。高齢者や障がいのある方など、避難に支援を要する方々については、個別避難計画の策定により、個々の状況に応じた避難方法や支援者等をあらかじめ定めておくことが重要でございます。

このため、道では、国のモデル事業を活用し、市町村の防災分野や保健福祉分野の担当者等を対象とした研修会を開催し、計画策定の趣旨説明や他県の先行事例を紹介するほか、未策定の市町村を中心に、大学講師等の有識者を派遣し、計画策定のための課題抽出や策定手法の助言といった個別支援にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、こうした取組を通じまして、避難行動要支援者の円滑な避難に向け、未策定市町村において計画が早期に策定されるよう、一層の支援に努めてまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 最後に、福祉避難所についてであります。

【第1分科会 12月5日 第2号】

1月に発生をしました能登半島地震では、施設の損壊や職員の被災で福祉避難所等が予定の2割しか開設できず、避難先が難航したこともあったということでもあります。

そこで、道内における指定福祉避難所及び福祉避難所の設置状況について伺います。

○佐々木政策調整担当課長 福祉避難所の指定状況等についてでございますが、国が実施した令和5年10月1日現在の調査におきまして、道内の指定福祉避難所が587か所、福祉施設や旅館、ホテルとの協定等により確保している福祉避難所が806か所、合わせて全道で1393か所となっております。

○赤根広介委員 こうした福祉避難所も、ただ指定をされているだけではなくて、やはり、実効性、例えば、訓練などをどう行っているかということが問われるわけでもあります。

東日本大震災では災害関連死が3802人に上り、そのうち、66歳以上が88%で、長引く避難生活で肉体的・精神的疲労が蓄積し、持病を悪化させたことなどが要因とされているわけでもあります。

国の災害対策基本法でも福祉避難所の基準等を定めておりますし、ガイドラインでは、避難所が不足した場合の宿泊施設の借り上げなども求めているわけでもあります。

福祉避難所や指定福祉避難所の整備に、今後、道としてどう取り組むのか、最後に所見を伺います。

○高山保健福祉部次長 福祉避難所についてでございますが、高齢者や障がいのある方など、一般的な避難所での生活が困難な要配慮者の方々が安全な避難生活を送れるよう、各市町村におきまして、状況に応じた様々な方法で福祉避難所を確保することが重要でございます。

このため、道では、市町村に対し、施設のバリアフリー化や必要な設備の整備などに対する財政支援に加えまして、福祉避難所で支援を行う人材を広域で確保する仕組みの構築、旅館やホテルとの災害時協定締結等の手法の助言など、福祉避難所の確保に向けた支援に取り組んできたところでございます。

今後とも、こうした取組を通じまして、要配慮者の方々が災害発生時に安心して生活ができる福祉避難所の確保に努めてまいります。

○赤根広介委員 今年の能登半島での大地震を受けて、今、道の地域防災計画も見直しが進められている中で非常に重要な取組でありますので、この防災対策につきましても知事に直接お伺いしたいということを委員長にお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○川澄宗之介副委員長 赤根委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

海野真樹さん。

○海野真樹委員 通告に従いまして、以下、伺います。

初めに、条例制定等における子ども政策の展開についてであります。

国では、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現に

向けて、昨年4月、こども基本法を施行するとともに、こども家庭庁を発足させ、12月にはこども大綱を策定しました。

こうした中、道においても、新たな司令塔の下、関連政策を総動員して社会全体で子育てを応援するとして、昨年6月に子ども応援社会推進監を設置したところであります。

新たな体制となって2年目となる本年、道は、子ども施策を総合的に推進するとして、仮称・北海道こども基本条例及び北海道こども計画の検討を進めてきており、さきの委員会において素案が報告されました。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、これまでの取組について、道は、新たな司令塔として設置した子ども応援社会推進監の下、子ども施策の推進に関して、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 子ども政策企画課長工藤晴光さん。

○工藤子ども政策企画課長 子ども施策に係るこれまでの取組についてでございますが、国は、昨年4月のこども家庭庁発足後、子ども・子育て政策の強化に向けた新たな方針や施策を次々と打ち出してきたところであり、道では、昨年度、知事をトップとする北海道こども政策推進本部を立ち上げ、国の動きに全庁挙げてスピード感を持って対応してまいりました。

また、独自にできることは早期に実施するとの考え方に立ち、全ての道立施設における「こどもファスト・トラック」の取組や、知事によるこどもまんなか応援サポーター宣言、こども家庭庁との共催によるシンポジウムの開催などを行うとともに、子どもや若者の意見を道政に反映する取組として、子ども向けパブリックコメントを実施したところでございます。

今年度は、子どもたちの意見を道政全般に反映するため、道内の小・中・高校を訪問し、直接、子どもたちと意見交換する取組を進めているほか、「こどもまんなか社会」の実現を目指すという道の基本的な方向性を分かりやすい形で発信するため、仮称・北海道こども基本条例の制定に向けた検討を進めるとともに、道の子ども関連施策を一体的に進めるため、仮称・北海道こども計画の策定を進めているところでございます。

○海野真樹委員 次に、子どもの意見反映についてであります。

道における今後の方向性を示す条例や計画の策定に当たっては、当事者である子どもたちの意見を反映させることが大事と考えますが、これまでどのように子どもたちから意見を聞いてきたのか、伺います。

○工藤子ども政策企画課長 子どもたちから意見を聞く取組についてでございますが、道では、条例や計画の検討に当たっては、当事者である子どもの視点に立ち、しっかりと意見を聞いた上で必要な内容を盛り込むことが重要と考え、今年度、オンライン上の意見募集や学校訪問により子どもたちから意見を聞くことに加え、里親家庭や児童養護施設で生活する子ども、また、障がいのある子どもなど、様々な環境にある子どもたちからも意見を聞いてきたところでございます。

○海野真樹委員 次に、こども計画についてであります。

道が策定するこども計画では、何を目標として、どのように進めていこうとしているのか、伺

います。

○**工藤子ども政策企画課長** 計画の目標などについてでございますが、今年度、道が策定する子ども計画は、こども基本法に基づき、少子化対策、青少年の健全育成、子どもの貧困に関する計画を統合し、道の子どもの関連施策を総合的、一体的に推進することで、本道の少子化の流れを変え、全ての子どもたちが自分らしく幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものでございます。

このため、計画では、子ども、若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現と、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなえられる地域社会の実現の二つを基本目標として掲げ、毎年度、こども施策審議会において、計画の推進状況や施策等の評価について審議いただきながら、計画の目指す姿の実現に向けて取り組んでまいります。

○**海野真樹委員** 子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなえられる社会の実現を基本目標とするとありました。

先日、子育て世代のお母さんと話をする機会がありました。近年では、核家族が多くなり、身近に頼れる人がいなく、孤立してしまうことで子育てにも影響してしまうことなど、様々な御意見を伺いました。

全ての子どもが自分らしく幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現は、子どもを育てる保護者の気持ちや社会環境を整えていくことで子どもが安心した生活を送れると思います。

また、今回、新たにこども計画を策定するに当たり、障がい児への支援の充実も重要な視点だと考えますが、この計画ではどのような位置づけになっているのか、伺います。

○**川澄宗之介副委員長** 子ども政策局長森みどりさん。

○**森子ども政策局長** 計画における障がい児支援の位置づけについてでございますが、国は、こども基本法において、全ての子どもを対象として子ども施策に取り組むといった基本的な方向性を示した上で、こども大綱に、子ども、若者のライフステージを通じた重要事項として、障がい児や医療的ケア児等への支援を位置づけております。

道では、障がい児支援については、児童福祉法に規定する都道府県障害児福祉計画として、第1期ほっかいどう障がい福祉プランを昨年度に策定したところでございますが、こども大綱の趣旨等を踏まえ、本計画にも、保育所等での障がい児の受入れ環境の整備支援や児童発達支援センターの設置促進、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保など、関連施策を盛り込むこととしたところでございます。

○**海野真樹委員** 最後に、条例及び計画を実効性あるものとするためにどのように取り組んでいくつもりであるのか、伺います。

○**川澄宗之介副委員長** 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみさん。

○**野澤保健福祉部子ども応援社会推進監** 子ども施策の推進についてでございますが、様々な環境に置かれた本道の子ども一人一人を大切にし、その成長を後押しするには、新たな条例の制定

を通じて、「こどもまんなか社会」の実現を目指すという道の基本的な方向性を分かりやすい形で発信するとともに、こども計画の策定により、道の子ども関連施策を総合的、一体的に進めていく必要があると考えております。

条例や計画の素案作成に当たりましては、こども施策審議会での審議のほか、子どもたちとの意見交換を通じて、子どもや若者の状況やニーズを踏まえた実効性ある内容となるよう検討してきたところでございます。

道といたしましては、パブリックコメント等を通じて、広く道民の皆様にご共感いただける内容となるよう引き続き検討するほか、効果的な施策の進め方や周知方法等について、知事を本部長とするこども政策推進本部で協議を行いながら、目標の実現に向け取り組んでまいります。

○海野真樹委員 子どもたちの健やかな成長を支えるためには、家族だけではなく、社会全体で支え合う体制が重要であると考えます。道は、より多くの意見を伺い、反映し、広く道民の皆様にご共感していただける内容になることをお願いしたいと思います。

次に、次期北海道新型インフルエンザ等対策行動計画についてであります。

本年7月、国において政府行動計画の見直しが行われたことから、都道府県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、都道府県の行動計画を策定する必要があると承知しております。道の行動計画の素案がさきの保健福祉委員会に報告されましたので、以下、その計画の内容について伺ってまいります。

まず、計画策定の基本的な考え方についてであります。道の行動計画の策定に当たっての基本的な考え方について伺います。

○川澄宗之介副委員長 戦略推進担当課長久々江秀範さん。

○久々江戦略推進担当課長 道の次期行動計画の基本的な考え方についてでございますが、道の次期行動計画の策定に当たりましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、政府行動計画を踏まえますとともに、本年3月に策定しました北海道感染症予防計画や北海道医療計画との整合性を図ることを基本としております。

また、この計画を実効性の高いものとするため、道の新型コロナウイルス感染症への対応を検証しました、いわゆる検証報告の内容を適切に反映しますとともに、感染症の専門家や関係機関はもとより、幅広い分野の有識者の御意見を伺いながら策定作業を進めております。

○海野真樹委員 道の行動計画は、感染症危機が発生した場合に、道民の生命及び健康を保護し、道民生活、経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に策定されていますが、どのような点が次期行動計画のポイントとなるのか、道が独自に盛り込んだ内容と併せて伺います。

○川澄宗之介副委員長 感染症対策局長岡村卓治さん。

○岡村感染症対策局長 対策の基本的な方針などについてでございますが、道の次期行動計画は、患者数等をなるべく少なくして医療への負荷を軽減しつつ、医療提供体制の強化を図ることや、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることや、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、道民生活及び社会経済活動への

影響を軽減することなどを目的に対策を講じることをこのたびの素案でお示ししております。

道の地域実情などに応じて独自に追記等を行った項目としましては、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施に際しては、本道の広域性を考慮して、感染状況に応じた地域ごとの措置とすること、また、事業者や道民生活、社会経済活動への影響緩和に関しては、国が講じる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討することを計画素案に盛り込んだところでございます。

○海野真樹委員 感染症危機が発生した場合、初動体制を迅速に整備することが重要と考えますが、次の感染症危機に備えて、時期ごとにどのように取り組むとしているのか、伺います。

○久々江戦略推進担当課長 実施体制についてでございますが、感染症危機に際しましては、道民の生命や健康とともに、道民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしますことから、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、または、その疑いがある場合、道は、実施体制を整備し、緊急かつ総合的な対応を行うことが重要でございます。

このため、平時である準備期から、庁内連携会議を常設して、初動体制への円滑な移行を図り、初動期には、迅速な初動対応を行うため、新型インフルエンザ等が国内外で発生した疑いを把握した場合には道連絡本部を設置し、また、国が政府対策本部を設置した際には、直ちに道対策本部を設置することとしております。

さらに、対応期に国が基本的対処方針を決定した場合には、道は、道行動計画に基づき、対策に係る政策決定を行い、状況の変化に応じて柔軟に実施体制を整備することとしております。

○海野真樹委員 感染症危機が発生した場合における医療提供の維持は、健康被害を最小限にとどめ、道民が安心して生活を送る上で重要であると考えますが、医療提供について、時期ごとにどのように取り組むとしているのか、伺います。

○久々江戦略推進担当課長 医療提供についてでございますが、感染症危機に際しましては、感染症医療及び通常医療の双方の逼迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続することが重要であります。

このため、道は、準備期に医療機関との間で医療措置協定を締結し、有事において医療を提供できる体制を整備いたします。初動期には、医療機関等と連携し、相談、受診から入院までの流れを迅速に整備しますとともに、対応期には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療体制を確保することとしております。

○海野真樹委員 この計画の実効性を高めることは大変重要であると考えますが、次の感染症危機に備えて今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 保健福祉部長兼感染症対策監古岡昇さん。

○古岡保健福祉部長兼感染症対策監 感染症への備えに関しまして、今後の取組についてでございますが、道の次期行動計画は、政府行動計画を基本としつつ、北海道感染症予防計画などとの整合性を図りますとともに、いわゆる検証報告や幅広い分野の有識者の方々からの御意見を反映させるなどして、今年度中に策定することを目指し、このたび、その素案を取りまとめたところ

でございます。

道といたしましては、新型インフルエンザ等が発生した際には、医師会などの関係団体をはじめ、医療機関の皆様や市町村などとの十分な連携の下、地域の実情に即して迅速かつ的確に対応できるよう、この計画の実効性を確保することが重要と考えてございます。

道といたしましては、道議会における御議論はもとより、現在実施しておりますパブリックコメントなどを踏まえまして、来年2月には計画案を御報告させていただきたいと考えており、次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、感染症危機管理対策に取り組んでまいります。

○海野真樹委員 次の感染症危機に備えて、迅速に感染症危機管理対策に取り組むことをお願いし、次の質問に移ります。

医師の地域偏在についてであります。

道内では、医師の地域偏在が大きな課題となっております。そのような中、道は、今年度から第2期の医師確保計画をスタートさせていると承知しております。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、医師偏在対策の取組状況についてであります。

この計画に基づき、医師の地域偏在の是正に向けてどのように取り組んできているのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 医師確保担当課長本村繁さん。

○本村医師確保担当課長 医師の地域偏在是正に向けた取組についてであります。本年3月に策定した第2期医師確保計画では、第1期計画に引き続き、北海道全体では、医師数の維持確保を方針とし、医療機関の勤務環境改善による定着支援や道外からの医師招聘などに取り組んでおります。

また、第2次医療圏ごとでは、医師偏在是正を方針とし、短期的な施策として、地域医療支援センターからの医師派遣や、地域枠医師、自治医科大学卒業医師の配置のほか、ドクターバンク事業や緊急臨時的医師派遣事業などを行い、長期的な施策としては、医学生に地域医療に対する理解と意欲を高めいただく地域医療実習への支援や中学生などを対象とした医療体験などを行ってきているところです。

○海野真樹委員 次に、国の新たな医師偏在対策についてであります。

医師の地域偏在の解消は、全国的にも大きな課題となっております。

国は、6月に閣議決定した、いわゆる骨太方針2024の中で、今年の年末までに、医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージを策定するとし、現在、検討が行われていると承知しております。

国における検討状況について伺います。

○本村医師確保担当課長 国の検討状況についてであります。国は、本年9月、医師の地域間、診療科間の偏在の是正を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする医師偏在対策

【第1分科会 12月5日 第2号】

推進本部を設置し、年末までに、医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージを取りまとめるべく、現在、様々な検討会などの場で幅広く議論が行われているところです。

検討会などにおいては、人口規模や地理的条件、今後の人口動態などから医療機関の維持が困難な地域もあることから、優先的かつ重点的に対策を進める区域を、仮称ではありますが、重点医師偏在対策支援区域として設定し、医師偏在の是正プランを策定することや、医療機関の管理者の要件として、医師少数区域などにおける一定期間の勤務経験を求める対象医療機関について、現行の地域医療支援病院から公的医療機関などにも対象を拡大すること、また、医師少数区域などでの勤務を後押しするため、医師多数都府県の臨床研修医が医師少数区域を有する他県などで一定期間研修する広域連携型プログラムを制度化することなどが議論されていると承知しております。

○海野真樹委員 少子・高齢化が進展する中、地域における持続可能な医療提供体制の構築には医師の地域偏在の解消が重要であり、早急に取り組んでいかなければなりません。

道は、第2期医師確保計画をスタートさせておりますが、国の検討している内容を見据えながら取り組んでいく必要もあると考えます。

道として、今後、医師の地域偏在の解消に向けてどのように対応していくのか、伺います。

○古岡保健福祉部長兼感染症対策監 医師の地域偏在是正に向けた対応についてでございますが、広大な面積を有し、医療資源の偏在が著しい本道におきましては、医師の地域偏在の是正が課題であり、道では、これまで、医師確保計画に基づき、様々な対策を進めてまいりました。

こうした中、国では、都道府県における医師偏在の是正プラン策定や医師少数区域等での勤務経験を求める医療機関の管理者要件の拡大のほか、医師多数都府県の臨床研修医が少数区域を有する他県等で研修する制度など、具体的な検討が進められているところでございます。

道といたしましては、こうした国の動向を注視し、今後、国から示される総合的な対策の内容も踏まえながら、第2期医師確保計画に基づく対策を着実に進めることができるよう、引き続き、医育大学や医師会、市町村などで構成する医療対策協議会の場で議論を深めるなどして、より効果的かつ実効性のある医師偏在対策の推進に努めてまいります。

○海野真樹委員 松前町では、小児科医の派遣が打切りとなり、大変に困っていると伺っております。少子・高齢化が加速する中で医師確保は非常に厳しいと承知しておりますが、今後も、医師の地域偏在の解消に向けて、道として対応していただくようお願いします。

次に、難聴支援について伺います。

第3回定例会の一般質問において、我が党の質問に対し、知事からは、道では、今後、拠点の設置の必要性や在り方などを含め、医療や教育、福祉などの関係機関の方々から御意見をいただきながら、ほっかいどう障がい福祉プランに基づく難聴児支援に関わる中核的機能の確保に向けた取組について早期に検討を進めることとするとの答弁がありました。

難聴児支援は子どもの成長にとって大変重要であり、親御さんや関係者からも、来年度にでもセンターの設置をと求める声が強くなっております。早期検討結果を伺うとともに、難聴児支援

センターの設置についてどのように進めていくのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 子ども家庭支援課長和田宏一さん。

○和田子ども家庭支援課長 難聴児支援についてでございますが、小児期の難聴は、言語の発達、獲得の遅れなど、その後の成長に大きく影響するため、早期に発見し、適切な療育等へつなげることが重要であります。

道では、ほっかいどう障がい福祉プランに基づく難聴児支援に係る中核的機能の整備のため、医療、福祉、教育、行政、当事者団体等の関係機関の方々から御意見をいただくための協議会を設置し、年内に第1回目の会合を開催できるよう準備を進めているところでございます。

道といたしましては、この協議会の場で、センターなどの拠点の設置の必要性を含め、難聴児支援の在り方について議論を重ね、難聴児への切れ目のない支援体制の整備や関係機関・団体の連携の強化が図られるよう取り組んでまいります。

○海野真樹委員 次に、高齢期の難聴支援についてであります。

成人期は職域における定期健診、学齢期は学校健康診断がありますが、高齢期の聴力検査というものがありません。

東京都豊島区では、2021年7月から、ヒアリングフレイルチェックと銘打ち、65歳以上の高齢者を対象に、区民ひろばなどで無料の聴力検査を実施し、点数ではっきりと聴力低下を示すことで、耳鼻科の受診や補聴器の使用など、早めの対処につなげ、毎年、約35%の方が受診しているとのことです。

国では、手引の作成もしていると承知しておりますが、難聴高齢者の早期発見、早期対応に向けた道の取組と所見について伺います。

○川澄宗之介副委員長 障がい者保健福祉課長徳田泰則さん。

○徳田障がい者保健福祉課長 高齢者の難聴検査についてでございますが、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会によりますと、加齢による難聴は、耳の有毛細胞がダメージを受けることが要因とされ、難聴になりますと、家族や友人とのコミュニケーションがうまくいなくなり、社会的に孤立するなど、生活の様々な場面に支障を来すとされており、同学会では、早期発見、早期治療のため、定期的に耳鼻咽喉科を受診することを推奨しております。

こうした中、国では、昨年度、「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引き」を作成しており、東京都豊島区の事例も紹介されていると承知しております。

道といたしましては、こうした取組が加齢に伴う難聴の早期発見等に有効なものと考えておりまして、引き続き、国や自治体での取組事例の周知に努めてまいります。

○海野真樹委員 難聴は、個人の生活や健康に大きな影響を及ぼすものであり、医療費の拡大や経済損失にまで関連します。難聴や補聴に関する情報周知の問題、環境整備の問題、他分野連携の問題、支援制度など、課題が山積しております。

難聴高齢者が必要な支援を十分に受けることができるよう、道として今後どのように取り組むのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 福祉局長山谷智彦さん。

○山谷福祉局長 今後の取組についてでございますが、国においては、令和2年11月に「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」結果を取りまとめており、今後、難聴と認知症との因果関係に関する研究部分に関しては、結果が得られ次第、公表する予定と承知しております。

道では、こうした国の動向を注視するほか、他都府県における補聴器購入に係る支援の状況や事業効果の把握に努めるとともに、道内市町村に対しては、他自治体における補聴器購入等に係る取組事例を情報提供しているところでございます。

道といたしましては、耳が聞こえにくい高齢者への合理的な配慮のため、今後とも、関係法令や道条例に基づき、障がいの種類や程度に応じた意思疎通手段の選択、多様な意思疎通手段を使用した円滑な意思疎通の推進などに努めてまいります。

○海野真樹委員 高齢者の難聴の早期発見は、生活の質を保つためにも大変重要であり、また、社会全体の福祉や経済活動にも大きな影響を及ぼすため、早めの支援が求められます。

今後、道としても難聴対策を進めていくことをお願いし、私の質問を終わります。

○川澄宗之介副委員長 海野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

畠山みのりさん。

○畠山みのり委員 まず、しょうがいのある方への配慮と情報保障について伺いますが、質問の前に、会議録におきまして、しょうがいの文字は平仮名で表記いただきますようお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

令和4年5月25日に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布、施行されました。

しょうがいのある方による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を推進するに当たりまして、基本理念には、以下の四つが定められています。

しょうがいの種類、程度に応じた手段を選択できるようにする、日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらずひとしく情報取得などができるようにする、しょうがい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする、それから、デジタル社会におきまして、高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術の活用を通じ、必要とする情報の取得などができるといったことでございます。

北海道におきましては、情報アクセス推進法をまつまでもなく、平成30年に手話言語条例と併せて、意思疎通支援条例が定められたところでありまして、その翌年には、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を作成し、しょうがいの種別ごとの対応や場面ごとの配慮の基本、また、実際の相談窓口の紹介につきまして周知を図っていると承知をしています。

道は、聴覚や視覚、発達のしょうがいなど、多岐にわたるしょうがいの種別ごとに、意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成、研修などについて財政上の措置を講じることも含めて、具

体的な取組を進めてきたと思いますが、道として、これまで、情報保障のために行ってきた取組や、人材育成、配置の状況について伺います。

また、意思疎通支援条例の制定以降で、改善されてきたことがあるのかも併せて伺います。

○川澄宗之介副委員長 障がい者保健福祉課長徳田泰則さん。

○徳田障がい者保健福祉課長 障がいのある方々への情報保障についてでございますが、道では、障がいの有無にかかわらず、全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現のため、平成30年に、いわゆる意思疎通支援条例を制定したところでございます。

本条例に基づきまして、手話通訳者や要約筆記者などの意思疎通支援者を養成し、派遣を行ってきたところであり、こうした結果、手話通訳者は、平成31年4月時点で246名でありましたが、令和6年5月時点で291名、要約筆記者は、平成31年4月時点で52名でございましたが、令和6年5月時点で83名と、いずれも増加しております。

また、令和元年8月に北海道ろうあ連盟が設置しました北海道聴覚障がい者情報センターに対しましては、その運営費に対しまして補助を行ってきているところでございます。

○島山みのり委員 実際の現場でのしょうがい者への情報保障の実践に関しましては、道の指針におきましても、その相談・問合せ先に、当事者及び当事者関係団体が紹介されています。実際の意思疎通支援者の育成や派遣などにつきましても、当事者団体との連携なくしては実践されない現状にあります。

道の指針におきましては、行政において想定される様々な場面において必要とされる配慮として、文書や通知文の作成など、それから、来訪時、会議やイベントの開催、災害時の配慮などが代表例としてまとめられていますが、当事者団体などを通じて、情報の保障が必要な場面やケースを、より詳細に集約していく必要があると考えます。

例えば、よく伺いますのが、医療の現場などでの情報保障であったり、交通事故に遭った際、相手方や警察と対応する場合、また、裁判の傍聴や取調べの可視化も含めた司法の現場における情報保障についても要望を伺うことがあります。

道として、現時点で、しょうがい者への情報保障を必要とする場面をどのように把握しているのでしょうか。今後、どの分野における取組を、例えば、人的配置なのか、オンラインなのかなどを見極めながら、どのように強めていくべきなのか、より関係団体と協議を深める必要があると考えますが、見解を伺います。

○徳田障がい者保健福祉課長 情報保障を必要とする場面の把握等についてでございますが、道では、行政の場で想定される様々な場面において、障がいのある方々に対し、必要とされる情報保障の配慮について、障がい者団体の御意見も伺いながら、平成31年3月に「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を作成するとともに、道庁の各部局や福祉・医療関係団体はもとより、建築や経済、交通事業者などの関係団体のほか、道のホームページにおいても広く周知を行っているところでございます。

【第1分科会 12月5日 第2号】

また、障がいのある方々が日常生活で直面している課題につきましては、定期的に障がい者団体から直接伺う場を設けておりました。引き続き、こうした場での意見交換を行いながら、必要に応じ、指針に新たな配慮のポイントを追加するなど、障がいのある方々が障がいのない方々と実質的に同様の情報を得られるよう努めてまいります。

○**畠山みのり委員** 定期的に当事者団体とやり取りをして、必要に応じて指針に追加しているということですので、より実効性のあるものになっていると思いますから、これからもお願いいたします。

障害者総合支援法の地域生活支援事業によりまして、市町村では、手話でコミュニケーションを目指す手話奉仕員の養成講座が必須事業となっていますが、講師不足、ニーズがない、予算がないなどの理由で実施していない市町村があると承知をしています。

振興局が協力する中で、周辺自治体との合同開催やオンラインを活用した遠隔講座などの実施も含めて、道として全市町村での開催を目指すべきと考えますが、見解を伺います。

○**徳田障がい者保健福祉課長** 手話奉仕員の養成についてでございますが、障害者総合支援法における地域生活支援事業については、手話奉仕員の養成が市町村の必須事業とされておりますが、令和5年度では、道内179市町村のうち、71市町村のみの実施にとどまっているところでございます。

このため、道では、これまで、市町村に対しまして、オンラインによる遠隔研修や複数市町村の共同開催による研修等の事例を周知しますとともに、研修未実施の市町村に対し、個別に開催を促してきたところであり、引き続き、北海道ろうあ連盟とも連携の上、道内全ての市町村で養成研修が実施されるよう努めてまいります。

○**畠山みのり委員** ぜひお願いいたします。

次に、自治体への遠隔手話通訳の拡大についてなのですが、令和元年8月、北海道ろうあ連盟は、北海道聴覚障がい情報センターを設立し、事業の一つとして遠隔手話通訳を進めていると聞いていますが、現在、ろうあ連盟と遠隔手話通訳の委託契約を結んでいる自治体はどの程度あるのか、伺います。

市役所や役場に手話通訳者が配置されることが望ましいと思いますが、少なくとも、遠隔手話通訳の活用によって、災害時の活用も含めた情報保障も可能になると考えます。

道として、遠隔手話通訳の必要性についてどのように認識しているのか伺うとともに、手話通訳者など意思疎通支援の人材が配置されるまでの間の意思疎通手段の一つとして、道内で遠隔手話通訳の拡充を目指すことが重要だと考えますが、見解を伺います。

○**徳田障がい者保健福祉課長** 遠隔手話通訳についてでございますが、遠隔手話通訳は、聴覚に障がいのある方への手話対応が急遽必要となり、即座に手話通訳者の手配が困難な場合などに、タブレット端末等の活用により、不自由なく意思疎通ができる有効な手段であると認識しております。

こうした中、北海道ろうあ連盟が設置、運営する北海道聴覚障がい者情報センターでは、遠隔

手話通訳事業も行っておりますが、現在、道内で委託契約を結んでいるのは18市町であり、市町村単独で遠隔手話通訳を行っている市町村と合わせましても、49市町村の実施となっております。

このため、道としましては、引き続き、市町村に対しまして、障害者総合支援法における地域生活支援事業の活用による、遠隔手話通訳の利用促進に向けた環境整備を働きかけるなどして、地域で聴覚に障がいのある方々が安心して様々な相談等ができる体制を整備することが重要と考えております。

○島山みのり委員 先ほど遠隔医療のお話も出ていましたけれども、遠隔手話通訳には、やはり、盤石な通信環境が前提となると思います。必要なときにその場で利用できるということは、不安解消にもつながりますので、ぜひお願いいたします。

次に、要約筆記者の養成についてなのですが、要約筆記は、聞こえない方だけではなく、聞こえにくい方にも、音の情報を要約して文字で伝える、文字による通訳ということでもあります。途中で聴力を失った方にとりましては、手話は習得が難しい新たな言語でもありますので、従前から中途難失聴者協会などから要約筆記者養成の声が上がっていたと承知をしています。

道内における養成や派遣事業の状況はどのようになっているのでしょうか。道として、その必要性をどのように認識しているのか、また、今後どのように取り組むのか、伺います。

○徳田障がい者保健福祉課長 要約筆記者の養成などについてでございますが、道では、北海道ろうあ連盟に委託し、要約筆記者を養成するとともに、依頼に基づき障がい者団体などの行事などへの派遣を行っております。道内市町村においても、現在、53市町村で派遣を行っているところでございます。

道といたしましては、要約筆記は、聴覚に障がいのある方のうち、手話でコミュニケーションを取ることが難しい方にとって有効な意思疎通手段の一つであるとの認識の下、要約筆記者養成講座を札幌市以外の地方でも開催してきており、今後とも、道内各地域における要約筆記者の養成確保が進むよう取り組んでまいります。

○島山みのり委員 最後に、デジタル時代の情報保障についてということなのですが、さきの定例会で、北海道弁護士会からの要請も踏まえまして、オンラインを活用した接見交通の実現を求める意見書が全会一致で採択されたところであります。刑事手続におけるIT化の議論なども併せて、ユニバーサルな国民の権利を保障する観点が重要です。

令和4年の情報アクセシビリティ法をまつまでもなく、道では、しょうがい者の情報保障について、国に先駆けて取り組んできたということは承知をしています。

この法の趣旨を踏まえれば、国や道、そして、事業者やその他の関係者は、情報の取得及び利用相互に連携し、意思疎通に係る施策を講ずるに当たって、しょうがい者、しょうがい児の保護者などの意見を聞き尊重すること、情報保障のための機器の開発や提供に対する助成、その他の支援、そして、情報取得に対する機器などの利用方法の取得のための支援、講習会の実施、しょうがい者などからの相談への対応、これらのことにこれまで以上に連携して取り組むこととされ

ています。

情報機器を活用したユニバーサル社会実現のために、道はどのような取組をしてきたのか、伺います。また、当事者団体などを通じまして、新たな機器の開発やモデル的な使用などによって、デジタル時代の意思疎通支援を進めることが必要だと考えますが、見解を伺います。

○川澄宗之介副委員長 福祉局長山谷智彦さん。

○山谷福祉局長 デジタル時代の情報バリアフリー化の促進についてでございますが、日常生活で様々な機器のデジタル化が進む中、道では、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」において、情報保障に役立つ機器等を紹介しているほか、デジタル機器の利用機会や活用能力の格差は正などを総合的に図るためのITサポート拠点の設置や、障がい者団体が実施する情報通信技術講習会の開催を支援するなどしてきたところでございます。

道としては、障がいのある方々の情報の利用におけるバリアフリー化を一層進めるため、関係団体の御意見も伺いながら、引き続き、自治体等への情報通信機器等に関する情報提供や好事例の周知などに努め、その普及や利用の促進を図ってまいります。

○畠山みのり委員 デジタル化で私たちの生活は便利になってきていますけれども、どんどん新しい技術が出てまいります。そのデジタルの力を借りて、これまで以上に誰もが便利で快適に過ごせるように情報提供をお願いいたします。

それでは次に、母乳バンクとドナーミルクについて伺います。

小さく生まれた赤ちゃんとお家族のための「ほっかいどうリトルベビーハンドブック」が令和4年度に完成しまして、ハンドブックの必要性について熱心に活動されてきた北海道リトルベビーサークルゆきんこの皆さんなのですが、とても喜んでいらっしゃいました。どうもありがとうございました。

そのリトルベビーハンドブックは、今年度中には国内全ての都道府県で完成するということがあります。

この小さな赤ちゃんに関わることなのですが、とあるセミナーで、妊娠可能世代の健康が危ぶまれている、栄養が足りないというお話を聞きました。いわゆるプレコンセプションケアの重要性についてなのですが、過去にも道議会の中で議論に上がったところでもあります。

数年前には、北海道大学と岩見沢市などの共同プロジェクトで、低出生体重児の減を実現したという発表がされましたが、その中でも、母子健康調査におきまして、個人に最適な食事を届けるなど、健康の側面からのケアもされたとのことでもあります。

実際、国内では、毎年、約6500人の低出生体重児が生まれています。日本は、高度な医療技術がありますので、500グラム未満で生まれた赤ちゃんでも、その60%が生存しているということです。

赤ちゃんにとって母乳というのはとても大切な栄養となります。特に、早産の赤ちゃんにとっては、多くの合併症を予防するなど、薬的な役割もあるとのこと。経腸栄養に占める母乳の割合が大きいほど、赤ちゃんの将来の認知機能、運動機能の向上にも関わるといことが報告さ

れています。

早産の母親というのは、様々な理由で母乳を赤ちゃんに与えられないということも少なくないということで、そこで注目されているのが母乳バンクというものです。ドナーミルクを必要とする、母乳を必要とする赤ちゃんに安全に提供する仕組みで、先進国では母乳バンクから提供されるドナーミルクの利用を推奨しているようですが、国内ではまだ不足している状況であります。不足というか、進んでいない状況です。

道内の母乳バンクの状況はどのようになっているのか、まず伺います。

○川澄宗之介副委員長 子ども成育支援担当課長中村浩さん。

○中村子ども成育支援担当課長 道内の母乳バンク等の状況についてであります。現在、国内では、東京都に2か所、愛知県に1か所、合計3か所の母乳バンクの拠点が整備され、民間団体が運営していますが、道内に拠点は設置されておりません。

また、令和6年5月時点でドナーミルクを使用している施設は、全国で103か所、道内で1か所、ドナー登録を行える施設は、全国で43か所、道内で1か所となっております。

○畠山みのり委員 道内では母乳バンクはないということで、全国でも3か所、そして、ドナーミルクの登録施設、それから使用施設も道内は各1か所ということでもあります。

先ほど紹介した北海道リトルベビーサークルの皆さんの声によりますと、母乳バンクという言葉すら知らない人も多いということです。ですから、まずはそこから広める必要があるのではないかというお声を聞きました。ただ、たとえ知っていても、御自身が入院した病院でのドナーミルクの取扱いがなければ利用はできなかったというお話もあります。

少なくとも、母乳バンクやドナーミルクという存在を広めてほしいと思うのですが、国においては、ドナーミルクに関する調査研究事業が令和2年度から実施されていると把握しています。

現在も継続中とのことですが、まずはどのような方向を目指しているのか、伺います。

○中村子ども成育支援担当課長 ドナーミルクに関する調査研究事業についてであります。国においては、令和2年度より、ドナーミルクの安全性や医学的な有効性、ドナー登録機関向けのマニュアル作成、全国展開に向けた母乳バンクの運用基準などについて調査研究が行われており、今後も、ドナーミルクに関する法的な位置づけや安全確保の仕組み、安定供給に関する現状や課題を整理すること等を目的とした調査研究が行われる予定であると承知しております。

○畠山みのり委員 現在運営している母乳バンクのドナーになるためには、健康状態などのチェックに合格が必要です。チェックがいろいろされて、それに合格した方がドナーになれると。そして、合格した方から提供されたドナーミルクも、何回もの厳しい検査をクリアしたものだけが厳重に管理されているそうです。様々な問題もあるのでしょうかけれども、必要とされる方に安全に供給できるようになればと思います。

母乳バンクの取組に関して、道としては、どのような課題があり、その対策を今後どのように行っていくのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみさん。

○野澤保健福祉部子ども応援社会推進監 今後の取組についてでございますが、母乳には、乳児の成長に必要な栄養素が含まれているほか、様々な免疫物質が乳児を感染症などから守る効果があり、特に低出生で生まれた新生児に早期の母乳を与えることは合併症予防の効果があるとされていることから、母乳育児に関し、道内でも、市町村が実施する産後ケア事業等において、希望する方に対し、授乳方法や乳房ケア等の支援を行っております。

母乳バンクにつきましては、ドナーミルクの医学的な有効性や安全性確保の仕組み等について国の調査研究事業が行われておりますことから、道といたしましては、その検討状況を注視しつつ、道内におけるドナーミルクの使用状況などの実態把握に努めてまいります。

○畠山みのり委員 ぜひお願いをいたします。

いろいろな理由で母乳をあげられない母親、また、出過ぎて困る人にとっても母乳バンクは有効な手だてだと考えます。それと同時に、母乳をあげたくてもあげられない人の悲しみや苦しみ、そういったことへの配慮も必要だということをお伝えしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○川澄宗之介副委員長 畠山委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、保健福祉部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川澄宗之介副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、12月6日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時17分散会